

茨城キリスト教大学自己点検・評価報告書  
(2019年度)

2020年3月

## 目 次

■序章	
1 自己点検・評価における本学の姿勢 .....	3
2 前回の認証評価以降の改善措置 .....	4
■本章	
第1章 理念・目的 .....	11
第2章 内部質保証 .....	21
第3章 教育研究組織 .....	40
第4章 教育課程・学習成果 .....	56
第5章 学生の受け入れ .....	79
第6章 教員・教員組織 .....	91
第7章 学生支援 .....	105
第8章 教育研究等環境 .....	115
第9章 社会連携・社会貢献 .....	123
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営 .....	131
第2節 財務 .....	145
■終章 .....	151

## ■序章

### 1 自己点検・評価における本学の姿勢

本学は、1994年に財団法人大学基準協会の正会員となり、翌年、「茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程」を策定するとともに「自己点検・評価運営委員会」を設置した。文部省がくだんの体制整備を義務化する4年前のことであり、自己点検・評価の意義を早くから認識していた姿勢を示す証左と考える。

以降、常に建学の精神を反芻しながら、教育・研究・社会貢献・大学運営が適切になされているかを点検・評価し、質の向上を求め続けてきた。さしあたりその最初の成果は、2003年度『茨城キリスト教大学の現状と課題 — 自己点検・評価報告書 — 』として結実した。

2012年度より、上記の自己点検・評価の営みを「第13期学園中期経営計画」の教学(大学)部門に連動させる体制も整えた。本学園全体の歩みに本学(大学)の歩みを重ねるためであり、より効果的かつ効率的な点検・評価体制を構築するためでもあった。この経営計画は2012～2015年度の4ヵ年計画であったが、そこでは四つの重点課題(1. 教育環境の整備・拡充、2. 変化に対応できる柔軟な組織力の確立と強化、3. 財政基盤の強化、4. 特色ある教育活動の推進)を掲げ、その検証結果を公表済である。

2019年度現在、「第14期学園中期経営計画」(2016～2020年度)が進行中であり、その内容についてはこの報告書の本文において、各項目との関連で適宜取り上げてゆく。

自己点検・評価が法令上の義務となって久しいが、いわゆるP D C Aの営みは、上述の通り本学として内発のものであった。このサイクルを単なる「堂々巡り」ではなく「螺旋的上昇」のものとするために、他大学の取り組み事例を入念に参酌しながらシステムを鍛え続け、第三者の検証に積極的に委ねていく姿勢を今後も堅持したいと考えている。

## 2 前回の認証評価以降の改善措置

前回の認証評価（2013年度申請）では、次の8点（努力課題7点・改善勧告1点）について改善するよう指摘を受けた。事後、改善報告書として提出した内容を以下列記する。

### （1）努力課題に対する改善措置（2017年度提出）

No.	種別	内容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果
	指摘事項	文学研究科において、学部の授業科目のうち、研究科委員会が大学院学生の研究上必要と認めたものに関し、成績評価基準を区別することなく修了要件単位として認定しているため、教育の質保証の観点から改善が望まれる。
	評価当時の状況	2013年度は、『履修要覧』の文学研究科の「履修 5. 授業科目の履修」の項目に、「他専攻および学部の授業科目のうち、研究科委員会が当該学生の研究上必要と認めたものに関しては、8単位を超えない範囲で履修できる」と記載されていた。
	評価後の改善状況	2014年度から、学長の指示により、文学研究科委員会の議を経て、『履修要覧』の文学研究科の「履修 5. 授業科目の履修」の項目には、他専攻および学部の授業科目のうち、「研究科委員会が当該学生の研究上必要と認めたものに関しては履修可能だが、大学院の履修要件単位には加えない。」と明記し、改善を図っている。
2	基準項目	4. 教育内容・方法・成果
	指摘事項	文学研究科および生活科学研究科において、学位論文審査基準が明文化されていないので、『履修要覧』などに明記し、学生にあらかじめ明示するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	2013年度『履修要覧』の「論文の審査及び最終試験」欄において、以下のように規定していたが、学位論文審査基準は示していなかった。 1) 修士課程を修了するためには、修士論文審査及び最終試験に合格しなければならない。 2) 修士論文を提出した者は、当該年度の所定の期日に最終試験を受けるものとする。 3) 提出された個々の論文については、研究科委員会から委嘱された審査委員3名（主査1名、副査2名）が審査し、最終試験の

No.	種別	内容
		責任も負う。
	評価後の改善状況	2014年度から、学長の指示により、各研究科委員会および合同研究科委員会の議を経て、大学院学則13条に基づき、『履修要覧』に「修士論文の指導」（文学研究科）、「修士論文の作成と指導」（生活科学研究科）の項目を新たに設け、学位論文審査基準を明記している。
3	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	文学部現代英語学科において、2013（平成25）年度結果で改善はみられるものの収容定員に対する在籍学生数比率が0.81となお低く、改善が望まれる。
	評価当時の状況	2013年年度の入学者数（1年次生）は定員に対して1.14であったが、2～4年次生が定員を満たしていなかったため、本学科全体としての収容定員充足率は0.89に留まっていた。
	評価後の改善状況	インターンプログラムの導入、広報活動等に学科として力を入れた結果、入学定員に対する入学者数の割合は、2014年度1.23、2015年度1.40、2016年度1.09、2017年度1.34と常に定員を上回っている。学科全体の2017年度の収容定員充足率は1.14に改善している。
4	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	文学研究科において、収容定員に対する在籍学生数比率が0.30と低く、改善が望まれる。
	評価当時の状況	文学研究科の過去5年間の入学定員に対する在籍者比率は2008年度0.55、2009年度0.53、2010年度0.38、2011年度0.30、2012年度0.30と状況は悪化していた。
	評価後の改善状況	評価後の在籍者比率は、2013（平成25）年度から策定した第13期中期経営計画にも拘らず、2013年度0.30、2014年度0.25、2015年度0.23、2016年度0.20、2017年度0.25と改善することができなかった。その間、現職教員の志願者を増やすことも念頭に置き、2014年度より茨城県教育委員会と協働で、ハワイ大学英語教員研修プログラムを実施し（2018年度まで継続）、当該分野において著名な研究者を招聘し、積極的に講演会を開催した。

No.	種別	内容
		また、本学第14期中期経営計画におけるアクションプランとして、2017年度より新たな戦略をたて、引き続き定員に対する在籍者数比率の改善が図られるよう取り組んでいる。
5	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	編入学定員に対する編入学生数比率について、文学部現代英語学科が0.04、同児童教育学科が0.00、同文化交流学科が0.10、生活科学部人間福祉学科が0.00と低く、改善が望まれる。
	評価当時の状況	2012年度の編入学定員に対する編入学生数比率は指摘事項の通りであり、認証申請年度2013年度の編入学生数比率も文学部現代英語学科0.00、同児童教育学科が0.02、生活科学部人間福祉学科が0.00であった。また経営学部経営学科の2013年度編入学生数比率も0.00、指摘事項にある状況はさらに悪化していた。
	評価後の改善状況	<p>評価後の編入学生数比率の状況については、2014年度も文学部現代英語学科0.00、同児童教育学科0.00、同文化交流学科0.00、生活科学部心理福祉学科0.00、経営学部経営学科0.00と低調であり、2015年度も改善の見込みが立たない。近隣の短期大学在学生へ編入学の広報活動を試みたが成果が表れていない。</p> <p>今後、編入学自体の廃止も含め検討を行うが、少数であれ、小学校・中学校・高等学校の教員免許状の取得を目的に編入を希望する受験生について慎重に調査検討を行う。</p>
6	基準項目	7. 教育研究等環境
	指摘事項	図書館に専門的な知識を有する専任職員を配置していないため、学術情報サービスを支障なく提供できるよう改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>2013（平成25）年度における図書館業務体制は、館長1名、専任職員2名、嘱託員2名、業務委託職員4名であり、図書館司書の資格を持つ者は委託職員の中の2名であった。</p> <p>専任事務職員2名および嘱託員2名の本学職員は、教員、大学他部署との連携、また学生、教員の幅広いニーズ（研究支援、学生支援、学内情報システム対応等）に対応する役割を担い、業務委託職員には図書館司書の専門的な知識を生かした利用者サービスを主に担当していた。そのような分業体制を行った理由については、図書館のみならず全学的な事務体制に携わらねばならない専任職員よりも、図書館業</p>

No.	種別	内容
		務に日常的に特化して利用者サービスを行える業務委託職員の方が、図書館司書の専門的知識を活用することができるとの判断からであった。
	評価後の改善状況	<p>2014（平成26）年度より、事業形態における業者委託の割合を向上させることにより、図書館担当者の専門性を高めた。</p> <p>現在、大学職員は、館長1名・専任職員1名・嘱託員1名、業務委託職員10名で運営している。その内、委託職員10名中8名は図書館司書資格所持者である。また専任職員は、2017（平成29）年9月に図書館司書資格を取得見込みである。よって図書館担当者の約80%が専門知識を有するまでに改善がなされた。</p> <p>また、情報提供の機会もガイダンスの充実（1年生はほぼ全員、2年生以上も希望ゼミは全員）やラーニング・コモンズエリアにおける、委託職員によるコンシェルジュの常駐など、学術情報サービスに支障のない改善が実現できた。</p>
7	基準項目	9. 管理運営・財務
	指摘事項	「大学運営会議」は、学長をはじめ副学長、各学部長等で構成される大学の管理運営に関する事項を審議・調整する重要な合議体であるが、その議事録が作成されていないので、意思決定や審議内容が構成員に共有されるように改善が望まれる。
	評価当時の状況	運営会議は、事務長が資料に記録して事務室に保管するのみで、議事録は作成していなかった。
	評価後の改善状況	<p>大学基準協会評価委員による実地調査（2013年10月1日、2日）時のやり取りを踏まえ、当時の学長が議事録を残すべきと判断し、2013年10月14日運営会議より議事録を残すこととした。構成員である事務長が作成し、議長である学長が内容を確認して加除修正し、学長の捺印をもって完成となる。議事録本体は事務長が在室する事務室に保管しており、構成員はいつでも閲覧できる。</p> <p>2014年4月1日より学長は交代したが、議事録作成は継続し現在に至っている。</p>

(2) 改善勧告に基づく改善措置 (2017年度提出)

No.	種別	内容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果
	指摘事項	文学研究科、生活科学研究科および看護学研究科では、研究指導計画が策定されていないので、研究指導計画に基づいた研究指導、学位論文作成指導が確実に出来るように是正されたい。
	評価当時の状況	<p>2013年度は、研究指導に関しては、大学院学則に基づき、『履修要覧』には、3研究科とも「履修」欄に、以下のような指導教員に関する規定しか設けていなかった。</p> <p><u>指導教員</u></p> <p>(1) 学生は、1年次4月の履修登録時に、希望する研究分野及び指導教員名を研究科委員会に届けなければならない。</p> <p>(2) 学生は、履修する授業科目の選択及び修士論文の作成に当たっては、当該学生の研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）の指導を受けなければならない。（学則第9条4）（“学生は、指導教員担当の課題研究を履修する。”文学研究科のみ記載）</p> <p>(3) 学生は、原則として、修士課程の修了まで同一の指導教員から指導を受け、修士論文を作成することとする。ただし、研究のテーマや内容から、指導教員を別に定める必要が生じた時は、研究科委員会の議を経て、指導教員を変更することができる。</p>
	評価後の改善状況	2014年度から、学長の指示により、各研究科委員会および合同研究科委員会の議を経て、大学院学則13条に基づき、『履修要覧』に上覧記載事項に加え、「修士論文の指導」（文学研究科）、「修士論文の作成と指導」（生活科学研究科）、「修士論文または課題研究論文の指導」（看護学研究科）の項目を設け、2年間の研究指導および学位論文作成指導について各研究科とも詳細に明記している。

## (3) 大学評価後の大学全体の取り組み概要 (2017年度提出)

認証評価において「長所として特記すべき事項」にあげられた「社会連携・地域貢献」の領域では、2014年度以降、更なる改善を目指して次の事柄に取り組んだ。

- (1) 2014年度および2015年度において、地域連携推進室の長（地域連携推進室運営委員長）を副学長が担うことで、行政機関や地域の諸団体との更なる連携強化に努めた。その結果、地域のニーズをより詳細に把握することができ、各種ニーズに対応する社会貢献事業の件数も増した。
- (2) 2016年度、地域における本学の取り組みの認知度を向上させ、地域のニーズをより詳細かつ日常的に把握できる体制の構築を目指し、「地域連携推進室」を「地域連携センター」に改組した。特にこの改組において、地域のニーズと本学教員のシーズとのマッチングを円滑に進めるため、学長指名の専任教員が就くセンター長の職を置いた。
- (3) 茨城大学、茨城工業高等専門学校、常磐大学とともに「いばらき地域づくり大学・高専コンソーシアム」を設立（2015年）。2017年度よりほぼ全ての県内大学が参画し、各種の地域づくり事業において連携している。
- (4) 茨城大学を代表校として企図した「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+事業)」に申請準備段階から参画。採択後の2016年度より各種の地方創生推進事業を実施し、特に本学が担当する領域として一連の「子育て支援事業」に取り組んでいる。

また、「努力課題」や「改善勧告」として指摘された個別の事項については別紙の通り対応を進めた上で、独自の判断に基づき大学全体として次の改善を行った。

- (1) 2015年度、全教育課程のPDCAのあり方を、「教育課程の編成・運用・改善に関する規程」として整備。特に教育課程編成にあたっては、学長を長とする「教育課程評議会」を設置し、3つのポリシーや各教育課程改定原案をすべて学長主導のもとに全学的な共通理解のもとで整える体制を構築した。
- (2) 上記(1)のもとに編成・施行した2017年度カリキュラムにおいて、学長の指示に基づき、シラバスに「科目ナンバリング」を記載した。さらに学長が掲げるアクションプランに基づき、内部質保証の一環たる「学修成果の評価システム」や「教学IRの整備」等について導入準備を進めている。
- (3) 2016年度、「教育研究センター」を「学術研究センター」に改組するとともに、学長が提示する研究課題達成のための競争的研究支援金制度を設けるなど、更なる研究支援体制の充実を図った。
- (4) 2016年度より、休学する学生の負担軽減や退学者の減少等を目指し、休学中の学納金を従来は「授業料の半額および設備拡充費の半額」（年額51万円・看護学部のみ66万円）としていたことを改め、新たに「休学在籍料」（半期6万円・年額12

万円)のみを支払うこととした。

- (5) 2016年度、主として新任教育職員に対し本学が求める資質と力量(研究業績・教育業績・社会貢献業績・同僚性)を明確にし、このことによって将来待遇の曖昧さから生じる不安を解消し、教育職員組織をより強固にする一員となることを支援するため、任期付契約のもとに採用された教育職員(本学規程における第3種専任教員)が任期の定めのない定年制専任教職員(同、第1種専任教員)となるための「任用替え基準」を整備し、就任前の契約時に明示する採用人事システムを整えた。
- (6) 2017年3月、学生生活を更に豊かにすることを目指し、老朽化したサークル棟「クラブ・ハウス」を取り壊して新棟を建設した。
- (7) 2018年度入試に向けた2017年度中の願書出願について、いわゆる「Web出願」を可能とするシステムの準備を整えた。またこのこととあわせて、社会に対する本学の説明責任や広報活動をより円滑に推進すべく、ホームページを全面的にリニューアルする準備を整えた。

その他、特に今後の導入に向けて検討と準備を進めている項目は次の通りである。

- (1) アドミッション・ポリシーに基づき、特に「学力の三要素」を着実に測定しうる入試システムを構築すること。
- (2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに基づく客観的かつ精密な学修成果評価手法を開発すること。
- (3) 課外活動や学生生活全般を含めた主観調査(学生満足度調査やステークホルダーによる評価)および客観調査(出席状況やGPA、およびその他の各種指標との相関関係)を随時実施可能とし、改善に生かすことのできるIRシステム(特に学生個別のポートフォリオとその集計システム)を導入すること。
- (4) 上記の事柄をエビデンスとした実績広報とアカウントビリティを遂行すること。

## 第1章 理念・目的

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

#### <1> 本学が掲げる理念・目的の適切性

本学はその理念・目的を、大学学則の第1章「目的および使命」・第1条において次のように定めている。

本学は茨城キリスト教学園に属する認定こども園、中学校、高等学校と連携し、一貫した教育体系の最高機関として、キリスト教の精神による人格教育に基づき豊かな教養を培うと共に、深く学術を研究教授し、知的応用能力をもって地域社会はもとより広く国際社会に奉仕する人物を養成することを目的とする。

(根拠資料1-1 茨城キリスト教大学学則(第1章「目的および使命」第1条))

また本学大学院についても、大学院学則の第1章「総則」・第1条において、その理念・目的を次のように定めている。

キリスト教を教育の基本方針とする本学建学の理念に基づき、高度の専門の学術について、その研究方法、理論及びその応用を教授研究して学術・文化の発展に寄与するとともに、地域社会と国際社会に貢献する能力をもつ人材を育成することを目的とする。

(根拠資料1-2 茨城キリスト教大学大学院学則(第1章「総則」第1条))

これらの理念・目的が「適切に設定」されたものであるか否かについて、以下2つの観点から本学の認識を点検・評価する。

第一に、上記の理念・目的は一見してわかる通り、我が国の公教育を担う「大学」のひとつとして、教育基本法第7条第1項に規定される公の理念を包摂している。また我が国における全ての私立大学は、法に謳われる公的理念の実現に向けた努力を宣言するのみならず、許容される限りにおいて独自の理念・目的を追白してゆくことも求められる。本学では上記目的にある通り、このことを「キリスト教の精神による人格教育」の語をもって追白し続けてきた。換言すれば、本学は他大学と共有する公の理念・目的の実現に向けて、「キリスト教の精神による人格教育」をその主たる方途とする私立大学であって、その理

念・目的は今日の社会的要請に対応した「適切性」を充分有していると自認する。

第二に、上記の理念・目的は、本学園法人の沿革とともに培われてきた所産の一端を示すものであることから、以下、草創期から今日に至るまでの経緯を辿り、理念・目的の変遷に着目して、その適切性をより詳しく確認してゆく。

1945年の終戦を迎え、この地のキリスト者たちは、直ちに社会文化活動を含む教育活動施設の設立を模索しはじめた。かれ彼女らは荒廃した国土に平和国家を建設するため、キリスト教の愛の精神に基づく学校を作りたいと望んだ。

1945年9月に来日した米国原爆調査団の一員に、戦前よりこの地で伝道活動をしていた宣教師がいた。彼は帰国直前の12月に常陸太田を訪ね、学校設立の願いを抱く常陸太田キリストの教会の関係者に接触した。翌1946年12月、これを支持した米国キリストの教会の宣教師が来日し、教育施設構想をまとめて候補地探しを開始した。

ちょうどその頃、多賀キリスト教会は教会堂の建設と併せて私塾「多賀学園」の設置準備を進めていた。夜間の英語学校、および「戦争に痛められ、生活に傷つけられた幼児の楽園」となる幼稚園を作り、将来的には社会に開放された図書館、戦前の生活学校のような教育施設、そして授産所などを作ることが目指されていた。1947年1月に成った多賀学園設立趣意書には、真の教育は社会との深い連携の下で成り立ち、社会全体が教育の場であり、「本当の学問は働く所から生まれて来ます」との理念が記された。

翌2月、多賀キリスト教会は常陸太田キリストの教会とともに教育施設を作ることを決めた。両者は3月に「シオン学園総合大学事業計画書」を発表し、大学、高校、中学、幼稚園、夜間学校、生活学校、図書館、講堂、実習施設としての酪農場、授産所、療養所を備えた総合学園構想を掲げる。その趣意書では、キリスト教の精神の下に、謙虚で友愛の心に富み、他人と日本と世界のために貢献する人材を輩出して、「平和的文化国家」を再建する総合教育施設を目指すと謳った。

その後、常陸太田と多賀の中間地点にある大甕の地が学園設立地と定められ、同年11月16日、米国キリストの教会から派遣された代表者が大甕において記念野外礼拝を行った。本学園はこの日を創立記念日とする。キリスト教の愛の精神に基づいた、平和な日本と世界の礎となる教育機関を設立するとの思いが、常陸太田キリストの教会と多賀キリスト教会の間で共有され、米国キリストの教会がこれを強く支援した。この野外礼拝からひと月後となる1947年12月15日、彼らは国に対して学園の設立許可願いを提出した。

翌1948年2月、本学の母体となる財団法人「シオン学園」は設置許可を受け、4月に登記認可された。「寄附行為」第3条には、「本法人はキリストの教に則り教育並びに社会事業をなすを目的とする」と謳った。夜間英語学校、多賀幼稚園、そして高等学校の三施設開設によるスタートであった。

翌1949年12月、名称を茨城キリスト教学園に変更し、1950年に教養主義教育を掲げて短期大学を設置。1951年になると、私立学校法施行に伴う学校法人化にあたって、「寄附行為」を新たに定め、その前文を次のように謳った。

神の栄光と総ての人類のために、茨城キリスト教学園の設置者である吾人は、次のような主旨の下にある教育機関を設立すべく企図している。即ち  
1. まず何よりもイエス・キリストの新約聖書にあらわされた神の聖に対して忠実であ

ること。

- 2.若い人々をして学問的には完全に、精神的にはキリスト教徒らしく育成すること。
  - 3.教育課程の中心に神の言として尊重すべき聖書をおくこと。
  - 4.心をつくして教会に事え、総てのキリスト教徒の協力を求めるが、教会内の行政に立ち入るものではない。同時に又教会から何らの制約をも受けぬ立場に立つものである。
- このような目的を達成するために、吾々はこの寄附行為を制定する。

(根拠資料1-3 学校法人茨城キリスト教学園寄附行為 (前文))

第2代学園総長ローガン・J・ファックスは、「寄附行為」前文をさらに敷衍した「我々が学園の理想」と題する次の一文を1955年に起草している。原文は“My Dream for Ibaraki Christian College”と銘打たれ、学園発行の英文冊子Ibaraki Christian Educatorに掲載された。以下はその邦訳である。

クリスチャンの学生が、ここに学ぶことによって、信仰が強まり神に対する深い愛と悩める人々への伝道の熱意が高まって、やがては燃えるがごとき情熱と化する学校。キリストを知らない学生達が、福音の言にふれて回心し、彼らの全生涯を自分の救世主に捧げようとするようになる学校。敬虔にして、しかも、学問的な聖書研究の中心であり、有能にして献身的な福音の伝道者が陸続として流れ出て、日本にある諸教会に奉仕することができるような学校。学生が民主的な生活方法の理論と実際とを学び、これなくしては、いかなる人も民主的になり得ない霊的勇気のみられる学校。神の前に、その真、その善、その美の前に学生も教師も共に頭をたれ、然も他のいかなるものにも、すなわち、刻まれた偶像であろうと、頑迷な独裁者であろうと、富であろうと、権力であろうと、あるいは不正であろうと、虚偽であろうと、断じて頭を下げない学校。思索の精神が昂揚され、偏見、迷信および無知が容赦なく攻撃される学校。そして何にもまして、愛が総てを支配し、自己中心的な態度と規則にしばられている行為に愛の原理がとって代わっていくような学校。以上は我々が学園を建設するにあたっての理想であります。

(根拠資料1-4 我々が学園の理想)

その後、学園は1962年に中学校を開設し、1967年にはいよいよ四年制大学を設置した。総合学園としての教育事業体制が、こうして19年の時を経て整えられた。

その後も順調に教育活動が続けられたが、設立から40年を経た1991年の理事会において、「我々が学園の理想」は大きな発展を遂げた学園の現状と十分に合致しなくなったとの認識に至り、時代に即した新たな「我々が学園の教育理念」を策定した。それが、現在の本学園が掲げる以下の教育理念である。

茨城キリスト教学園は  
キリスト教の精神に基き、  
謙虚に真理を追求し、

公正を尊び、真の隣人愛をもって  
人と社会に進んで奉仕し、  
人類の福祉と世界の平和に貢献する  
人間の育成を目的とする

(根拠資料1-5 我々が学園の教育理念)

このように、時代に即して教育理念の表現も変容してきたが、設立時の清冽な精神を表わす1951年の「寄附行為」前文は、現在でも本学園「寄附行為」にほぼ変わらない形で載せている。尚、創設当初の「寄附行為」に記載していた前述の第3条「本法人はキリストの教に則り教育並びに社会事業をなすを目的とする」との文言は、国の教育方針や法令等との親和性・整合性を図るために改定し、現在では次の文言を用いている。

この法人はキリスト教教育を施すために、教育基本法及び学校教育法に従い学校を設置することを目的とする。

(根拠資料1-3 学校法人茨城キリスト教学園寄附行為(第3条))

本学は、設置当初は文学部のみの一学部体制であった。1999年、学園は本学と短期大学を統合し、2000年に短期大学部生活文化学科を廃止するとともに生活科学部を設置、2004年には短期大学部の募集を停止して看護学部を新設し、2011年になって経営学部を開設した。現在はこの四学部体制をもって、より一層社会的貢献度を高めることができる体制となった。

このような沿革にあって、本法人の理念・目的は、時々の人々による試行錯誤を経ながら「時代に呼応する適切性」が検証され続け、「我々が学園の教育理念」として結実している。冒頭に示した本学学則に示す理念・目的も、この学園全体の理念に基づいて設定したものである。

## <2>学部・研究科の理念・目的、および大学全体の理念・目的との関連

前述の通り、本学園の建学理念に基づき、本学がその総体として掲げる理念・目的は明瞭である。その理念に基づいて養成しようとする人材は、換言すれば隣人愛の精神を胸に抱き、公正を尊重し、教養を修め、真理の学修に取り組み、知的応用能力を持ち、福祉と平和に貢献すると共に地域並びに国際社会に奉仕する人材である。

以下に示す通り、各学部・学科・専攻および各研究科・専攻(以下、各学科等)の目的はいずれも、大学全体の理念・目的として掲げる養成目的像(貢献・奉仕する人材)について、教養および各々の専門性の観点からより具体的に描いたものである。その現況の適切性については第3章「教育研究組織」においてさらに検証・詳述するが、大学全体の理念・目的からかけ離れた個別の理念・目的(齟齬)は確認できないことから、いずれも適切と考える。

文学部は、幅広く豊かな教養を身につけ、教育、保育、国際交流など、多様な分野において地域社会ならびに国際社会に貢献する人材の養成を目指す。

- 1) 現代英語学科は、国際交流語としての英語の基本的かつ高度な運用能力を有し、国際化する現代社会で活躍する人材を養成する。
- 2) 児童教育学科児童教育専攻は、初等教育に関する専門知識を有し、未来を担う子どもの健やかな成長支援と学校教育等に携わる有為な人材を養成する。
- 3) 児童教育学科幼児保育専攻は、初等教育および保育に関する専門知識を有し、就学前の子どもの教育、保育ならびに子育て支援に関わる人材を養成する。
- 4) 文化交流学科は、国内外の歴史、社会および文化に関する専門知識を有し、実践的な交流を通して世界に奉仕する人材を養成する。

(根拠資料1-1 茨城キリスト教大学学則 (第2条第2項))

生活科学部は、心と生命を持ち、共同体の中で自然と共生しながら生きる、傷つきやすく精妙な人間を癒し、その良き生を守る人材の養成を目指す。

- 1) 心理福祉学科は、心理と福祉、二つの専門領域が相互にその専門性を高めあいながら学生を育み、地域の社会福祉に貢献する人材を養成する。
- 2) 食物健康科学科は、人間の基本的な営みである食を科学と文化の視点から教授研究して地域社会の発展に寄与するとともに、食べ物と健康の関わりを管理、教育する人材を養成する。

(根拠資料1-1 茨城キリスト教大学学則 (第2条第3項))

看護学部看護学科は、生命の尊厳への深い畏敬の念と、人間に対する深い洞察力と温かい感受性を有し、地域の保健医療福祉に貢献する人材の養成を目指す。

(根拠資料1-1 茨城キリスト教大学学則 (第2条第4項))

経営学部経営学科は、幅広い教養と倫理観を備え、経営の専門的知識を持った職業人の養成を目指す。

(根拠資料1-1 茨城キリスト教大学学則 (第2条第5項))

文学研究科の各専攻は、第1条に掲げる目的を達成するため、以下のような人材の育成をめざして研究と教育の充実を図る。

- (1) 英語英米文学専攻は、英語学、英米文学および英語教育学の分野における精深な学識を授け、英語圏において培われてきた文化や伝統を社会に生かす良き市民の育成をめざすとともに、英語教員等の高度英語専門職業人の育成を図る。
- (2) 教育学専攻は、教育学、教育心理学、臨床教育学、特別支援教育の分野における精深な学識と実践力を授け、広く教育の発展に寄与する良き市民の育成をめざすとともに、教員や学校カウンセラー等の高度教育専門職業人の育成を図る。

(根拠資料1-2 茨城キリスト教大学大学院学則 (第3条第2項))

生活科学研究科は、第1条に掲げる目的を達成するため、次のような人材の育成をめざして研究と教育の充実を図る。

- (1) 食物健康科学専攻は、食物科学および人間栄養学の分野における精深な学識と実践力を授け、高い倫理性と高度な専門知識・技術をもって地域社会に貢献する管理栄養士、食品衛生監視員、栄養教諭、家庭科教員等の高度専門職業人の育成を図る。

(根拠資料1-2 茨城キリスト教大学大学院学則 (第3条第3項))

看護学研究科は、第1条に掲げる目的を達成するため、次のような人材の育成をめざして研究と教育の充実を図る。

- (1) 看護学専攻は、基礎看護科学および実践看護学の分野における精深な学識と実践力を授け、いずれかの領域で修士論文を作成するコースと、専門看護師を目指すためのコースの2コースにおいて、高い倫理性と高度な専門知識・技術をもって地域社会に貢献する専門的看護師、看護学研究やその教育を担う高度専門職業人の育成を図る。

(根拠資料1-2 茨城キリスト教大学大学院学則 (第3条第4項))

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学はその名称に「キリスト教」を冠し、学園内に礼拝堂を設け、キリスト教センターを中心に様々な活動を展開している。このことから、キリスト教主義の精神に基づく教育研究活動を基本理念としている点に関しては、教職員間はもちろん地元地域においても十分に認知されている。

加えて、キリスト教主義の精神に基づく本学の理念・目的及び学部・研究科の目的について学則に明示してきたことは前述の通りであるが、これに準ずる諸規則等についても学則との関係を概ね当該規則第1条において謳っており、さらに教職員及び学生や社会に対して分かりやすく説明してゆくための各種方針等を様々な媒体を用いて発信してきた。その媒体は多岐にわたるが、主として全学生に配付する『履修要覧』および本学ウェブサイトの2つが挙げられる。

学則本文については『履修要覧』（根拠資料1-6【ウェブ】）に、大学院学則については『大学院履修要覧』（根拠資料1-7【ウェブ】）にそれぞれ掲載するとともに、ウェブサイト上の「情報公開」の項目に掲載し、さらに『履修要覧』全頁をPDF形式でダウンロードできるようにしている。

学則本文に示す人材育成その他の教育研究上の目的は、毎年発行する『茨城キリスト教大学入学案内』（根拠資料1-8【ウェブ】）および『大学院入学ガイドブック』（根拠資料1-9）等の各種広報媒体や本学ホームページにおいて、教職員・学生・社会に対する丁寧な解説を続けている。

学則に明示する理念・目的をよりわかりやすく社会に示すことを目指して策定した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）についても、学部・学科・専攻および研究科・専攻ごとのものも含めて、『履修要覧』に全文を掲載している。あわせてこの2つのポリシーについては、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、地域連携方針、グローバル化方針、キャリア支援方針とともに、ウェブサイト上の「各種方針」（根拠資料1-10【ウェブ】）と題する頁において、全文を掲載している。

入学生や在学生に対しては、各種オリエンテーションやガイダンスの際に、上述の『履修要覧』等を踏まえながら周知徹底を図っている。入学式や学位授与式についてもキリスト教の礼拝形式で執り行い、建学の精神を体感させるための重要な機会と位置付けている。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

「人材育成その他の教育研究上の目的の設定やその内容」、また「大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性」については前述した通りであるが、これらの理念・目的の実現に向けた中・長期の計画として、序章で触れた「学園中期経営計画」（根拠資料1-11）がある。

本学園では2019年度現在、第14期（2016～2020年度）の「学園中期経営計画」を運用中であり、その検証結果は毎年度の「事業報告書」（根拠資料1-12【ウェブ】）にとりまとめて公表している。学園法人内の各部局（大学、中学校・高等学校、認定こども園、法人）が5ヵ年にわたる中期計画を策定して世に示すものだが、第14期では各部局とも第13期（2012～2015年度）の最終評価に基づき、SWOT分析を経て「マスタープラン」と称する大区分項目（5年間で達成する中期目標）を定めた。本学（大学）の「マスタープラン」は次の通りである。

1. 新時代に対応した学生募集体制の確立
2. 教職員・学生が「建学の精神」を理解し、体現するための取り組みの推進
3. 実質的なグローバル化の促進
4. 学士課程教育改革
5. 教育インフラの整備
6. 研究の活性化
7. 地域連携の強化
8. 大学院改革
9. 学生支援強化

（根拠資料1-12 茨城キリスト教学園事業報告書（2018年度版14-17頁より抜粋））

同計画では上記9項目ごとに2020年度末段階の「最終目標（あるべき姿）」を設定した上で、各学部・学科・専攻や各研究科・専攻、また各担当部署のアクションプラン（単年度毎に進捗や達成度を評価する事業内容・目標）を設定した。この計画は毎年度の進捗状況をA・B・C・D・Eの五段階で評価し、適宜細部の微調整を行っている。

### (2) 長所・特色

これまで述べてきたように、本学はその理念・目的を「キリスト教」の語で象徴される数々の理念を用いて「寄附行為」や「我らが学園の教育理念」、学則に定めて公表し、各種広報媒体を通じて様々なかたちで社会に向けて発信してきた。いわば「本学が何者であるか（何を掲げ、何を成し遂げようとする組織であるか）」を宣言し続けるこうした営為によって、地域社会や本学の学生や教職員から「特色ある大学」として認知され続けてきたことは想像に易い。

創設の理念・目的に向けて「これから数年間は何をしようとしているのか」を明らかにする営みとしては、「学園中期経営計画」を策定してきた。その進捗状況や評価に係る各年度の「事業報告書」は、「それをどの程度まで達成し、何が達成できていないのか」を明らかにする自己点検・評価の営みであるが、前述した通りこうした説明責任のための内部システム（PDCAサイクル）を早い段階から構築してきた姿勢も、本学の長所として挙げておきたい。

### (3) 問題点

理念・目的や中・長期計画を着実に定め、これを切れ目なく見直して公表し、学生や教職員、地域社会に周知してゆく営みそのものについては、現時点において問題点があるとは認識していない。今後もこの営みを継続しつつ、その効果的なあり方や工夫を切れ目なく追求してゆく。

中・長期計画として定める「学園中期経営計画」については、次期（第15期）の策定に向け、大学から学園理事会に対して提言すべき課題や問題が浮上している。その筆頭は、目指すべき「成果（アウトカム）」が十分に表現できていないことである。全項目を概観するに、「活動量指標（アウトプット指標）」に係る記述がほぼ全体を占めており、言い換えれば主語を「本学」として記載している項目（本学が～をする）が多い。厳しく見れば「手段の目的化」を招来してしまう項目が多々あるため、次期計画では学園理事会と連携しつつ、まずアウトカム指標として「学生」を主語とした目標設定（学生の成長や便益を表現）を行い、そのための各施策（本学が執る手段）をアウトプット指標において設定すべきことを、学園全体の問題として共有してゆく。

### (4) 全体のまとめ

以下、これまで述べてきたことの要点をとりまとめる。

- ①本学は大学全体として、その理念・目的を、学則等において適切に設定し、公表している。
- ②本学は各学部・学科・専攻や各研究科・専攻の理念・目的を、大学全体の理念・目的と整合・連関するかたちで設定し、これを公表している。

- ③本学は理念・目的を実現するための中・長期計画を設定し、「第14期学園中期経営計画」に記載するとともに、その検証結果を毎年度の「事業報告書」において記載・公表している。
- ④次期「第15期学園中期経営計画」においては、アウトカム指標（成果：学生にもたらされる便益）とアウトプット指標（活動量：本学が執り行う施策＝手段）とを峻別し、双方ともに入念な検討を経て、双方の整合性を図る。

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

教育、研究、社会貢献、大学運営の全般にわたる内部質保証の全学的な方針として、そのサイクルの想定期間が長いものから以下、順に検証する。

#### <1> 「自己点検・評価の規程」に基づく中・長期的サイクルの内部質保証の方針・手続

当初は大凡5年程度の質保証サイクルとして運用することを想定していたものとして、1995年度施行の「茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程」（根拠資料2-1）がある。この規程は現在に至るまで軽微な修正を施しながら運用中であるが、現行規程においてもその第1条は当初と変わることなく、基本的な方針を次のように掲げている。

大学は、その建学の精神を問い直し、明確にし、それに基づいた大学の教育・研究・運営が適切になされているかどうかを点検・評価し、大学の絶えざる向上と活性化をはからねばならない。

（根拠資料2-1 茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程（第1条））

続く第2条第1項では上記の目的を実現するために「自己点検・評価運営委員会」を設置することを定め、第2項および第3項ではその役割と構成を次のように規定することにより、全学的な質保証システムに資する学長主導の組織であることを明確にしている。

運営委員会は本大学の建学の精神・教育・研究・運営全般に関する点検・評価の責任を負う。

（根拠資料2-1 茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程（第2条第2項））

運営委員会は大学運営の責任を負う大学運営会議メンバー、ならびに各学科主任をもって構成し、学長が委員長となる。

（根拠資料2-1 茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程（第2条第3項））

さらに第6条では「全教職員に対して大学改革・改善を行う」ため、同運営委員会の点検・評価結果を最終報告書にとりまとめて公表することを規定した。その成果として刊行した『2003年度茨城キリスト教大学の現場と課題－自己点検・評価報告書』（根拠資料2-2）は、規定通り全教職員に配付するとともに、他大学等に送付するなど一般公表を行った。

その後、大学認証評価制度が整えられてからは、2006年および2013年の認証申請にあわせて同様の評価報告書をとりまとめている。本報告書もその一環として作成されたものであるが、今後はこのことから7年周期のサイクルで運用してゆくことを想定している。

過去2回の大学基準適合認定に係る認証評価結果（2006年度および2013年度）については、評価の対象とされた「自己点検・評価報告書」「大学基礎データ」（根拠資料2-3【ウェブ】）をすべて本学ホームページに掲載しており、特に前者の序章および本文において、「内部質保証のための全学的な方針及び手続」を明示し、公表している。

#### < 2 > 「学園中期経営計画」に基づく短・中期的サイクルの内部質保証の方針・手続

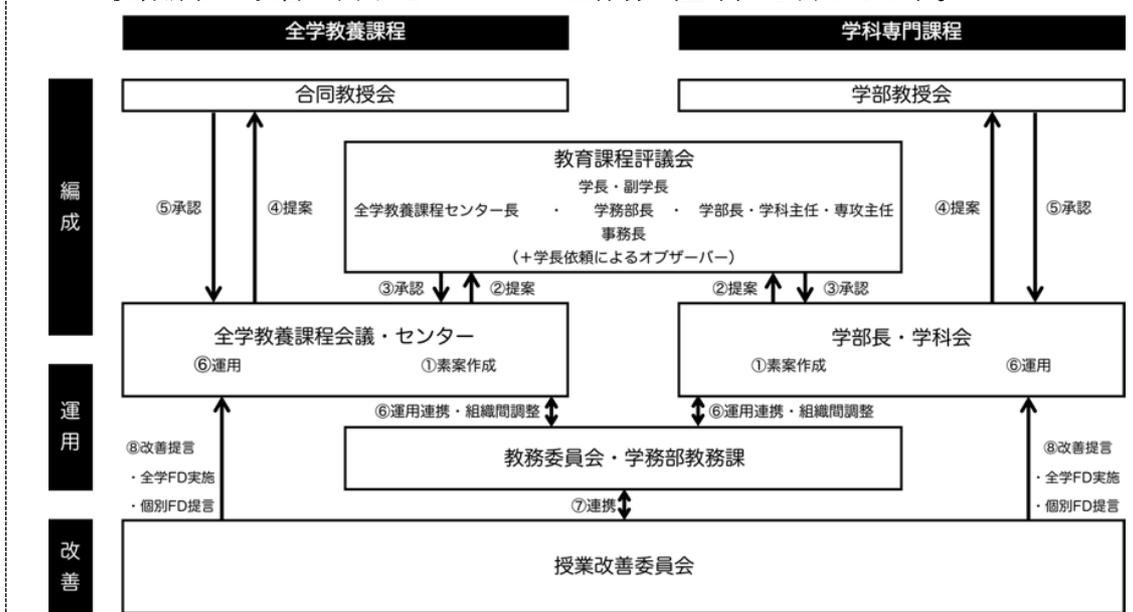
毎年度の質保証サイクルとして、前述の「学園中期経営計画」（根拠資料1-11）の策定・運用・検証・改善（PDCAサイクル）のシステムを有する。この計画は、全体としては5年間の計画としているが、そのアクションプランについて毎年度の評価を実施し、結果や改善方針についても毎年度の「事業報告書」（根拠資料1-12【ウェブ】）にとりまとめて本学園ホームページや冊子媒体として公にしている。

#### < 3 > 「教育課程の編成・運用・改善に関する規程」に基づく内部質保証の方針・手続

本学の「教育課程」に係る内部質保証のための全学的な方針及び手続きは、2015年3月に合同教授会の賛同を経て新設した「教育課程の編成・運用・改善に関する規程」（根拠資料2-4）に示している。まず、この規程新設時に学長が合同教授会に対して示した趣旨（根拠資料2-5）は次の通りであった。

- (1) 学則に「教育課程」条項を新設し、本学教育課程を「全学教養課程」「学科専門課程」「資格課程」で構成すること、およびその教育理念を端的に明示します。
- (2) 教育課程編成（カリキュラム改定）の手続きに関する規程が不在であるため新設します。
- (3) 主導的な役割を担うべき学部長会議構成員（執行部メンバー）と、課程運用の実質的な長（全学教養課程センター長・各学科主任）が、原案作成段階から一堂に会し、教育理念・人事・財務の総合的視点をもって教育課程を編成することを期して「教育課程評議会」を新設します。この評議会において「学部と学部」「学科と学科」「教養と専門」が相互理解を深め「共に考える」ことで、本学の教育課程が「縦割」「相互不干涉」「丸投げ」「役割分断」となることを阻止します。またこれまで若干希薄であった「カリキュラム・コスト」の観点を、検討過程でしっかりと取り込みます。

- (4) 教務委員会に関する規程が不在であるため、上記新設規程においてその役割を明示するとともに、編成された教育課程の「運用」に集中する委員会として再定義します。
- (5) 新設規程をPDSサイクル(編成→運用→改善)の時系列に沿って記述することで、教育課程の改善に向けたシステムの全体像(基本)を明示します。



(根拠資料2-5 教育課程の編成・運用・改善に関する規程整備について(2015年3月5日合同教授会資料))

末尾に示した図は、同規程本文において規定される教育課程の内部質保証システムを端的に示したものであるが、まず、全学教養課程はもちろん、各学科の専門課程や資格課程の編成(PLAN)に際しても、学長を長とする「教育課程評議会」において全学的な原案検討・調整を行い、当該学部教授会(全学教養課程にあつては合同教授会)の意見を踏まえて学長が裁定するまでの流れを示している。

学長裁定により確定した教育課程の運用(DO)については、学務部長を委員長とし、全学教養課程会議および各学科・専攻より選出された教務委員をもって構成される教務委員会が担うものと規定。その職務は日々の個別学生対応も含めて多岐にわたるが、概ねその基本となるものを規程第5条第2項において次のように定めている。

- (1) 教育課程全般の運用状況や履修者に関わる相互情報共有、意見交換、調整および対応
- (2) 学事暦案、履修規程・試験規程等の改定原案等、教育課程の運用上必要となる教授会上程学長原案の素案作成と学長に対する提出
- (3) 卒業判定資料や各種関連規程等、教育課程の運用上必要となる教授会原案の作成と教授会上程
- (4) 教育課程の運用上、全教職員に報告する必要がある教授会資料の作成と上程
- (5) カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー等、学部長または全学教養課程

センターが決する事項の改定発議

- (6) 「履修要覧」に記載する事項の調整
- (7) 時間割編成に関わる方針の確認または改定
- (8) 教員の授業担当に関わる方針の確認または改定
- (9) 予算編成方針および編成作業、執行状況等の確認
- (10) 各教務委員と学務部が個別直接的に協議して運用する事項の確認または改定
- (11) 学務部に専決権を委任する運用事項の確認または改定
- (12) 法令改定に関わる情報の共有と対応
- (13) 教育課程の運用に資する各種補助金取得のための準備と申請
- (14) その他、教育課程運用の全学的な調整のため、学長が教務委員会の職務とする事項

(根拠資料2-4 茨城キリスト教大学教育課程の編成・運用・改善に関する規程 (第5条第2項))

改善 (CHECK・ACTION) については、各組織や会議体のみならず個々の教職員に至るまで、全構成員から日々寄せられる発議を可能な限り捕捉することに努めているが、特に教育課程に係る事柄についてはその集約を担う学長直属の機関として、「授業改善委員会」を設置している。学長指名による委員長と、各学科から選出される委員をもって構成し、その職務を「授業改善委員会規程」(根拠資料2-6)をもって次のように規定している。

- (1) 学生による授業評価の実施
- (2) 各学科による授業改善活動の支援および点検
- (3) 各学科で実施される授業の内容および指導方法等に関する提言
- (4) 各学科による授業改善活動についての各学部長および学長への報告
- (5) 学長が第1条の目的のために委嘱する事項

(根拠資料2-6 茨城キリスト教大学授業改善委員会規程 (第3条第1項))

#### <4> 「授業改善委員会規程」に基づく個々の教育職員による内部質保証の方針・手続

授業改善委員会は前述の通り、その職務のひとつとして「学生による授業評価」(根拠資料2-7)を実施している。

一般的に、個々の授業科目担当教員も、自身の授業計画 (PLAN) を授業概要 (シラバス) において事前に示し、これに基づいて授業を実施し (DO)、そのあり方を適宜検証 (CHECK) し、次年度計画の改善 (ACTION) を図ってゆくことが求められる。本学はその一助として、「学生による授業評価」を2005年度より15年間にわたり、毎年度・毎 Semester の全授業を対象に切れ目なく継続してきた。

この授業評価では、履修者 (学生) がマークシート形式および自由記述形式で当該授業を評価し、その結果は業者集計を経て当該授業担当者に配付される。現行の評価シートは質問12項目 (5段階評価) および自由記述欄をもって構成しているが、個々の教員はその結果を受けて所属学部の学部長に「授業改善報告書」を提出することとしている。また、12項目の評価平均が5点満点中2点以下となった教員については、集計業者よりその結果

## 第2章 内部質保証

が全て学部長に送付される。学部長は学部所属教員の管理監督者として、また教育課程評議会の構成員として、個々の教員から提出される報告書により全授業の状況把握に努め、必要に応じて授業改善委員会に対し「ファカルティ・ディベロップメント」（以下、FD）等の実施検討を依頼し、また個々の教員に対する面談・指導等を行う。

### ＜5＞学部・研究科その他の組織における内部質保証の方針・手続

各学部の学科・専攻会議、各研究科会議、各部署等においては、全学的な方針を参酌しつつ、その教育課程や研究、社会貢献や学科運営に関わる検証を切れ目なく実施しているが、その内容は個々の学生生活とも関わることから極めて多岐にわたっている。既に述べた「学園中期経営計画」についても、当該組織単位でアクションプランを設定し、毎年度の評価・改善を行なっている。

そのような検証を通じ、当該組織として更なる改善が必要と思われる事柄について、多様なFDが企画されている。特に授業改善に係る各学科のFDについては、その内容を前述の授業改善委員会が「各学科FDの報告」（根拠資料2-8【ウェブ】）としてとりまとめ公表している。また、大学院の各研究科でもそれぞれ毎年度FDを実施し、Newsletter等でその成果をとりまとめている（根拠資料2-9～2-11）。

さらにこのこととは別に、教育や研究、学生支援や大学運営に係る全学的な研修の場として、学長企画の全学的な「スタッフ・ディベロップメント」（以下、SD）を随時実施している。これまで実施したものは次の通りである。

年月日	内容	講師
2016年5月17日(火)	チャペル・イントロダクション(根拠資料2-12)	本学園キリスト教センター
2017年4月18日(火)	チャペル・イントロダクション(根拠資料2-13)	本学園キリスト教センター
2017年5月23日(火)	大学改革に活かす IR (根拠資料2-14)	畷田敏行(茨城大学准教授)
2018年4月4日(水)	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究倫理教育(研究倫理に係る講習会) (根拠資料2-15)	銭谷秋生(ノースアジア大学特任教授)
2018年4月24日(火)	チャペル・イントロダクション(根拠資料2-16)	本学園キリスト教センター
2018年7月17日(火)	大学マネジメントに資する IR (根拠資料2-17)	田村康夫(朝日大学副学長)
2018年9月12日(水)	研究倫理教育講習会(根拠資料2-18)	上岡洋晴(東京農業大学大学院 農学研究科教授)

2019年1月15日(火)	研究倫理に関して－偏見・無思慮・不誠実に抗して(研究倫理教育・生命倫理教育講習会)(根拠資料2-19)	銭谷秋生(ノースアジア大学・特任教授)
2019年4月16日(火)	チャペル・イントロダクション(根拠資料2-20)	本学園キリスト教センター
2019年9月10日(火)	日常の研究生活の中の研究倫理－学術研究の社会的責任－(研究倫理教育講習会)(根拠資料2-21)	瀧澤利行(茨城大学大学院教育学研究科・教授)
2019年11月19日(火)	障害学生の修学支援－聴覚障害学生に対する情報保障を中心に－(根拠資料2-22)	石原保志(筑波技術大学学長)

また、研究活動については、学校教育法施行規則の一部改正(平成22年度文部科学省令第15号)に伴い、2011年4月1日より教員の学位・業績等を大学ホームページ上で公開するため、教員各自がウェブ上で入力できる研究者情報システムを構築した。現在、その内容はウェブサイト「茨城キリスト教大学研究者情報」(根拠資料2-23【ウェブ】)において閲覧可能である。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

### <1> 「自己点検・評価の規程」に基づく中・長期的サイクルの内部質保証の推進体制

前述の通り、本学の内部質保証については「自己点検・評価の規程」に基づいて設置する「自己点検・評価運営委員会」を主軸に推進している。その構成員は前掲の通り、学長、大学運営会議メンバー、各学科主任である（以下、規定本文を再掲）。

運営委員会は大学運営の責任を負う大学運営会議メンバー、ならびに各学科主任をもって構成し、学長が委員長となる。

（根拠資料2-1 茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程（第2条第3項））

上記規定にある大学運営会議の構成員は次の通りである（根拠資料2-24）。

**第2条** 運営会議は、以下に掲げる構成員をもって組織する。

学長、副学長、各学部長、各大学院研究科長、全学教養課程センター長、図書館長、学務部長、入試広報部長、地域・国際交流センター長、学術研究センター長、カウンセリング子育て支援センター長、キャリア支援センター長、情報センター長、事務長

2 運営会議の中に学部長会議を置き、以下に掲げる構成員をもって組織する。

学長、副学長、各学部長、事務長

3 運営会議および学部長会議は学長が主催・招集する。また学長は必要に応じて、前二項に定めのない本学・本学園教職員の出席を要請するものとする。

（根拠資料2-24 茨城キリスト教大学運営会議規程（第2条第1項～第3項））

自己点検・評価運営委員会開催の折には、上記第2条第3項の規定に基づき、授業改善委員長および大学院研究科長を構成員に加えている。また、その他多岐にわたる「委員会」や「ワーキンググループ」を設けているが、いずれも上記規程にある役職者等が多くの場合にその長を務め、そうでない場合も構成員として参画しているものばかりである。以上のことから、「自己点検・評価報告書」の作成に責任を担う運営委員会は、学長はもちろん、本学におけるほぼすべての業務を網羅しうる人員で構成された組織となっている。

### <2> 「学園中期経営計画」に基づく短・中期的サイクルの内部質保証の推進体制

前述の「自己点検・評価報告書」の作成は概ね7年毎のサイクルを想定しているが、それまでの間は運営委員会の各構成員が長として所管する各組織が、年度単位の自己・点検評価を実施している。特に各組織の年度計画や事後の評価は、「学園中期経営計画」にお

けるアクションプランとして書面化し、その内容を学園全体の「事業報告書」として毎年度公表していることも既に述べた通りである。

なかでも、年度単位となるアクションプランの運用をはじめ、本学全体の業務に係る意思決定（学長裁定）に至るまで、その責任を中心的に担うのは、大学運営会議である。大学運営会議はほぼ毎月、学長が招集するものであり、扱う事項については次の規定を定めている。

**第3条 運営会議で取り扱う事項は次の通りとする。**

- 1 学長が実施を指示する事項
- 2 学長が助言を求める事項
- 3 学長が教授会の学長提出議事とするもののうち、運営会議構成員に事前に周知しておくことが必要と判断する事項
- 4 各構成員が教授会の議事として提出しようとする事項
- 5 各構成員が、その所管する部署の実務について学長および他の構成員との調整または情報共有を要すると判断する事項
- 6 その他、学長が必要と認める事項

（根拠資料2-24 茨城キリスト教大学運営会議規程（第3条第1項各号））

また、この大学運営会議で扱う事項について、事前に原案の調整等を入念に行うための組織として、「学部長会議」を設けている。いずれも学長が毎月招集してその進行を司るものであり、大学運営会議の議題としない様々な事柄についても入念な情報共有や意見交換を行う場となっている。この会議に関わる規定は次の通りである。

**第4条 学部長会議は、学長および学部長が運営会議または教授会の議事として提出する事項について、事前にその内容を把握し、必要のあるときは互いの意見交換・意思疎通を経て議事の内容を調整し、大学運営を円滑に進めることを目的として開催する。**

（根拠資料2-24 茨城キリスト教大学運営会議規程（第4条））

大学院についても大学運営会議の議題としているが、特に大学院特有の事項についてはさらに詳細な検討を重ねるため「大学院運営委員会」を置き、あわせてそのもとに上記の学部長会議に相当する「研究科長会議」を置いている。大学院運営委員会は、月例の大学運営会議で扱われる細部事項についてさらに詳細な審議を要する場合に開催しているが、研究科長会議については学長が毎月招集し、やはり大学院に関する原案の事前調整や、情報共有・意見交換等を行っている。その規定は次の通りである。

**第40条 大学院運営委員会の中に研究科長会議を置き、学長、副学長、各研究科長、事務長をもって組織する。また学長は必要に応じて、上記に定めのない本学・本学園教職員の出席を要請するものとする。**

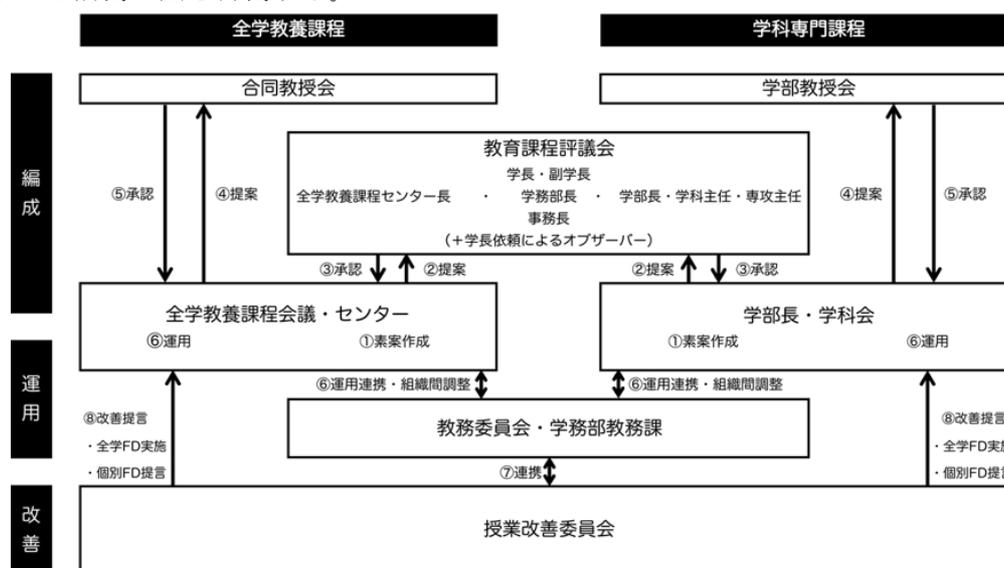
（根拠資料1-2 茨城キリスト教大学大学院学則（第40条））

以上の通り、大学運営全般に関わる月例単位での調整、および当該年度のアクションプランのとりまとめ等については、いずれも学長自身が招集して議事を司る大学運営会議、学部長会議、大学院運営委員会、研究科長会議がその責任を担う体制となっている、またこれらの会議により調整した議題については、ほぼ全ての専任教職員が参加する合同教授会、および各学部教授会や各研究科会議において審議し、その承認または否決の意思を「意見」として踏まえた上で、学長が裁定する手続きとなっている。

### < 3 > 「教育課程の編成・運用・改善に関する規程」に基づく内部質保証の推進体制

本学の内部質保証体制のうち、教育課程に関わる事項の推進体制については、本章の点検評価項目①< 3 >で述べた通りである。

今一度確認すれば、その中心的な責任を担うのは、学長を長とする「教育課程評議会」である。この評議会により整えられた教育課程計画(PPLAN)に基づき、学科等をはじめとするあらゆる教学組織体がその実施(DO)を担い、その評価(CHECK)や改善(ACTION)については「授業改善委員会」および学科等が連携しながら担っている。以上のことを簡潔に示した前掲の図を再掲する。



(根拠資料2-5 教育課程の編成・運用・改善に関する規程整備について(2015年3月5日合同教授会資料))

その他、< 4 > 「授業改善委員会規程」に基づく個々の教育職員による内部質保証、および、< 5 > 学部・研究科その他の組織における内部質保証の方針・手続についても、本章の点検・評価項目①において既に詳述したため、ここでは省略する。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点3：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点5：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点6：点検・評価における客観性、妥当性の確保

前述の項目①および②に示したシステムが有効に機能しているかについて、以下で検証してゆく。

#### < 1 > 「自己点検・評価の規程」に基づく中・長期的サイクルの内部質保証の有効性

過去2回にわたり、本学として大学認証評価基準適合との認定を受けてきたことから、その評価対象とされた「自己点検・評価報告書」を作成する過程、とりわけ自己点検・評価運営委員会を主軸とする点検・評価の営みが、内部質保証システムとして有効に機能してきたものとする（根拠資料2-25）。この経験に基づき、3回目の認証評価に係る今回の自己・点検作業についても、本報告書をもって質保証システムが良好に機能していることの証左としたい。

#### < 2 > 「学園中期経営計画」に基づく短・中期的サイクルの内部質保証の有効性

前回の認証評価（2013年度）以降に実施してきた種々の計画・運用施策について、その総合的な評価を実施して次期のサイクルでの改善につなげてゆく方策としては本報告書そのものが位置付けられるが、ここに至るまでの過程において、「学園中期経営計画」に基づく毎年度のアクションプランを実施してきたこともすでに述べた通りである。その有効性については、最新のものとなる「茨城キリスト教学園 2018（平成30）年度事業報告書」に基づいて検証結果を以下に記す。

本学園では、第14期(2016～2020年度)中期経営計画策定に先立ち、2015年度に部局別においてSWOT分析により現状分析をした。分析結果を常任理事会において協議、共通認識をしたうえで「マスタープラン」を策定し、各部局、各学部・学科、各事務部署で実行するための具体的な「最終目標（5年後のあるべき姿）」を設定した。

さらに、最終目標を達成するために、各年度の「アクションプラン」を策定し、本学園の事業が運営されている。尚、アクションプランは予算とも連動しており、評価の一部は、

## 第2章 内部質保証

当該年度の決算に連動している。

アクションプランの管理は常任理事会が行い、「アクションプランの策定(5月)→中間評価(9月)→次年度アクションプランの策定(10月)→次年度アクションプランの見直し(3月)→前年度アクションプラン最終評価(4月)」の年間スケジュールにより進捗状況を確認し、PDCA サイクルで運営している。

2018年度アクションプランの部局別評価割合一覧は以下の通りである。

部局	全評価数	A: 90%以上達成		B: 75%程度達成		C: 50%達成		D: 25%程度達成		E: 10%以下の達成	
大学・院	167	65	38.9% ( 35.4%)	47	28.1% ( 34.8%)	24	14.4% ( 13.7%)	11	6.6% ( 3.1%)	20	12.0% ( 13.0%)
こども園	11	7	63.6% ( 16.7%)	4	36.4% ( 83.3%)	0	0.0% ( 0.0%)	0	0.0% ( 0.0%)	0	0.0% ( 0.0%)
中学・高校	59	10	16.9% ( 27.6%)	14	23.7% ( 24.1%)	10	16.9% ( 20.7%)	7	12.0% ( 6.9%)	18	30.5% ( 20.7%)
法人事務局	77	52	67.5% ( 54.7%)	9	11.7% ( 16.7%)	6	7.8% ( 23.8%)	1	1.3% ( 0.0%)	9	11.7% ( 4.8%)

(根拠資料1-12 茨城キリスト教学園 2018(平成30)年度事業報告書 (13頁) )

大学・院(本学)のアクションプランとして掲げた項目は、マスタープラン9項目について全167項目となっており、達成割合としてはA(90%以上)の項目が前年度35.4%から38.9%に増加し、B(75%程度)のものが前年度34.8%から28.1%に減じた。C(50%程度)のものについても前年度より微増している。一方でほぼ進捗がみられないD・E評価となったものが前年度の16.1%から18.6%に微増しており、5ヵ年での達成を目指したもののほぼ達成できない恐れのあるものが最終年度において2割弱となる見込みである。各項目についてはその進捗や成果に関わるコメントを付することで成功要因・失敗要因ともに明確に示している。

よって、当初に掲げた目的がすべて恙無く達成されつつあるかについては万全と言い難いが、その達成率が最終年度までに大凡80%前後となる見込みを明らかにし、残る20%程度の失敗についても自己点検・評価によって明らかにすることができており、内部質保証システムそのものについては良好な形で機能していると考えられる。

### < 3 > 「教育課程の編成・運用・改善に関する規程」に基づく内部質保証の有効性

学位授与方針、教育課程方針、入学者受け入れ方針(以下、3ポリシー)そのものについては、中・長期にわたる方針であることから年度単位で頻繁に改定することを想定していないが、これを改定する場合には学長を長とする「教育課程評議会」で行うこととしている。本報告書作成時現在において公表している3ポリシーを策定した際は、3ポリシー相互の整合性を担保する観点から、全構成員が入念な検討を行えるよう、全体構成から細

かな表現に至るまで内容を一覧できるマトリクス形式で原案を作成した。この3ポリシーに基づく具体的な諸施策については、本学全体においても、各学部・学科・専攻や各研究科・専攻においても、日々の各種会議体において切れ目のない検討が続けられている(根拠資料2-26)。

教育課程の編成(改定)については、前回の認証評価後もたびたび行ってきた。標記の規程を整える以前は、基本的に改定案の検討主体が当該学部教授会の域を出ることがなく、学長や他学部の構成員が関与することはほぼ皆無の状況であった。しかし標記の規程をもって、全学的な教育課程内部質保証システムを整えた2015年度以降、すでに述べたように、たとえ一学科の軽微な専門課程改定であっても、学長を長とする教育課程評議会において原案検討がなされる体制を整えた。その結果、他学部の学部長や学科主任も一堂に会し、全学的な視点で個別の課程改定原案が検討されるようになり、それまではなかった学長による原案修正発議や、他学科等の学科主任による意見の反映、また一学科の教育課程改定が他の課程の方針等に及ぼす影響や齟齬の確認、全学的なバランスを保つための共通認識の醸成といった効果が生じた。過去数年間において、内発的な理由による改定や、法令改正に伴う改定など複数の教育課程改定を実施したが、いずれもこの体制において教育課程の編成を行っており、当該内部保証システムにおける計画(PPLAN)段階は、現在まで良好に機能していると考えられる。

その運用(DO)については、個々の学部・学科等における教育課程について、教務委員会を中心とする各学部・学科等の相互関与や共通認識がなされながら実施されてきた。各学科が選出する教務委員は、他の学科でどのような運用がなされているのかについて日常的に把握しており、相互に助言や意見を行う組織文化が伝統的に形成され、学事暦検討、授業科目担当者の割当や調整、予算編成といった定型業務から、日々の運用のなかで生じる不測の学生個別事象に至るまで、即時かつ丁寧な対応ができる組織として機能している。2015年の標記規程新設までは、教務委員会の職務について明文化されておらず、委員交代時の円滑な引継ぎ(職務認識等)に際して不安があったが、同規程はその不安を払拭する上でも新たに機能しはじめている。

評価(CHECK)および改善(ACTION)についても、前述のアクションプランに象徴される「経営サイクル」の一環に教育課程に係る事項を含めており、アウトプット指標(活動量指標=進捗・手段)については良好な評価システムが機能していると言える。

教育課程編成とあわせて事前に定めるべき具体的なアウトカム指標(教育成果指標)については、その精査を継続中であるが、さしあたり2019年度授業概要(シラバス)については、全学共通の教育成果指標として学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に記載した次の5つの項目(学生のうちに育てたいと考える5つの能力)を反映させ、その他の事項も含めて抜本的な改定を行なった。この授業概要様式ではこの5項目にわたり、授業担当者が求める内容や評価指針、最終評価結果に占める割合を記載することとしている。この様式改定により、2019年度の成績については、全ての授業担当者が各項目の到達目標(評価指標)に基づき、学生の能力を試験し、成績判定を行なった。

学位授与方針に掲げる5つの能力	
建学理念	キリスト教精神（隣人愛）に基づき、諸人生のいとなみに奉仕しようとする <b>実践的ボランティア</b> ※自らの意志（自由意志）に基づく奉仕実践（社会貢献）を信条としてゆく姿勢・態度。 自身の人生における自発的な奉仕実践主義。
	キリスト教精神に基づき、社会的倫理にもとる偏見、臆見、欺瞞、誤謬、差別意識等から 「自由」であり続けようとする <b>公正性</b>
学力の三要素 (中教審)	(学 部) 基礎的・基本的な <b>知識・技能</b> (大学院) 専門的かつ深淵な <b>知識・技能</b>
	それらの知識・技能を活用して課題を解決するための <b>思考力・判断力・表現力</b>
	学修に主体的に取り組む <b>態度</b>

(根拠資料2-26 授業概要(シラバス)の改革について(2頁))

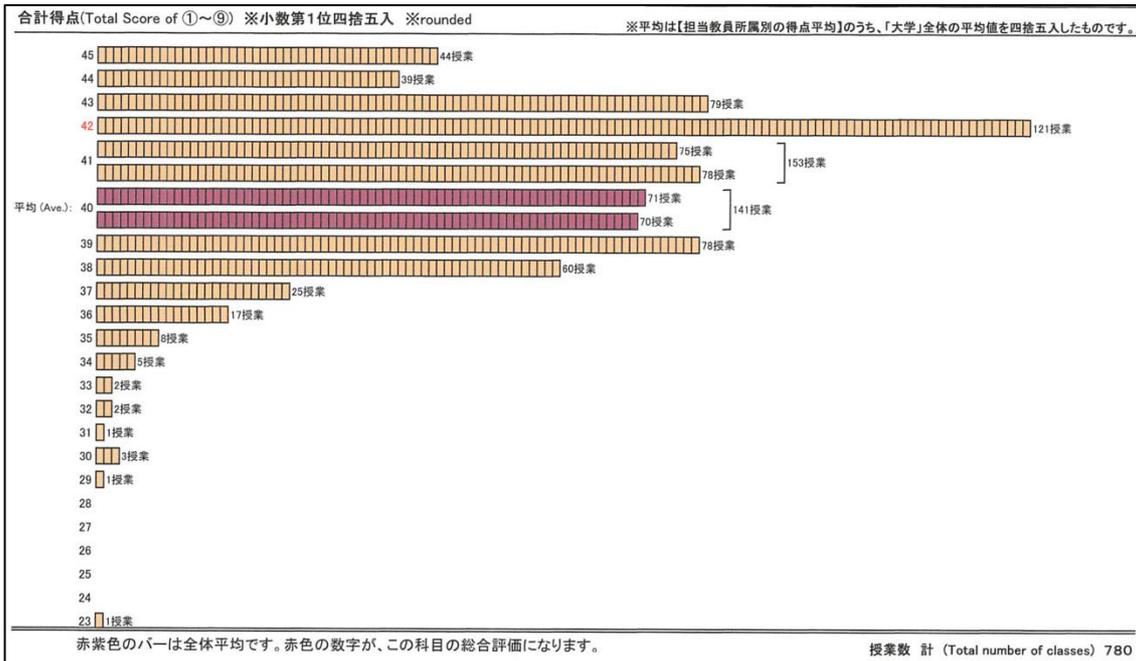
尚、到達目標・評価指標を象徴する概念の統一名称としては上記の5項目を掲げるが、授業の性質や目的、また憲法に規定される学問の自由にも配慮する観点から、その詳細な内容については個々の担当者が自身の解釈に照らして記述するものとし、その見直しや改善についても基本的には個々の授業担当者が行うこととしている。例えば「思考力・判断力・表現力」の語を全学的な共通項(骨格)として規定するものの、当該授業において育成を目指す「思考力」が具体的にはどのような内実のものであるか(肉付け)については、当該担当者の裁量とした。よって大学全体として詳細に各能力を定義づけることは、あえて回避している。

ただし、その科目を設置した学科・専攻等の理念に照らして適切な内容となっているかについて、各学科会等による定期的な検証や、授業改善委員会が集約しながら追加検証してゆくなど、より組織的なPDCAサイクルの充実を図っていくことは今後の課題であると認識している。

#### <4> 「授業改善委員会規程」に基づく個々の教育職員による内部質保証の有効性

前述の通り、個々の授業科目単位でのPDCAが、当該学部長や授業改善委員会等による実態把握へと着実につながり、いかに全体の改善に結び付いてゆくか(より組織的なPDCAへと連動させてゆくか)について、未だ課題を残している。しかし、「学生による授業評価」は15年にわたって実施されており、ここから得られる知見が着実に個々の授業改善に寄与してきた蓋然性も否定できない。その機能性と今後の課題の双方について以下に述べる。

例えば、2018年度後期の場合、総計で780の授業を対象として学生による授業評価が実施された。下の図は、各授業担当者に送付される評価結果資料のうち、「授業別合計得点の分布」と題した資料の一部である(根拠資料2-7)。



(根拠資料2-7 学生による授業評価・全教員配付資料 (2018年度後期分) )

この分布図をみると、平均点は45点満点中40点（100点満点換算で88.8点）となっており、本学の授業に対する学生の評価は全体としては良好であると言える。平均点の40点を獲得した授業数は141、45点満点のものが44、最低点は23点（100点満点換算で51.1点）である。各教員が自身の授業に対する詳細な評価に加え、全体のなかでどの位置にあるかについて把握できるようになっており、授業個別のPDCAとして十分機能している。

しかしながら、例えば最低点23点を獲得したものがどの授業であるかは、授業担当者本人にはわからない。当該教員の意志に関わらず、学部長に結果が送付されるのは9項目×2点以下＝18点以下の場合としているため、23点の場合は該当しない。当該教員が学部長に対する前述の「授業改善報告書」において、その得点や改善内容を報告しなければ、学部長がこれを知る由はない。その報告内容については任意としてきたためである。導入当初、そのようにすべきとの意見が学内で多勢を占めた実情によるが、上述した「組織的なPDCA」という観点からは、今後の大きな検討課題と言える。

尚、個々の報告書の内容について十分に検証できる体制に至っていないものの、各学部長からのヒヤリングベースでは、ほとんどの教員が積極的に受講者の指摘事項を報告し、その改善に資する方策を記述する傾向にあることを確認している。また、後述する任期制専任教員から定年制専任教員への任用替審査や、専任教員の昇級審査等において、人事委員会や教授会に提出される業績書では、任意ながらもほぼ授業評価の結果（得点）がそのまま記載される傾向が定着してきた。このことから、大半の教員については、授業評価結果について意図的に秘匿しようとする姿勢は認められない。ただし、得点が相対的に著しく低い教員が、学部長に対してそのことを報告しないという事態は想像に易く、そうした授業の改善を担当者の裁量に委ねている現状は、改善する必要がある。安易な懲罰主義に陥ることなく、組織として「支援」できる体制作りが求められる。

### ＜5＞学部・研究科その他の組織における内部質保証の有効性

前述したFD活動については、概ね参加者の見識に好影響を与えていることが複数の目に照らして実感されているものが多い。よって、その機能性についても多くの場合、構成員の実感を伴っている（根拠資料2-27）。

しかし、前述の項目＜4＞＜5＞で述べた課題に鑑み、さらなる理想としては、組織的なPDCAサイクルの一環として、すなわち前述の5つの評価指標の「達成度」という客観的なエビデンスに基づいて、その不測を補うACTIONとしてのFD活動を企画してゆくことが、より望ましい。

また、その他の改善活動、とりわけ教育課程の改定や、学生に対する指導・支援の改善にとっても、教育的成果のエビデンス取得をどのように精緻化していくかが今後の課題である。一方で、不確定要素を払拭しきれない教育という営みにあって、個々の学生にあっても、個々の教員にあっても、その「非認知的能力」の重要性が益々強調されつつあり、本当の教育成果は測ることができないとも言われる。そうした測ることのできない（目に見えない）能力の育成を主眼に置きつつ、「認知的能力」を着実に「認知」するための仕組み（多様な試験方法など）を、あわせて検討する必要がある。

尚、「行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応」については、序章の2において記した通りである。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表  
 評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性  
 評価の視点3：公表する情報の適切な更新

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等に係る説明責任として、各々の関係文書を作成することはもちろん、本学ホームページに「情報公開」（根拠資料2-28【ウェブ】）の頁を設けて公表している。2019年度現在における公表内容は次の通りである。

1.大学の教育研究上の目的に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）</li> <li>・教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）</li> <li>・入学受入れ方針（アドミッション・ポリシー）</li> <li>・教育理念</li> <li>・スクールモットー</li> </ul>
2. 教育研究上の基本組織に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織図（教育・研究組織）</li> </ul>
3.教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究組織</li> <li>・各教員の学位・業績</li> </ul>
4.入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職数その他進級及び就職等の状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学者数推移、退学者・除籍者数、中退率</li> <li>・学生数</li> <li>・卒業（修了）者数</li> <li>・進学者数・就職者数および状況</li> </ul>
5.授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・履修要覧・授業概要（シラバス）</li> <li>・履修モデル</li> <li>・大学学事暦</li> <li>・大学院学事暦</li> </ul>
6.学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価基準</li> <li>・授業、単位と卒業要件</li> </ul>
7.校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンパス・施設紹介</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム</li> <li>・チャペル</li> <li>・クラブ・サークル一覧</li> <li>・学生食堂</li> <li>・学生生協</li> <li>・校舎等の耐震化率について</li> </ul>
<p>8.授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学費</li> <li>・奨学金</li> <li>・特待生制度</li> <li>・授業料減免制度</li> </ul>
<p>9.大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア・就職</li> <li>・ハラスメントの相談</li> <li>・高等教育の就学支援</li> <li>・地域・社会貢献</li> <li>・留学・国際理解</li> <li>・保健室について</li> <li>・学生生活の相談窓口</li> <li>・各種保険について</li> <li>・キャンパス内禁煙化にご協力ください</li> </ul>
<p>10.教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格・免許について</li> </ul>
<p>11.学則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学学則 全文および別表</li> <li>・大学院学則 全文および別表</li> </ul>
<p>12.財務情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務状況</li> <li>・事業報告書</li> </ul>
<p>13.その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学基準適合認定</li> <li>・自己点検・評価</li> <li>・公的研究費の管理・監査体制</li> <li>・学術研究に係る不正防止への取り組み</li> <li>・動物実験等に関する情報・実績</li> <li>・外部資金の獲得状況</li> <li>・設置認可申請関係</li> <li>・利益相反マネジメント</li> <li>・FD報告</li> </ul>

(根拠資料2-28 本学「情報公開」ウェブサイト(掲載項目のみ抽出))

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

「全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性」については、各サイクルのCHECKおよびACTIONのフェーズにおいて、システムそのものの検証や改善について構成員より意見を求めている。その結果、例えば「学園中期経営計画」に示す5ヵ年計画について、当初の項目が適切であるか否かについて毎年、検証の対象となり、次年度のアクションプラン項目について修正や改廃がなされるなかで、例えば前述したようにシステムそのものについて、「アウトプットのみならずアウトカムをもっとしっかり描く形式とすべきではなかったか」との意見が寄せられるようになった。第14期の計画様式等が第13期のそれとは大きく変容したことも、こうしたシステムそのものの適切性を常に検討してきたことの証左と言える。

「適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価」については、概ね個別案件の根拠資料をもとに点検・評価することを重視してきた。ただし、特に教育課程における「教育成果」等、今後さらに根拠資料として精緻化してゆくことを検討している事項があることも既に述べた通りである。

「点検・評価結果に基づく改善・向上」についても、概ねそのあり方については前項目までの箇所ですべて詳述した。

尚、上記アクションプランに係る最新の評価については、当初目的であった「『アクティブ・ラーニング類型表』の作成とシラバス（授業概要）における記載のあり方を検討」の項目で、2019年度シラバスより全て達成したためA判定とした。「シラバスにおける『予習・復習・課題学修時間の目安』を含めた「単位数内訳」欄の新設を検討」の項目、および「シラバスにおける評価基準の再検討」についても同様であった（資料1-12【ウェブ】）。

## （2）長所・特色

学園法人レベルの「中期経営計画」に基づくPDCAサイクルシステムを早い段階から確立し、こども園や中学・高等学校と足並みを揃えた相互理解のもとに運用していることは長所のひとつと考える。「中期経営計画」のみならず、「教育課程の編成・運用・改善に関する規程」に基づくシステムなど全学レベルでのPDCAサイクルはいずれも適切に稼働中であり、個々の授業科目担当者レベルでの個別PDCAサイクルについても「学生による授業評価」を柱として良好な運用がなされるよう体制を整えている。特に「学生による授業評価」については、15年間にわたり途切れなく実施し続けていること、またそ

の対象も一部の科目に限定せず、全授業を対象としていることは長所であり、かつ他大学全般の状況に鑑みて、本学の特色にもなっているものと自負する。

### (3) 問題点

第1章の「問題点」でも記したように、「中期経営計画」においてはその計画段階において、マスタープランに連なる「最終目標」が達成されたか否かを測るためのアウトカム指標（成果）をどう精緻化するかが課題である。また、教育課程の質保証に関しても、「教育的成果」については教員個人の次元で授業概要に到達目標を設定し、試験を通じて評価し、その手法（アウトプット）の適切性を「学生による授業評価」の結果を根拠資料として改善してゆくことが可能な体制となっているが、今後はこれをいかに組織化してゆくかが課題となる。具体的には、教員個人の授業P D C Aサイクルについて、授業改善委員会がその検証に介入し、検証結果を受けて学部長が助言や指導を行ったり、当該学科等におけるFD活動として何が必要なのかを選別したりすることにつなげてゆくための仕組み作りが課題である。

### (4) 全体のまとめ

以下、これまで述べてきたことの要点をとりまとめる。

- ①教育、研究、社会貢献、大学運営の全般にわたる経営については、大学基準適合認定に資することとなった過去の自己点検・評価、「学園中期経営計画」における5ヵ年計画の運用、そのアクションプランに係る毎年度単位の評価において一定の進捗が見られることや、進捗が見られないものについて要因検証のもとに随時見直しを行ってきたことなど、いずれも内部質保証システムが良好に稼働してきた証左と考える。
- ②より具体的な施策としての教育課程についても、「教育課程の編成・運用・改善に関する規程」に基づき、そのP D C Aサイクルの具体や運営組織体制を明確にした結果、学内における共通理解のもとでの運用が一層進んだ。
- ③「学生による授業評価」の結果から得られる様々な知見は、授業科目担当者の授業改善に資するものとなっている（授業単位でのP D C Aサイクル）。今後は当該教員のみならず組織として把握し、全学的なP D C Aサイクルに組み入れてゆくことについて、是非・可否ともに学内の更なる検討を要する。具体的には、当該授業のP D C Aサイクルにおいて、学部長その他の介入をどの程度まで進めるかが課題であるが、さしあたり、授業担当者が受講者の指摘事項を自ら積極的に「授業改善報告書」に記載し、その改善指針に対して学部長の視点による検証を仰ぐことを推奨し続けてゆくことが重要である。
- ④FDをはじめとするその他の全般的な改善活動については、実施後のアンケート結果等に基づき、「今必要な改善は何か」を構成員が共に考え、内容を選定して実施する体制となっている。今後はより精密かつ客観的な「目標達成度」に係る評価手法を開発し、明確な評価結果を根拠とした改善活動を措定してゆく必要がある。

### 第3章 教育研究組織

#### (1) 現状説明

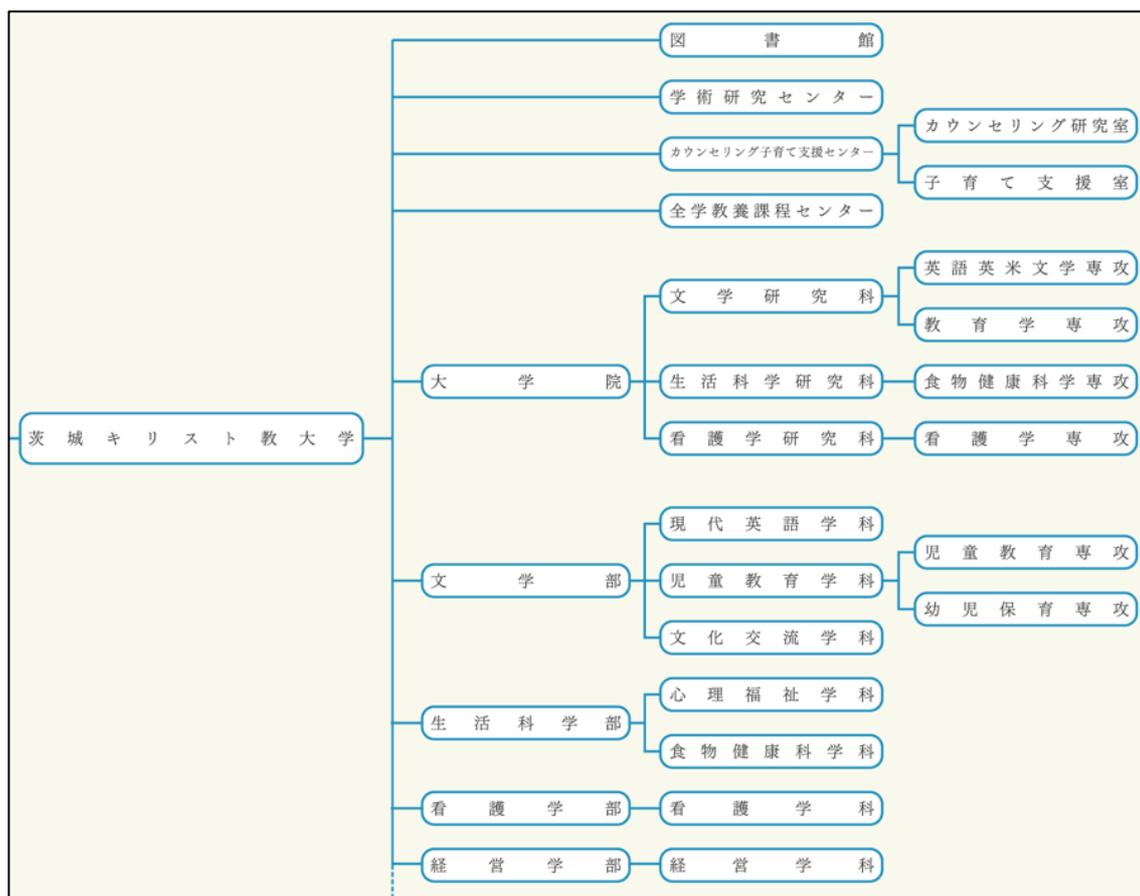
点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

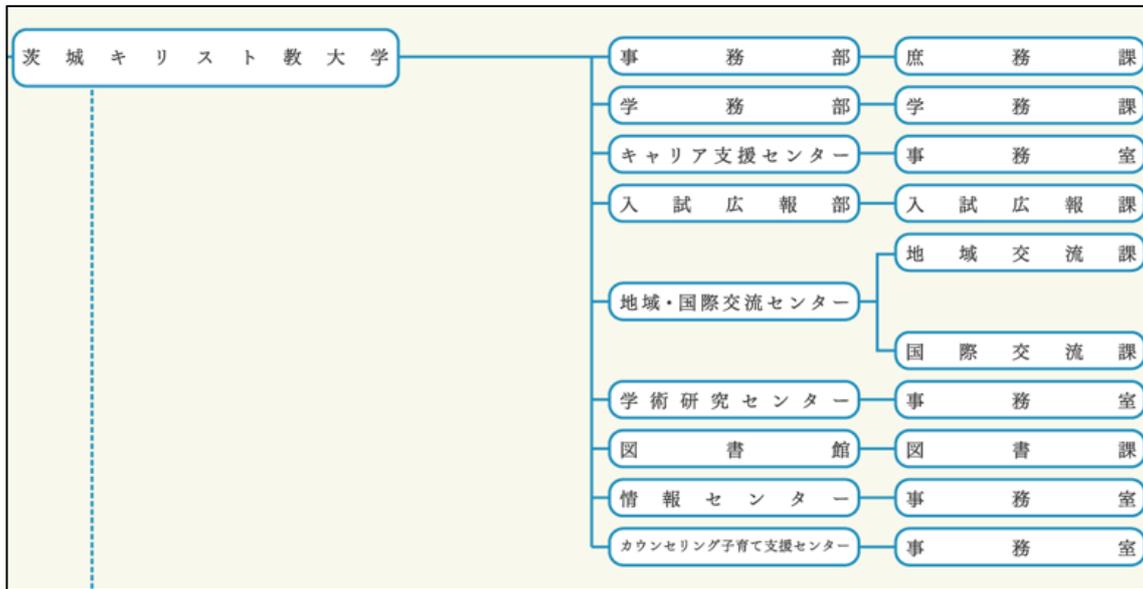
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学の理念・目的に照らし、その組織構成(大学基礎データ表1)の適切性を確認するため、まず全体の組織図を示した(根拠資料3-1【ウェブ】)上で、個々の組織について設置趣旨と現況を検証する。



(根拠資料3-1 茨城キリスト教学園組織図 (教育研究組織図より本学部分抽出))



(根拠資料3-1 茨城キリスト教学園組織図(事務組織図より本学部分抽出))

< 1 >文学部

第1章において抜粋したように、大学全体の理念・目的を踏まえた文学部独自の理念・目的については学則に明記している。すなわち「文学部は、幅広く豊かな教養を身につけ、教育、保育、国際交流など、多様な分野において地域社会ならびに国際社会に貢献する人材の養成を目指す」(根拠資料1-1【ウェブ】)としている。

現代英語学科は、前掲(第1章)の通り「国際交流語としての英語の基本的かつ高度な運用能力を有し、国際化する現代社会で活躍する人材を養成する」(根拠資料1-1【ウェブ】)ことをもって、本学および文学部の理念・目的に資することを目的に掲げてきた。本学が設置された1967年当初の英語英米文学科を前身とし、2004年より現在の名称に改めたが、新旧名称を通じて営まれてきた同学科の尽力は、本学が地元の人々から「英語の茨キリ」と呼ばれる栄誉に古くから浴してきた主たる要因である。米国の宣教師達を中心となって設立し、キリスト教主義を標榜してきた大学として、「英語による国際交流」は誰の目にも自然に映る本学の営為であるとともに、責務でもある。国内外の様々な領域において、「英語」の重要性が増しつつあることも言を俟たない。我々の日常生活において、言葉の壁をテクノロジーの進化が突き崩してゆくこと必至の将来において、英文に込められた細かなニュアンスを英文のままに解釈できる能力や、英語圏の人々が発する言葉の非認知的含意を取りこぼさない「人と人とのコミュニケーション」を満喫することのできる能力は、教養市民にとってもあらゆる専門職業人にとってもより有効なものとなってゆく。そうしたこれまでとこれからの社会を見据えたとき、本学が現代英語学科を擁することは、その理念・目的にも社会的な要請にも変わることなく適合しており、適切である。

児童教育学科は、児童の教育・保育に携わる優れた人々を輩出することをもって、本学および文学部の理念・目的に資することを目的に設置された。児童教育専攻は、「初等教育に関する専門知識を有し、未来を担う子どもの健やかな成長支援と学校教育等に携わる

有為な人材を養成する」(根拠資料1-1【ウェブ】)ことを目的として掲げる。幼児保育専攻は、「初等教育および保育に関する専門知識を有し、就学前の子どもの教育、保育ならびに子育て支援に関わる人材を養成する」(根拠資料1-1【ウェブ】)ことを目的として掲げている。児童の育ちに関わる教育者・保育者等の輩出を目指す学部・学科等の設置は、キリスト主義を標榜する国内外の大学が「責務」と自認されてきた事柄であり、実例も枚挙に遑がない。その実例のひとつを提供してきた本学は、小学校教諭免許状の取得課程を擁する私立大学がほぼ見られなかった1982年に早くも児童教育学科を設置し、以来37年間にわたって幼・小の教諭を輩出してきた。市民教養理念が濃密な文学部という母体のうちに産声をあげたことも、戦前の反省を踏まえた教員養成理念(開放性原則)の先駆的具現の例となった。建学理念から内発した動機と、茨城県北の地域的な要請に応えようとする動機とは、2003年の幼児保育専攻設置を経て現在に至るまで脈打つ。当地の少子化は急速に進行しているが、人口減少による教師不足、保育士不足はそれにも増して急速化している情勢にあって、本学が児童教育学科両専攻を擁することは、本学全体の理念・目的にも社会的な要請にも変わることなく適合しており、適切である。

文化交流学科は、「国内外の歴史、社会および文化に関する専門知識を有し、実践的な交流を通して世界に奉仕する人材を養成する」(根拠資料1-1【ウェブ】)ことを目的として掲げている。本学全体および文学部の理念・目的の実現に向けて、「文化」と「交流」にアプローチしてゆくことを目指した学科である。地域や企業・産業界のグローバル化はひとえに人材のグローバル化に依っている。経済・社会・情報に関するボーダレス化も一層強まり、領域紛争等による国際関係上の歪みも深刻な様相を呈している。国際社会と自国との良好な関係性を、多様な文化に係る専門知と交流実践体験をもってコーディネートできる人材の養成が依然として急務であり、エリート層はもとより、分厚い中間層のグローバル人材養成において、教育機関の責任は大きい。本学において、現代英語学科とならんでグローバルな人材養成を目指す文化交流学科を1997年に設置したことは、この意味で先駆的な判断であった。設置後の当学科は、アジア諸国や欧州の提携大学との交流に努め、地元の人々との交流にも同等のウエイトを置いて地域諸団体との提携を実現し、世界と地域に貢献できる人材の養成に尽力し続けている。本学が文化交流学科を擁することは、以上のことから本学全体の理念・目的にも社会的な要請にも適合し、適切である。

以上、本学文学部の学科・専攻は、いずれも本学全体および文学部の理念・目的と適合する目的を掲げ、適切な設置状況を継続させている。

## < 2 >生活科学部

生活科学部は、本学二番目の学部として、「心と生命を持ち、共同体の中で自然と共生しながら生きる、傷つきやすく精妙な人間を癒し、その良き生を守る人材の養成を目指す」(根拠資料1-1【ウェブ】)を目的として掲げ、2000年に設置された。隣人愛に基づく社会奉仕を実践していくという本学全体の理念・目的を踏まえ、傷つきやすく精妙な人間を癒し、慈しみ、社会の中で良き生を守る知恵を持った人材を育てることを目指す。

心理福祉学科は、「心理と福祉、二つの専門領域が相互にその専門性を高めあいながら学生を育み、地域の社会福祉に貢献する人材を養成する」(根拠資料1-1【ウェブ】)ことを目

的に掲げる。社会の抱える諸問題の影響を強く受ける乳幼児や児童、老人、障がいのある人々、心の問題に苦しむ人々等々、特に「社会的弱者」と呼ばれる人々に対する援助と自立支援の方途を探り、実践することで社会に貢献・奉仕する人材を育てている。生活科学部の設置当初はその名称を「人間福祉学科」としてきたが、その折より「心理」と「福祉」の両輪で構成される教育課程を有し、このことをより強く標榜するため現在の名称に改めた。そもそも福祉は「幸福」や「豊かさ」を表す目的理念であり、この原義によれば本学の全ての営みは福祉に通ずる。転じてより狭義には、すべての人々に最低限度の福祉を保障する手立てに「福祉」の語が充てられている事情に鑑み、本学心理福祉学科は、広義のそれを当然のことながら含意しつつ、狭義の意味での「福祉」に関する専門領域の学術を主軸に据えて教育課程を構成してきた。その意味での「福祉」をより確かなものとするために、「心理」に関する専門学術群を両輪のひとつに据えた。「心理」と「福祉」とが単に平行する複合学科の様相を呈するならば、適切さを欠く。一方、現在の日本社会を見ると、貧困、虐待・いじめ・DV・ハラスメント等の暴力によって傷ついた人々と相対してゆくべき専門職が、人の心理を知らない福祉専門家であったり、福祉法令や福祉行政の現状に疎い心理の専門家であったりすることは、社会の要請からかけ離れた事態を引き起こす。本学心理福祉学科は、心理と福祉とが単に平行しながら進行する単なる複合学科となることなく、「二つの専門領域が相互にその専門性を高めあいながら学生を育む」ことを目指しており、心理と福祉との有機的「融合」を図っている。今後の社会において欠くべからざる人材養成の理念・目的を掲げており、本学が心理福祉学科を擁することは、本学全体の理念・目的にも社会的な要請にも適合し、適切である。

食物健康科学科は、「人間の基本的な営みである食を科学と文化の視点から教授研究して地域社会の発展に寄与するとともに、食べ物と健康の関わりを管理、教育する人材を養成する」（根拠資料1-1【ウェブ】）ことを目的とする。詳述するなら、人間の内なる環境すなわち身体の健やかなありようを追求し、身体の健康が依拠する最も基本的な要素である「食」をめぐる諸問題を扱い、その科学的・文化的視点に基づく研究・教授により、地域社会の発展に寄与し、食べ物と健康の関わりを管理・研究・教育する人材の養成を目指している。食なくして健康はあり得ず、その望ましいあり方を追求してゆく研究機関とし、またその知見を持つ人材の養成機関として、大学こそは社会に確かな貢献ができる。健康問題、調理技術・食文化継承の危機、孤食、こども食堂の背景にある切実な貧困問題等、その多くが、同一学部内の朋友たる心理福祉学科と共有すべき社会的責務を益々明らかにしつつある。キリスト教という世界宗教がもたらした食文化から学ぶべきことも多く、誇りある日本食文化から世界に発信できる事柄も多い。本学が食物健康科学科を擁することは、以上のことから本学全体の理念・目的にも社会的な要請にも適合し、適切である。

以上、本学生活科学部の2つの学科は、いずれも本学全体および文学部の理念・目的と適合する目的を掲げ、適切な設置状況を継続させている。

#### < 3 > 看護学部

看護学部は、「生命の尊厳への深い畏敬の念と、人間に対する深い洞察力と温かい感受性を有し、地域の保健医療福祉に貢献する人材の養成を目指す」（根拠資料1-1【ウェブ】）こ

とを目的として掲げている。キリスト教の精神に基づき、生命の尊厳に対して深く畏敬の念を抱き、人間に対する洞察力と温かい感受性を有し、地域の保健医療福祉に貢献する人材の育成を目指してきた。看護の歴史は世界的にみて、人類社会に対しキリスト教が貢献しえてきたことの筆頭であり、いわゆるミッションスクールが看護師の養成を主導してきたことも周知の事実である。本学設立以来の悲願であったこの責務の継承は、2004年の同学部設立をもってようやくその緒についた。設置にあたっては、とりわけ茨城県北地域の深刻な看護師不足の現状に鑑み、地元自治体である日立市をはじめとして地域からの強い要望と支援を得た。その後、課せられた期待と責務の双方を深く自覚しつつ、専門性の高い看護学の教授を主軸においた教育を展開するとともに、臨地実習をふんだんに活用した実践的力量的育成に努め、総合大学の四年制課程たるに相応しい教養教育と、高度専門職たるに相応しい人格の成長にも力を入れている。現在、看護学科のみの1学部1学科体制であるため、学部と学科との理念・目的が共通のものとなっているが、専門分化が益々進む今後の情勢を睨み、より本学全体の理念・目的に資する学部・学科構成（1学部複数学科への再編等）も模索・検討し続けている。本学が看護学部および看護学科を擁することは、以上のことから本学全体の理念・目的にも社会的な要請にも適合し、適切である。

#### < 4 > 経営学部

経営学部は、「幅広い教養と倫理観を備え、経営の専門的知識を持った職業人の養成を目指す」（根拠資料1-1【ウェブ】）ことを目的としている。少子高齢化が進み、グローバル化の波が押し寄せ、地域産業が低迷し、一層の活性化が求められるなか、地域経済の要請に基づき、地域に貢献する活力ある人材を多く輩出することを目的に2011年に設立された。「豊かな教養と専門性を備えた人材の育成」を念頭に、本学のキリスト教主義の理念に基づいた倫理観を養い、学問的素養を高め、経営学の各々の専門分野での知識や技能を育む一方、現代社会のニーズに合致するため、対人能力や問題解決能力に優れた資質を持つビジネスリーダーの育成を重視している。企業経営における高潔な倫理観や企業の社会的貢献が一層求められる現代において、キリスト教に根差した教育理念を持つ本学が経営学部を設置したのは時代の要請でもある。本学が地域社会はもとより広く国際社会に貢献できる質の高い人材の育成をはかり、積極的に地域の公的機関や民間企業との連携を行い、その発展に寄与するために、経営学部の存在意義は極めて高いものと考えている。看護学部と同様、現在では1学部1学科構成となっているが、さらに専門分化が進むことが予想される今後の情勢を睨みつつ、より本学全体の理念・目的に資する学部・学科構成（1学部複数学科への再編等）についても模索と検討を続けている。本学が経営学部および経営学科を擁することは、以上のことから本学全体の理念・目的にも社会的な要請にも適合し、適切である。

#### < 5 > 文学研究科

文学研究科は、高度の専門の学術について、その研究方法、理論及び、その応用を教授研究して学術・文化の発展に寄与するとともに、地域社会と国際社会に貢献する能力をも

つ人材を育成することを目的とする（根拠資料1-2【ウェブ】）。本学全体の理念・目的を実現するため、英語英米文学と教育の2領域についてより高度な研究と教授をもって社会に貢献することを目指す。

英語英米文学専攻は、「英語学、英米文学および英語教育学の分野における精深な学識を授け、英語圏において培われてきた文化や伝統を社会に生かす良き市民の育成をめざすとともに、英語教員等の高度英語専門職業人の育成を図る」（根拠資料1-2【ウェブ】）ことを目的とする。この専攻を取り巻く社会的・国際的情勢や背景については前述の現代英語学科について述べた事柄と同様であるが、当然のことながら学部教育とは一段異なるより高度な専門知を扱い、その研究・教授を行なっている。よって本学が英語英米文学専攻を擁することは、現代英語学科の設置目的をより一層高度な次元で達成する趣旨から、本学全体の理念・目的にも社会的な要請にも適合し、適切である。

教育学専攻は、「教育学、教育心理学、臨床教育学、特別支援教育の分野における精深な学識と実践力を授け、広く教育の発展に寄与する良き市民の育成をめざすとともに、教員や学校カウンセラー等の高度教育専門職業人の育成を測る」（根拠資料1-2【ウェブ】）ことを目的として掲げている。児童教育学科が掲げる目的をより一層高度な次元で達成することを目指し、現代人の心の問題をより深く考究し、その成果を地域社会の課題に適用できる高度専門職人材の育成を目指してきた。しかし、その主たる養成目的像としてきた「修士号と専修免許状を有する教員や学校カウンセラー」に対する社会的な要請が時代とともに減じ、現職教員のリカレント教育に対する要請は昨今益々高じているものの、その研修機会は様々な場所で準備されるようになり、「修士論文の執筆を要する修士課程」が必ずしもその主たる場ではなくなりつつある。そうした時代背景および地域の実情に応じ、本学が教育学専攻を擁することの適合性・適切性は、徐々に減じることとなった。近年では専攻名に冠する「教育学」よりも、その内部において充実させてきた「心理学」、とりわけ教育の現場からはいささか離れた場における臨床心理学の学びを求めて入学する大学院生も多くなり、「教育学専攻」としての鮮明さが教育課程において薄れていった感も否めない。そこで本学は、2019年度入学生の受け入れをもって同専攻の募集停止を決定し、あわせてこれまで副次的に充実させてきた「心理学」の知見をメインのものに置き換え、2020年度より生活科学研究科「心理学専攻」を開設することとした。この営為は、主として心理福祉学科とともに6年間の「公認心理師課程」たることを念頭において再設計したものであり、時代の要請に応じた適切な再編であったと考えている。

#### < 6 >生活科学研究科

生活科学研究科食物健康科学専攻は、「食物科学および人間栄養学の分野における精深な学識と実践力を授け、高い倫理性と高度な専門知識・技術をもって地域社会に貢献する管理栄養士、食品衛生監視員、栄養教諭、家庭科教員等の高度専門職業人の育成を図る」（根拠資料1-2【ウェブ】）ことを目的とする。2011年、茨城県で初めて生命・健康を支える食物と人間の関わりを専門的に教育・研究する修士課程として開設した。研究対象領域は食物が含有する栄養、嗜好、生体調節の各機能成分を探索する食物科学分野と、摂取した食物が吸収・代謝されて健康の維持、疾病の予防など人間の生理の面から食物を捉える人

間栄養学分野の2分野から成り、食物健康科学科による学部教育の目的を、より高度な次元で達成しようとする修士課程となっている。他の研究科と同様、本学が生活科学研究科食物健康科学専攻を擁することは、食物健康科学科の設置目的をより一層高度な次元で達成する趣旨から、本学全体の理念・目的にも社会的な要請にも適合し、適切である。

### ＜7＞看護学研究科

看護学研究科は、「基礎看護科学および実践看護学の分野における精深な学識と実践力を授け、いずれかの領域で修士論文を作成するコースと、専門看護師を目指すためのコースの2コースにおいて、高い倫理性と高度な専門知識・技術をもって地域社会に貢献する専門的看護師、看護学研究やその教育を担う高度専門職業人の育成を図る」(根拠資料1-2【ウェブ】)ことを目的として掲げている。社会の保健医療ニーズに応える高度専門職業人の育成と、基礎看護科学研究や実践看護学研究とその教育の担い手の育成を目指している。現在、研究科として看護学専攻のみを擁し、1研究科1専攻の体制となっているが、看護学専攻内には、基礎看護科学分野および実践看護学分野(慢性疾患専門看護師教育課程を含む)の2分野を擁する。地域社会の要請に応えるため、教育と研究を通して看護学の発展への努力を続け、その結果を看護教育と看護実践に役立て、広く地域および国際社会に寄与することを目指している。よって他の研究科と同様に、本学が看護学研究科および同専攻を擁することは、看護学科の設置目的をより一層高度な次元で達成する趣旨から、本学全体の理念・目的にも社会的な要請にも適合し、適切である。

### ＜8＞図書館

本学が図書館を設置する目的は、大学として常設すべき施設としてこれまで余りに自明な事柄であったため、規程において明記するに未だ至っていない。一方、図書館の業務については「図書管理規程」において、図書の収集・管理・受入・整理・保管・利用・除籍・処分の8項目を定めており(根拠資料3-2)、このことが図書館設置の目的をそのまま示す。還元すれば本学において良好な図書を備えることをもって、学術研究と教育の向上を図るための施設とすることを設置の目的としている。学長が専任教員の中から指名する図書館長を長とし(根拠資料3-3)、事務職員を置いて運営している。また、図書の収集・管理のみならず、学生の読書活動推進を図るために、様々なイベントやキャンペーンを企画・実施してきた。さらに地域住民にも図書館を開放し、その教養のための利便性の向上に努めている。以上のことから、本学が図書館を擁することは、本学全体の理念・目的にも社会的な要請にも適合し、適切である。

### ＜9＞センター

本学には、下記に示す種々の目的を有する6つのセンターを設置している。その設置については学則第55条において、次のように定めている。

本学に学術研究センター、情報センター、地域・国際交流センター、キャリア支援センター、全学教養課程センターを置き、それらの運営については、それぞれ『茨城キリスト教大学学術研究センター規程』、『茨城キリスト教大学情報センター規程』、『茨城キリスト教大学地域・国際交流センター規程』、『茨城キリスト教大学キャリア支援センター規程』、『茨城キリスト教大学全学教養課程の編成と運用に関する規程』、『茨城キリスト教大学カウンセリング子育て支援センター規程』に定める。

(根拠資料1-1 茨城キリスト教大学学則 (第55条))

以下、各センターの設置に係る規程上の目的を明示しつつ、本学の理念・目的やその設置状況の適合性・適切性について検証する。

#### ①学術研究センター

学術研究センターは、本学の人文・社会・自然科学の各学術領域における先端的・独創的研究を推進することを旨とするとともに、産官学連携活動等を通じて、その成果を広く社会に還元することを目的とする。

(根拠資料3-4 茨城キリスト教大学学術研究センター規程 (第2条))

同センターは上記に示す学術研究推進のため、学長が示す種々の社会的課題について本学全体で推し進める研究プロジェクト等を扱う「研究推進部門」と、各教員の個人研究や共同研究を支援する「研究支援部門」とで構成される。従前、学術研究については、えてして各教員個人の裁量に委ねられていた。しかし、外部資金獲得のための情報提供や研究倫理に関わる組織的な研修(FD/SD)を推進するとともに、本学が社会に貢献すべき研究領域を措定・実施する組織の設置が急務となり、2013年度に同センターを設置した。教員と事務職員との密なる連携を要するため、その長については専任教員の中から学長が指名し、その業務を支える事務職員を配置することはもちろん、センター長、各研究プロジェクトの研究代表者の中から互選により若干名およびセンター事務職員にて構成する「研究プロジェクト運営委員会」を設置している(根拠資料3-4)。その実績も着実に積み上がってきたことから、本学が同センターを擁することは、本学全体の理念・目的にも社会的な要請にも適合し、適切である。

#### ②情報センター

情報センターは、情報ネットワークを中心とした情報利用環境の提供・整備を行い、本学園における教育の研究に資することを目的とする。

(根拠資料3-5 茨城キリスト教大学情報センター規程 (第2条))

同センターは上記に示す情報利用環境の提供・整備を行うため、事務職員のうちより学長がセンター長を任命し、特に情報機器ネットワークについて専門的な技能を有する事務職員をもって構成している。情報機器の現況について必ずしも熟知しているわけではない教員の要望を吟味しながら情報利用環境を整備するとともに、テクノロジーに関わる最新の情報を踏まえて学長や教職員に提案してゆく業務を担う。その連携を密にするため、セ

ンター長、事務職員、学務部長・副部長、各学部教授会推薦教員、図書館長をもって構成する「運営委員会」を置いている（根拠資料3-5）。同センターなくして本学の教育・研究を継続することは不可能であり、本学が同センターを擁することは、本学全体の理念・目的にも社会的な要請にも適合し、適切である。

### ③地域・国際交流センター

建学の精神たる「隣人愛」を基礎とし、グローバル社会に貢献できる人間を育成するとともに、総合大学として知的・人的資源をグローバルな視野をもって地域住民に還元し、連携事業を推進することを目的として、本学に茨城キリスト教大学地域・国際交流センターを置く。

（根拠資料3-6 茨城キリスト教大学地域・国際交流センター規程（第1条））

同センターは、本学が掲げる理念・目的において繰り返し強調してきた「地域」と「国際社会」について、学生・教職員による「つながり」をあらゆる活動において担保することを目指して設置した。近隣地域の各種団体と連携しながら学生のボランティア活動等を支援するとともに、海外提携大学と連携して学生の留学や海外研修に関わる支援を行っている（根拠資料3-6）。従前、他大学等でも、学生・教職員の「ローカル社会（近隣地域）における活動」と、留学や海外研修等をはじめとする「グローバル社会（国際社会）における活動」とは、これを支援する学内部署等が区分されてきた。しかし、そもそもローカルとグローバルの境界線は明確に定められない。仮にグレーゾーンないしスペクトラムといった概念をもってひとまず緩やかに区分するとしても、支援部署を明確に区分（縦割り）することは出来ない。よって本学では、従前の「地域連携センター」および「国際理解センター」を、2018年に統合するかたちで同センターを立ち上げた。その結果、「ローカル」から「グローバル」にわたるスペクトラムの様相を呈した地での全活動について、いずれのスタッフも関わる支援体制となった。例えばベトナム人留学生が地元の人々を対象にベトナム語講座（根拠資料3-7）を開きたいと考えるとき、従前の縦割り体制であれば「センター間の連携」を要した。そうした連携も常に重要ではあるが、現在では同センターが一貫した支援をなしえている。外国人留学生が日立市のイベントにボランティアスタッフとして加わり、そこで活動を共にすることで感化された日本人学生が留学を決意する事例も生じている。まさしくグローバルとローカルの区分におさまらない「グローカル」な事象であり、このことは本学の理念・目的により良く適合する。海外や他地域の知見は地元に戻元され、地元体験から得られた知見は広く国内外に向けて発信されるべきであり、学生どうしの交流はもちろん、全ての授業活動と研究活動が「グローカル」な事象として帰結することを図るべく、同センターはその推進の中核となっている。また同センターを支えるために、センター長、副センター長、各学科選出委員、事務職員とで構成する「地域・国際交流センター運営委員会」も稼働している（根拠資料3-6）。以上のことから、本学が同センターを擁することは、本学全体の理念・目的にも社会的な要請にも適合し、適切である。

### ④キャリア支援センター

キャリア支援センターは本学建学の精神に基づき、学生が職業に関する知識や基礎となる能力・技能を獲得していく中で、自己の特性を理解し卒業後の進路を自ら選択していけるよう、大学生活のあらゆる場面での学生のキャリアアップと就職活動を支援する。

(根拠資料3-8 茨城キリスト教大学キャリア支援センター規程(第1条第2項))

同センターは、本学学生のキャリア形成を入学時から一貫して支援するために設置した。卒業後の将来に向けたキャリア形成は教育課程そのものの課題であるが、正規授業のあり方を各学部学科等と共に検討しながら、そこでフォローできない活動(単位制度にそぐわないながらも重要となる課外活動等)全般について支援を行っている。従前の「就職部」のように、就職活動に対する情報提供や相談・支援もその本務とするが、このことに加えていわゆる「社会人基礎力」と称される能力のうち、EQ、礼儀やマナー、忍耐力といった能力形成に関わるセミナーや活動支援を担う。また、初年次教育にあたる一部の授業においては、センター職員がゲストティーチャーとして学生に講習を行う事例もある。例えば「企業インターンシップ」の場合、正規授業では担当教員が予め設定した到達目標に基づき、事前指導・事後指導の管理下において活動することが求められ、評価される。しかしそうした授業の単位を取得した後、当該学生が自ら到達目標を定め、様々なインターンシップに取り組んでゆくことがより重要であり、このことはボランティア活動についてもあてはまる。このような、授業単位の修得後であればこそ学生自ら研鑽を積み続けてゆくべき種々の事柄(課外活動)が多々あり、この点を支援するためにも同センターは重要である。そのため、他のセンターと同様、教員組織との連携を密にすることを目指し、センター長、各学部学科選出委員、学務部長・副部長、事務職員からなる「キャリア支援センター運営委員会」を置いている(根拠資料3-8)。学生が将来のキャリアをしっかりと見据えながら研鑽を積むことは本学の理念・目的に照らして重要であり、本学が同センターを擁することは、本学全体の理念・目的にも社会的な要請にも適合し、適切である。

#### ⑤全学教養課程センター

学則第1条に定める「キリスト教の精神による人格教育に基づき豊かな教養を培う」との目的に鑑み、その一方途たる全学教養課程の編成と運用について以下の通り定める。

(根拠資料3-9 全学教養課程の編成と運用に関する規程(第1条))

同センターは上記の通り、学則第1条に定める「豊かな教養を培う」ことを目的として設置したものである(根拠資料3-9)。本学の学部段階における教育課程は「全学教養課程」「学科専門課程」「資格課程」の3種に区分しており、そのうち教養課程は「全学」運用事項としての色彩がひととき強い。しかしこのことは、えてして学部学科等の専門課程に従事する教職員にとって、「無関心」「丸投げ」の事柄に属することとなるのが常である。このことを回避し、上述の三つの課程が有機的な連携を担保したものとなるように、また専門知を反駁・自己批判してゆく教養理念の重要性にも鑑みて、学長指名によるセンター長と全学科より選出される所員から成る「全学教養課程会議」をもって、同センターを運

用する体制をとっている（根拠資料3-9）。ただし、現状の課題として、同センターの事務は学務部が所管しているため、他のセンターとは異なって、同センターと上述の会議とは同一の組織となっている。当初は、同センターに常駐の職員を置いた上で、日々の学生対応を行うセンターとして稼働させることを目指したが、学生にしてみれば教養科目も専門科目も同じ「授業」に他ならず、したがって全学教養課程に関わる日々の相談等については他の授業科目と同様、学務部に相談するほうが利便性を高めることができ自然である。また、仮に同センターに相談しようと考えても、職員が常駐する物理的な相談窓口は存在していない（この場合は学務部の窓口を介して連絡を受けたセンター長が対応）。よって、他のセンターと同様に、同センターの物理的なスペースを確保し、センター長をはじめとする常駐職員を置く体制を今後進めてゆくのか、逆に規程上のセンターは廃止し、全学教養課程会議として存続させてゆくのかについて現在検討を進めている。以上のことから、本学が上述の全学教養課程会議を擁することについては、本学全体の理念・目的にも社会的な要請にも適合し、適切であると判断するが、全学教養課程センターという実態を伴わないヴァーチャルな「概念」については、今後その適切性を担保するための検討と改善が必要である。

#### ⑥ カウンセリング子育て支援センター

建学の精神たる「隣人愛」を基盤とし、茨城キリスト教学園および地域社会に開かれた、カウンセリング並びに子育て支援の実践的研究・教育活動に従事することを目的として、本学に茨城キリスト教大学カウンセリング子育て支援センターを置く。

（根拠資料3-10 カウンセリング子育て支援センター規程（第1条））

同センターは上記の通り、近隣地域住民並びに本学教職員に対するカウンセリングおよび、臨床心理学に基づいた子育て支援事業により、学生が地域と出会い学ぶ場を創設することを目的として設置したものである（根拠資料3-10）。従前、本学において設置してきた「カウンセリング研究所」および「子ども未来研究所」を統合するかたちで、2018年度より設置した。カウンセリング理論の生みの親とも言えるカール・ロジャーズが本学園草創期に様々な講演や活動を行なったことを契機として旧「カウンセリング研究所」はスタートしたが、2016年度より本学が他大学とともに取り組んできた文部科学省補助事業「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（根拠資料3-11【ウェブ】）において、特に本学独自の取り組みとして進めてきた子育て支援事業の経験から、本学伝統のカウンセリングに加え、「心理臨床に基づく子育て支援プログラム」を取り入れることが極めて有効であるとの認識に至ったことを契機としている。地域の子育ての現代的課題に取り組みつつ、現代社会の課題に答え得る実践力を持った学生を育てることを、本センターの使命と考えている。本センターは、2020年度より始まる大学院生活科学研究科心理学専攻の国家資格「公認心理師課程」の実習施設として、地域の人々全般に対する心の支援を目論みながら、子育て期にある保護者への支援、とりわけ「特別な配慮を要するお子さんへの発達支援並びに親支援」に注力する中で、そのような「現代的課題に対応できる心理専門職の育成」を重点支援策として設置したものであり、この設置理念は同センターの名称に冠する通りとなっている。同センターの個別具体的な業務を付言するならばその範囲は下記の通

り、極めて多岐にわたっている。

- (1) 研究計画の立案・推進
- (2) 学生および生徒並びに地域住民のカウンセリング・発達相談
- (3) 親子教室・療育等の子育て支援事業
- (4) 研究・教育に必要な資料・設備の整備
- (5) 活動成果の発表
- (6) 内外研究教育機関との交流
- (7) 研究会・講演会・講座・ワークショップ等の開催
- (8) 大学院・学部学生の現場研修・教育
- (9) 専門職のリカレント教育
- (10) 地域住民生涯学習の支援活動
- (11) その他、本センターの事業として相応しい活動

(根拠資料3-10 カウンセリング子育て支援センター規程(第2条第1項各号))

また、上記の業務遂行にあたり、同センター内には「カウンセリング室」および「子育て支援室」の2室をおき、センター長1名および室長2名については学長指名の専任教員があたる体制としている。加えて、心理相談員、保育支援員、事務職員を配置し、全学の専任教員のなかから希望する者があたる実践研究員が適宜、自身の研究や学生に対する教育のため、カウンセリングや子育て支援企画の運用にあたっている(根拠資料3-10)。その本格的な体制が整うのは、今後予定している同センターの建替事業を経て、前述の実習施設として稼働し始めるまで待つ必要があるが、本学が同センターを擁することは、現時点においても本学全体の理念・目的にも社会的な要請にも適合しており、適切である。

#### <10>事務部署

本学において、日々の様々な事務を円滑に処理するために置かれる事務部署の設置・管理については、本学園法人が管轄しており、その設置については「茨城キリスト教学園事務組織規程」(根拠資料3-12)において下記の通り規定している。

#### (大学の事務組織)

第4条 事務部に庶務課を置く。

2 学務部に学務課を置く。

3 キャリア支援センターを置く。

4 入試広報部に入試広報課を置く。

5 図書館に図書課を置く。

6 情報センターを置く。

7 学術研究センターを置く。

8 地域・国際交流センターに地域交流課、国際交流課を置く。

## 9 カウンセリング子育て支援センターを置く。

(根拠資料3-12 茨城キリスト教学園事務組織規程 (第4条))

また、各々にどのような職位の事務職員を置くか(職制)については、同規程第8条において規定している。各部署ともその業務については、その名称として関する範囲のものを扱うこととしているが、その具体的な業務項目については慣例に拠っているのが実情である。日々扱う事務作業は膨大な量にのぼり、その業務の全てを詳細に規定することは困難なためであり、その実務の範囲についてはすべて大学事務長が整理し、適宜指示している。以下、前述のセンターを除くその他の部署において、慣例的に扱われている主要な業務について概略する。

事務部庶務課は、主として教職員の福利厚生に関わる事務を扱うとともに、他の部署で扱うことが適当でないか、扱う余力がないものについて臨機応変に対応している。よってその範囲は、国の補助金事業や予算編成に係る事務等の学長が直接取り扱う事務全般から、日々の業者管理、コピー機の管理といった日常業務に至るまで多岐にわたる。

学務部学務課は、学務次長・学務課長以下の事務職員によって構成され、学長が専任教員より指名する学務部長・副部長の指揮に基づき、主として全授業科目の運用に関する事務、授業履修や成績証明等に関する事務、学納金に関わる事務、学生サークルや学園祭等の学生活動に関わる事務、またそれらの事務全般にわたる学生相談窓口業務等に当たっている。

入試広報部入試広報課は、入試広報課長以下の事務職員をもって構成し、学長が専任教員の中から指名する入試広報部長・副部長の指揮のもと、本学入試および広報に関わる事務の全体を扱う。

いずれも本学の理念・目的を遂行するための諸施策を支える事務組織として欠くことのできない業務を担っており、新たな時代に対応するため今後も益々その拡充や整理・再編を要するものの、現状においては適合しており、適切である。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各教育研究組織の適切性に関する定期的な点検・評価は、主として次の2つの帰結を目指すプロセスにおいて実施している。

そのひとつは、第1章でも検証した「学園中期経営計画」におけるアクションプランである。既述の通り、この計画は全体としては5年の計画を定めたものであるが、「マスタープラン＝5年後の最終的な姿」については5ヵ年を通じて掲げ続けるものの、そのプロセスとなるアクションプランについては毎年度、その適切性について点検・評価を実施している。アクションプランの各項目は、各学部・学科・専攻、各研究科・専攻、各センター、各事務部署の単位で掲げており、それぞれが毎年度、その進捗を点検・評価し、次年度のアクションプランの適切性について見直し等を行っている。例えば、文学研究科教育学専攻については、アクションプランによる点検・評価によってその適切性を検証した結果、2020年度よりこれを廃止して新たに生活科学研究科心理学専攻を設置することに帰結した事例である（根拠資料1-11）。

ふたつめは、教育研究組織のあり方を定める大小の規程改定やその運用方針の見直しなど、アクションプランとしては掲げていないものの適宜実施している改善のプロセスである。その主体となるのは、学長がその長として招集する合同教授会、大学運営会議、教育課程評議会のみならず、各学部教授会、各学科・専攻会議、各研究科会議、各センター運営委員会や全学教養課程会議など、ほぼ月例開催としているものである。さらには、適宜開かれている各業務担当教員の小会議や事務部署の日々のミーティングに至るまで、扱われる事柄はすべて教育研究組織としての適切性に多かれ少なかれ関わっている。こうした複数の目による適切性の確認により、不適切と見做されたか、より適切な改善が期待される事柄が発議された場合は、上記の定例会議の場で議題となり、より上位の会議体における審議を経て、最終的には合同教授会において全学的な承認に基づき、学長が裁定する。その際の議案には、当然のことながら提案趣旨として、よりよい適切性を担保すべき理由が説明される。例えば現行の学術研究センターは、従前の教育研究センターを改組したものであるが、その発議は旧センター長から年度の途中で発せられ、以降様々な会議体における検討を経て、最終的には合同教授会において、規程の新旧対照表を踏まえた改定理由の総括が学長により行われた。このふたつめのプロセスは、ほぼすべての事柄に関して「毎月の定期的点検・評価」のそれとして機能している。

前者のプロセスは、予め定めた年度計画（PLAN）、実施（DO）、点検・評価・改善（CHECKとACTION）の順に進み、この意味で内外から本来的に期待される「目的志向型のPDCA」と言える。一方、後者のプロセスは、前者に比すればいささか「場当たりの」であり「無計画的」なプロセスであるものの、時々の問題に応じたPLANを適宜定めて実施してゆくための「問題解決型PDCA」であり、即時性という観点から同じく重要なプロセスである。

## (2) 長所・特色

本学の教育研究組織は、いずれも本学全体の理念・目的に適合するかたちで概ね適切に設置されている。またいずれの組織もその適切性について、「学園中期経営計画」に係る毎年度のアクションプラン運用を経た当該年度終盤において、また関係月例会議における適宜の発議集約・検討のプロセスにおいて、定期的な点検・評価を実施している。

## (3) 問題点

図書館の設置目的を規程として明文化する必要がある。また全学教養課程センターと全学教養課程会議の実態に区別がないことから、センターとしての機能を拡充するか、これを廃止するかについて検討を要する。

また全ての組織において、その設置目的についてはこれまで述べてきた通りいずれも適切なものとするが、その適切性にとって更なる点検・評価を進めてゆくために、より「目的志向型」のPDCA体制を充実させる必要がある。具体的には、例えば現代英語学科の設置目的を「国際交流語としての英語の基本的かつ高度な運用能力を有し、国際化する現代社会で活躍する人材を養成する」と謳うとき、この目的が達成されていることを説明するための根拠（ひいては学科の存在根拠）がいささか「肌感覚的」なものとなっている印象は拭えない。確かに社会で活躍する本学科の卒業生は数知れず目にすることができ、そのことによって本学に対する社会的評価も良好に得られていることは否定できないが、今後はより具体的なアウトカム指標（例えば学生が受験するTOEICやTOFFLの目標平均値等）を設定し、より明確にその成果を検証することが求められる。

この事情はいずれの本学組織についても共通している。就職率、教員採用試験合格者数、各種国家試験の合格率などはいずれも高い数値を弾き出している（根拠資料3-13【ウェブ】）が、その目標値または定性的成果目標を予め定めて共有してゆく組織文化が未だ希薄であり、「目的志向型」のPDCAとなり得ていない。確かに企業のマネジメントに比して、自治体や教育機関といった遥かに複雑な事象を扱う組織のアウトカム指標を適切かつ明快に定めることは難しい課題であるが、アカウントビリティ（説明責任）の文脈では今後益々このことが求められる。「事前に打ち立てた目標が事後に達成されたか否か」をより明確に判定できるシステムの構築について、本学も未だ課題を残している。

## (4) 全体のまとめ

以下、これまで述べてきたことの要点をとりまとめる。

- ①本学の教育研究組織は、いずれも本学全体の理念・目的に適合するかたちで概ね適切に設置されている。
- ②いずれの組織もその適切性について、「学園中期経営計画」に係る毎年度のアクションプラン運用を経た当該年度終盤において、また関係月例会議における適宜の発議集約・

検討のプロセスにおいて、定期的な点検・評価を実施している。

- ③唯一、その検討の過程で役割を終えた（適切性が減じた）ものと判断された文学研究科教育学専攻についても、生活科学研究科心理学専攻への改組というかたちで新たな時代に向けた改善が実現した。
- ④図書館については、その設置目的が誰の目にも自明であるものの、規程としての明文化やその公表がなされていない現状にあり、今後の検討を要する。
- ⑤全学教養課程センターについては、実態として全学教養課程会議と区別のない「概念」となっていることから、学生に対する支援組織としてセンターを物理的にも人間的にも拡充するか、これを廃止して全学教養課程会議のみを存続させるかについて今後の検討を要する。
- ⑥さらなる明確な「成果指標（アウトカム）」をそれぞれの組織において事前に打ち立て、事後に明確な形で判定（点検・評価）できるシステムを整えてゆくことも今後の課題である。

## 第4章 教育課程・学習成果

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、これを定めて本学ウェブサイト上で公表している（根拠資料4-1【ウェブ】）。また既に述べたように、学生に配付する『履修要覧』にも掲載するとともに同様の『履修要覧』をウェブサイト上でも閲覧可能にしている（根拠資料1-6～1-7【ウェブ】）。以下、その内容の適切性について検証する。

第2章で述べたように、本学の学位授与方針では、いずれの学部学科等においても共通して目指される能力として、「実践的ボランティア」「公正性」「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「（学修に主体的に取り組む）態度」の5つを掲げている。以下、各学科等における記述を抽出した。

各学科等	「実践的ボランティア」に係る記載
大学	キリスト教精神（隣人愛）に基づき、諸人生の営みに奉仕しようとする実践的ボランティア
現代英語学科	キリスト教精神（隣人愛）に基づき、英語を用いて諸人生の営みに奉仕しようとする実践的ボランティア
児童教育学科 児童教育専攻	キリスト教精神（隣人愛）に基づき、児童教育・福祉を通じて諸人生の営みに奉仕しようとする実践的ボランティア
児童教育学科 幼児保育専攻	キリスト教精神（隣人愛）に基づき、幼児保育・福祉を通じて諸人生の営みに奉仕しようとする実践的ボランティア
文化交流学科	キリスト教精神（隣人愛）に基づき、異文化間交流を通じて諸人生の営みに奉仕しようとする実践的ボランティア
心理福祉学科	キリスト教精神（隣人愛）に基づき、心理的ケアと福祉を通じて諸人生の営みに奉仕しようとする実践的ボランティア
食物健康科学科	キリスト教精神（隣人愛）に基づき、食と健康の専門職として諸人生の営みに奉仕しようとする実践的ボランティア
看護学科	キリスト教精神（隣人愛）に基づき、看護における人間愛を通じて諸人生の営みに奉仕しようとする実践的ボランティア
経営学科	キリスト教精神（隣人愛）に基づき、経営におけるリーダーシップ、コミュニケーション能力、状況判断能力等の行動力を通じて諸人生の営みに奉仕しようとする実践的ボランティア

## 第4章 教育課程・学習成果

大学院 英語英米文学専攻	キリスト教精神（隣人愛）に基づき、英語に関わる深遠かつ専門的な諸能力を通じて諸人生の営みに奉仕しようとする実践的ボランティアリズム
大学院 教育学専攻	キリスト教精神（隣人愛）に基づき、教育を通じて諸人生の営みに奉仕しようとする実践的ボランティアリズム
大学院 食物健康科学専攻	キリスト教精神（隣人愛）に基づき、食物と健康に関わる専門的かつ深遠な諸能力を通じて諸人生の営みに奉仕しようとする実践的ボランティアリズム
大学院 看護学専攻	キリスト教精神（隣人愛）に基づき、看護に関わる専門的かつ深遠な諸能力を通じて諸人生の営みに奉仕しようとする実践的ボランティアリズム

各学科等	「公正性」に係る記載
大学	キリスト教精神に基づき、社会的倫理にもとる偏見、臆見、欺瞞、誤謬、差別意識等から「自由」であり続けようとする公正性
全学科等	キリスト教精神と専門的・職業的倫理に基づく公正性

各学科等	「知識・技能」に係る記載
大学	（学部）基礎的・基本的な知識・技能 （大学院）専門的かつ深遠な知識・技能
現代英語学科	国際交流語としての英語に関する基礎的・基本的な知識・技能
児童教育学科 児童教育専攻	児童の心身の発達・成長や教育、保護者に対する支援についての基礎的・基本的な知識・技能
児童教育学科 幼児保育専攻	幼児の心身の発達・成長や幼児に対する教育・保育、保護者支援に関する基礎的・基本的な知識・技能
文化交流学科	アジア・欧米など諸地域の文化とその歴史的背景に関する基礎的・基本的な知識・技能
心理福祉学科	人間の心理および現代社会における福祉のあり方やその歴史的・理念的背景に関する基礎的・基本的な知識・技能
食物健康科学科	食と健康に関する基礎的・基本的な知識・技能
看護学科	看護全般の科学性やその歴史的・理念的背景に関する基礎的・基本的な知識・技能
経営学科	マネジメント、会計・ファイナンス、地域イノベーション分野のあり方やその歴史的・理念的背景に関する基礎的・基本的な知識・技能
大学院 英語英米文学専攻	英米文学、英語学、英語教育に関する専門的かつ深遠な知識・技能

大学院 教育学専攻	教育学、臨床教育、教育心理学、特別支援教育に関する深遠かつ専門的な知識・技能
大学院 食物健康科学専攻	食物科学、人間栄養学に関する専門的かつ深遠な知識・技能
大学院 看護学専攻	看護学に関する専門的かつ深遠な知識・技能

各学科等	「思考力・判断力・表現力」に係る記載
大学	それらの知識・技能を活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力
現代英語学科	それらの知識・技能を活用して他者と英語でコミュニケーションを図りながら、社会的・国際的な諸課題を解決してゆく思考力・判断力・表現力
児童教育学科 児童教育専攻	それらの知識・技能を活用して児童教育・福祉全般の社会的諸課題を解決してゆく思考力・判断力・表現力
児童教育学科 幼児保育専攻	それらの知識・技能を活用して幼児教育・福祉全般の社会的諸課題を解決してゆく思考力・判断力・表現力
文化交流学科	それらの知識・技能を活用して国際的・地域的な諸課題を解決してゆく思考力・判断力・表現力
心理福祉学科	それらの知識・技能を活用して日常生活で直面する心理や福祉の個人的・社会的諸課題を解決してゆく思考力・判断力・表現力
食物健康科学科	それらの知識・技能を活用して食と健康に関わる課題を解決してゆく思考力・判断力・表現力
看護学科	それらの知識・技能を活用して看護に関わる個人的・社会的諸課題を解決してゆく思考力・判断力・表現力
経営学科	それらの知識・技能を活用して経営に関わる社会的諸課題を解決してゆく思考力・判断力・表現力
大学院 英語英米文学専攻	それらの知識・技能を活用して他者と英語でコミュニケーションを図りながら、社会的・国際的な諸課題を解決してゆく優れた思考力・判断力・表現力
大学院 教育学専攻	それらの知識・技能を活用して児童教育・福祉全般の社会的諸課題を解決してゆく思考力・判断力・表現力
大学院 食物健康科学専攻	それらの知識・技能を活用して教育や臨床現場における食育指導、地球規模の食料問題や安全性等に関わる社会的・国際的な諸課題を解決してゆく優れた思考力・判断力・表現力
大学院 看護学専攻	それらの知識・技能を活用して看護の場における課題を解決してゆく優れた思考力・判断力・表現力

## 第4章 教育課程・学習成果

各学科等	「学修に主体的に取り組む態度」に係る記載
大学	学修に主体的に取り組む態度
現代英語学科	英語を用いたコミュニケーションや諸課題解決のための学修に主体的に取り組む態度
児童教育学科 児童教育専攻	児童教育・福祉全般の社会的諸課題解決のための学修に主体的に取り組む態度
児童教育学科 幼児保育専攻	幼児教育・福祉全般の社会的諸課題解決のための学修に主体的に取り組む態度
文化交流学科	国際的・地域的な諸課題解決のための学修に主体的に取り組む態度
心理福祉学科	心理や福祉の個人的・社会的諸課題解決のための学修に主体的に取り組む態度
食物健康科学科	食と健康に関わる課題解決のための学修に主体的に取り組む態度
看護学科	看護に関わる個人的・社会的諸課題解決のための学修に主体的に取り組む態度
経営学科	経営に関わる社会的諸課題解決のための学修に主体的に取り組む態度
大学院 英語英米文学専攻	英語を通じた個人的・社会的諸課題解決のための学修に主体的に取り組む態度
大学院 教育学専攻	それらの知識・技能を活用して教育の諸課題を解決してゆく態度
大学院 食物健康科学専攻	食に関わる社会的・国際的諸課題解決のための学修に主体的に取り組む態度
大学院 看護学専攻	看護に関わる多様な人々と協働し、課題解決のための学修に主体的に取り組む態度

いずれも各学科等の専門領域の観点から、学位を授与するに相応しい到達目標として、学部の4年間ないし研究科の2年間を通して身に着けることが目指される5つの能力を、簡潔なかたちで示している。各々の到達目標の基本的な観点は、当該学科等に備える教育課程において全ての授業科目担当者が共有し、各授業科目においては更に詳細な能力形成の方途とその到達目標とが、授業科目担当者により掘り下げられて示される体制となっている。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

<p>評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程の体系、教育内容</li> <li>・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等</li> </ul> <p>評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性</p>
---

教育課程の編成・実施方針は、本学では「教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）」の名称をもって定め、本学ウェブサイト上で公表している（根拠資料4-2【ウェブ】）。また既に述べたように、学生に配付する『履修要覧』にも掲載するとともに、同様の『履修要覧』をウェブサイト上でも閲覧可能にしている。

教育課程方針は、前述の学位授与単位組織（各学科等）に加え、学位授与に関わる全学教養課程についても明確に定めている。いずれも教育課程において採用する「方法と理念」「分野」「年次」「評価」の項目ごとに方針を明示し、「その他」の欄を設けてさらに留意点を記述している。その量は膨大となるため、ここでは現代英語学科の場合を例として取り上げつつ、全学科等の検証結果について簡潔に述べる。

各項目	現代英語学科「教育課程方針」
序文	現代英語学科は、別に定める学位授与方針に基づき、学科専門科目について次の方針に従って教育課程を編成します。
方法と理念	習熟度別クラス編成により、実践的な英語の技能を身につけることのできるスキル科目群を編成し、履修者自身が予習や復習をもってその深化を図ることを同時に支援します。また特に演習科目や実技・実習科目では、グループ・ディスカッションやプレゼンテーション等のアクティブ・ラーニングをふんだんに取り入れて知識・技能の習熟を図るとともに、同世代の英語母語話者（インターン生）等の異なる文化背景を有する人々と英語を使って積極的に関わり、課題解決に主体的に向き合う態度や思考力・判断力・表現力の育成を図ります。また、そうした学修を補完しながら実践的ボランティアや公正性を身につけるための活動として、地域・国際交流センターのバディとして留学生を支援したり、日本語を教えたりするボランティア等を各授業を通じて推奨します。
分野	英語を専攻する者として必要な知識を学び、国際社会における英語の役割を理解し、英語圏以外の文化に対しても広い視野と公平さを身につけることを目的とした「現代英語基礎演習Ⅰ」「現代英語基礎演習Ⅱ」を設置します。
年次	1、2年次には、英語の「読む」「書く」「聞く」「話す」の4技能および非言語コミュニケーション技能の伸長をめざし、実用的な

## 第4章 教育課程・学習成果

	レベルの英語運用能力を身につけるための必修科目を配置します。3、4年次には、グローバル化社会を生き抜く職業人に必要なスキルと教養を身につけるための選択科目を「グローバル・コミュニケーション」「ホスピタリティ」「言語教育」「言語と文化」「演習」「アクティブ・ラーニング」の各分野に幅広く設置します。
評価	学修成果の評価は、学位授与方針に掲げる各項目（知識・技能、思考力・判断力・表現力、学修に主体的に取り組む態度、実践的ボランティアリズム、公正性）を踏まえた各科目の到達目標、評価方法、評価基準に基づき適正に行います。その詳細については各科目の授業概要（シラバス）に記載します。
その他	英語圏の文学・歴史・文化について研究し、「生きる意味とは」「幸福とは」など、人のもつ根本的な問いについての答えを探求し、その過程で人間としての成長を図ります。

「序文」に係る教育課程評議会の指示は、学科専門科目の教育課程方針を学位授与方針に基づいて策定することの宣言である。上記の現代英語学科と同様、その他の学科等においてもほぼ様式上の雛形としているため、共通の表現で宣言されていることが確認できる。

「方法と理念」については、特に重視して用いる授業手法を示すこと、及びそれらの手法と学位授与方針に掲げる5つの能力形成との関連について記述を求めている。現代英語学科の場合、実践的な英語技能を図るためのスキル科目を置くことや、グループ・ディスカッション等のアクティブ・ラーニングをふんだんに取り入れることを明記し、学位授与方針に掲げる5つの能力との関連を全て網羅しながら記載している。その他の学科等についても、その表現は学科の特性に応じて実に多様であるが、いずれも5つの能力との関連を吟味しながらその手法の明示を心掛けたものとなっている。

「分野」については、各々の教育課程の大まかな構造（分野区分）を示すことを求めている。現代英語学科の場合、「現代英語基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の記載に留まっており、今後の改善を要する。例えば児童教育専攻は次のように記載しており、教育課程評議会が求めている内容を網羅している。

各項目	児童教育学科児童教育専攻「教育課程方針」
分野	教育学・教育心理学・児童学に関わる科目群を知識修得の基礎分野として設定し、その周囲に学術的関連科目群や特別支援教育、音楽・美術・体育・労作体験などの実技科目群をふんだんに配置することで、知識・技能の拡大と深化、思考力・判断力・表現力の醸成、学修に主体的に取り組む態度の育成を図ります。特に3年次の初等教育実習や、3・4年次の児童教育演習（ゼミ）では、上記諸能力の総体を確認しながら更なる深化に務め、もって「頭と心と身体」をバランスよく鍛える教育課程を展開します。

この視点でその他の学科等について検証してみると、いずれも上記の児童教育専攻と同等またはそれ以上に詳細かつ明確なものとなっているが、看護学科については次の通り、学科専門課程についての記載がないことについて改善を要する。ただし下記の「年次」の項目では、各年次に沿った分野設定を詳しく記述しており、この点は教育課程評議会による項目区分が適切であるかについて再検討を要する。また、看護学科の「分野」記載が全学教養課程の役割を扱っていることは、他学科等の場合の不足を同時に明らかにしている。

各項目	看護学科「教育課程方針」
分野	豊かな人間性を育むために、建学の精神であるキリスト教の基礎知識や、人文・社会・自然のすべての側面から全学教養課程を学ぶ構成とし、また倫理的態度を身につけていくための科目を段階的に配置しています。

「年次」については、現代英語学科の場合、年次毎に教育課程編成の基本的な意図を記載し、適切である。また、上述した通り看護学科では、上記で指摘した不足を補う形で「年次毎の分野」（段階的な配置）を必要最小限の詳細さで記載しており、他学科等において今後の参考とすることが期待される。

各項目	看護学科「教育課程方針」
年次	学科専門科目は、教養科目との融合を図りつつ、科学的知識・技術、問題解決能力、コミュニケーション能力を含む専門職人としての確かな実践力を体系的に養うため、1年次では専門基礎科目、2年次では看護学の基本と看護展開の基礎、3年次では実習を基本とする看護展開の応用、4年次では看護学の発展に関する科目を配置しプロフェッショナルへの学びを積み重ねていく構成としています。さらに、看護展開において必要な科学的思考と判断力を養うための演習科目を、1～4年次を通し展開するとともに、シミュレーションモデルを用いた教育を実施し、看護技術の実践能力を強化します。

「評価」については、現代英語学科の記載と同じものを全学科等で用いている。各授業科目の性格や目的に応じて、5つの能力形成のどれをどの程度に重視するかが異なるため、全授業科目に共通する事項を雛形化している。

以上、教育課程方針を定めてこれを公表するとの初期課題については達成しており、その内容についても方針設定以前の状況からすれば、上記5項目の形成について全学的に意識化されてきているという点について、飛躍的な発展をみている。しかし、社会情勢や学術の動向、卒業後の様々な現場で求められる能力はいずれも定まることのない変数であり、それらの引数を指針として3ポリシーを確定し、具体的な授業科目配置やその方法に連動させてゆく作業には、終わりが無い。それぞれの学科等の記載内容を相互に比較検討し、他大学のものも参照しながら、毎年度の点検と修正を施してゆくことが必要である。上述してきた若干の不備を含めて、より良い表現で社会に対して説明してゆくことが求められる。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<p>評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性</li> <li>・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮</li> <li>・単位制度の趣旨に沿った単位の設定</li> <li>・個々の授業科目の内容及び方法</li> <li>・授業科目の位置づけ（必修、選択等）</li> <li>・各学位課程にふさわしい教育内容の設定</li> </ul> <p>（＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等　＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等　＜専門職学位課程＞理論教育と実務教育の適切な配置等）</p> <p>評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p>
--

授業科目の開設については、いずれの学科等においても教育課程方針との整合性が担保されていることを確認している。今後の教育課程方針精査の過程で、改定後の教育課程方針に基づいて科目配置を吟味していく手続きを重視してゆく。

その際、検討課題の筆頭となることは、教育課程における順次性・体系性の更なる吟味と改善である。さしあたり、その検討にとって有益な「科目ナンバリング」については導入済みであり、その内容については2018年度以降の『履修要覧』において明記している。カリキュラム改定に際し、ナンバリングを考慮した科目間の関係性・順次性がより強く意識されるとともに、教育課程方針と科目表との整合性をとる過程で、全体の体系性もより強く意識されてゆくことが期待される。

「単位制度の趣旨に沿った単位設定」となっているか否かについては、授業科目の種別と時間数に応じて法令に適ったものとなっているか否かを、カリキュラム改定時に確認している。あわせて、「単位の実質化」に係る文脈、すなわち授業時間のみならず、学生自身による予習・復習時間に注目してゆくことについては、その正確な測定方法を確定している段階にないが、毎年度の「学生生活満足度調査」（根拠資料4-3）において、学生自身の申告を確認することについては着手済みである。また授業概要（シラバス）においても、予習・復習に係る内容等について授業担当者が記述する欄を設けている。

「個々の授業科目の内容及び方法」「授業科目の位置づけ（必修、選択等）」「各学位課程にふさわしい教育内容の設定」については、既に述べたように、カリキュラム改定時の手続きにおいていずれについても全学的な視点で検討を行った上で、その適切性を確認している。この検証において有効に活用しているもののひとつとしては、本学ウェブサイトに掲載して学生に示すこととしている全学科等の「履修系統図（履修モデル）」（根拠資料4-4【ウェブ】）がある。学生に対してこの通りの履修を必ずしも強いるものではないが、各学科等が標準的な履修モデルを吟味する作業は、当該教育課程が学生の成長に適したも

のであるかをより具体的にイメージすることに寄与している。

次に掲げる履修系統図は児童教育学科児童教育専攻のものであるが、全学科等についてもこの図の通り、マトリクスの縦軸には学科専門科目の分野区分、横軸には履修年次を設けている。児童教育専攻の場合、基幹科目（教職課程の枠外のものとして、学科が独自に置いて必修とする科目）については4年間を通じて継続性のある授業科目が配置されているが、その他の分野については左上から右下へと、年次を追うごとに主軸が移り変わる。すなわち、専門科目（主として小学校教諭免許状の取得を想定）→資格科目Ⅰ（幼稚園教諭免許状関係）→資格科目Ⅱ（特別支援学校教諭免許状関係）→資格科目Ⅲ（学校図書館司書教諭関係）というように、同時並行的にではなく順次の履修を想定しており、同学科の教育課程編成方針を別の形でよく示したものとなっている。

文学部 児童教育学科 児童教育専攻 履修系統図

学科 科目	1年次	2年次	3年次	4年次
	教職論や教育原理などの講義を通じて、教員になるための基礎知識や心構えを学びます。	介護等体験や水泳実習へ。 教科研究では、小学生の立場に立って指導する具体的な方法を考えます。	日立市内の小学校で約1か月間の初等教育実習。現場をとおして、自己のさらなる成長を図ります。	これまでの学びをとおしての教職実践演習に加え、希望に応じて特別支援教育実習や幼稚園実習を行います。
基幹科目	音楽Ⅰ・Ⅱ 美術Ⅰ・Ⅱ キリスト教教育論	劳作体験Ⅰ・Ⅱ 基礎演習	児童体育Ⅰ・Ⅱ 児童教育演習Ⅰ・Ⅱ	児童教育演習Ⅲ・Ⅳ
専門科目	教職論 道徳教育の理論と方法 教育原理 特別活動の理論と方法 教育課程論 教育方法論 教育心理学Ⅰ・Ⅱ			
	児童文化Ⅰ・Ⅱ 言語教育Ⅰ・Ⅱ 数学教育 自然科学教育 地域社会研究Ⅰ・Ⅱ			
	教育行政学 音楽Ⅲ・Ⅳ 美術Ⅲ・Ⅳ 小学校国語科教育法 小学校国語科研究 小学校算数科教育法 小学校理科研究 小学校理科教育法 小学校社会科教育法 小学校社会科研究 小学校体育科教育法 小学校体育科研究 小学校生活科教育法 小学校生活科研究 小学校家庭科教育法 小学校家庭科研究 小学校音楽科教育法 小学校図工科教育法			
	介護等体験		野外活動	
			教育史 学習心理学	
			初等教育実習Ⅰ・Ⅱ 学校カウンセリングⅠ・Ⅱ	
	教育統計学		小学校英語教育Ⅰ・Ⅱ	児童教育特講A・B
				学校カウンセリング実践 教職実践演習(小学校・幼稚園) 教育実践研究A・B 卒業研究
資格科目Ⅰ			保育内容総論 保育内容研究・健康 保育内容研究・人間関係 保育内容研究・環境 保育内容研究・言葉 保育内容研究・表現Ⅰ・Ⅱ 保育方法の研究 幼児理解と教育相談	初等教育実習Ⅲ
資格科目Ⅱ	特別支援教育総論 特別支援教育原論	発達障害児教育論	知的障害児の教育Ⅰ・Ⅱ 言語の発達と障害 知的障害児の心理・生理・病理 感覚障害児教育論 肢体不自由児の教育 発達障害児の心理検査法 肢体不自由児の心理・生理・病理 病弱児の教育 障害児福祉論 病弱児の心理・生理・病理 世界の障害児教育 重度重複障害児教育論	特別支援教育実地演習 特別支援教育実習
資格科目Ⅲ			学校経営と学校図書館 学校図書館メディアの構成	学習指導と学校図書館 情報メディアの活用 読書と豊かな人間性

(根拠資料4-4 履修系統図(児童教育学科児童教育専攻))

## 第4章 教育課程・学習成果

この履修モデルの提示も含めたカリキュラム適用後の実施状況については、教務委員会を中心とする検証を随時継続してゆく体制となっており、各学科教務委員が日常的に収集する情報、「学生による授業評価」によって全教員が認知し学部長に報告する情報等をもとに、次時の教育課程方針やカリキュラム改定を検討する体制となっている。

また、全学教養課程においては「人文」「社会」「自然」領域を設けるとともに、各領域の中核科目「人文科学の考え方」「社会科学の考え方」「自然科学の考え方」を全学必修としている。このことにより、高等学校における学習と各専門分野との接続がスムーズになるよう配慮している。大学院各研究科においても、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮し、いわゆる講義科目における学修を経て、演習や特別研究等、主体的・能動的な調査研究の機会をふんだんに設けている。

「学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施」についても基本的には上述のサイクルにおいて検証し続けているが、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士、看護師、管理栄養士、学芸員といった専門職の養成課程においては、密に連携せざるを得ない「実習先」（就職先となる現場）が存在し、本学の教育が適切であるか否かについて常にヒヤリングを受けている状況にある。例えば小学校教諭を養成する児童教育専攻では日立市内の実習協力校で全学生が実習を行ってきたことから、実習協力校となる小学校校長が一堂に会する連絡協議会を設けており（根拠資料4-5）、専攻所属の全教員が参加して様々なヒヤリングを行っている。幼稚園・保育所・こども園を実習先とする幼児保育専攻についても同様であり、看護学科や食物健康科学科においても同様である。いずれの連絡協議会においても、本学が実施する教育が現場に通用するものであるかについて、賛辞と批判の声が飛び交う。教育課程方針や科目設定に与える影響は大きい。

そうした専門職養成の課程だけでなく、一般企業就職を目指す学生の多い学科等についても、企業現場の声は常に本学キャリア支援センターや地域・国際交流センター等がヒヤリングを継続している。専門職の現場に比べればその要望は実に多様であるが、全体として大学に求められていることの筆頭は、コミュニケーション能力、協調性や共感力、一般教養、倫理観、礼儀やマナーといった多分にEQに関わる汎用的な力であり、その次には英語力、ITスキル、地元地域の歴史的・文化的な知見といったものが求められる。各学科等において教育課程方針を定め、これに基づいて教育課程を編成する際には、常にそうした外部の声が意識されている。

総じて、「教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか」については、主として「科目ナンバリング」「履修系統図」「学生による授業評価」「連絡協議会等における現場からのヒヤリング内容」を総合的に駆使しながら、次なる改善に向けた検証を続けている。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
  - ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
  - ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- <学士課程>
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
  - ・適切な履修指導の実施
- <修士課程、博士課程>
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施
- <専門職学位課程>
- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

「学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置」について、以下に取り上げながら点検・評価してゆく。

まず、本学では単位の実質化を図るための措置の一貫として、いわゆる「キャップ制」を設けて年度間の履修登録単位数上限を制限している。その内容は『履修要覧』において、次のように記載している。

## (2) 履修登録の注意

- ① 文学部、生活科学部、看護学部各学科の1年間に登録できる単位数は、卒業要件に関わる科目が50単位未満で、総単位数は60単位以内とする。  
経営学部経営学科の1年間に登録できる単位数は、卒業要件に関わる科目が47単位未満で、総単位数は56単位以内とする。ただし、前学年度のGPAが3.0以上の学生は、卒業要件科目については50単位未満、総単位数は60単位まで履修することができる。

(根拠資料1-6 茨城キリスト教大学『履修要覧』(2019年度版32頁))

授業概要(シラバス)については第2章でも取り上げたように、2019年度のものから全面的な改定を行った(根拠資料2-26)。改定に先立って全教員に配付し、今後も授業概要執筆要請時に配付することを予定している様式サンプルを以下、掲載する。



	特別活動 特別活動 小学校編 東京書籍「あたらしいほけん3.4」 東京書籍「新しい保健5.6」
予習・復習のポイントと参考文献・資料等	<p>&lt;実習前&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○履修簿を受け取ったら、書かれている事前学習課題を参考に、大学で学んだことを整理しておく。</li> <li>実習前指導前には、毎回示されるテーマについて、テキストに書かれていることを思い出しておく。</li> <li>○図書館にある資料を参考に、模擬授業に使用する指導案を作成する。</li> <li>○実習校との事前打ち合わせが終わったら、「復命書」に内容を整理し、To-doリストを作成し、漏れがないよう準備して実習に臨む。</li> <li>○具体的な実習内容については、以下の参考文献を読むとイメージしやすい。 大谷尚子・中桐佐智子編著「養護実習ハンドブック」東山書房 2015年 尾花美恵子ほか「養護教諭のための教育実習マニュアル第4版」少年写真新聞社 2009</li> </ul> <p>&lt;実習中&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○毎日学んだことを振り返り、履修簿に整理する。理解があいまいなことに気づいたら、テキスト他文献を開き、正確に記述する。</li> <li>○退勤時には明日の予定を確認し、わからないことを調べておく。</li> </ul> <p>&lt;実習後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○履修簿を再度振り返り、整理し、自分の考えをまとめる。</li> <li>○実習で学んだことを、他者が理解しやすいような形で説明できるよう工夫する。</li> </ul>
障がいのある履修者への対応	可能な限り対応しますので、まずは学務部と実習担当教員に連絡して下さい。
授業時間外の連絡手段	養護実習説明会で実習担当教員の連絡先を知る。急用の場合は携帯電話に連絡する。欠席する場合には①実習校②大学③実習担当教員に連絡する。指導を受けたい場合は、なるべく、予めメールで予約をとる。もちろんオフィスアワーにも研究室で対応します。
留意事項	

(根拠資料2-26 授業概要(シラバス)の改革について(7~8頁))

上記様式においては、授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示のいずれについても網羅したものとなっており、授業内容とシラバスとの整合性の確保等については、授業担当者に対する継続的な注意喚起を行うとともに、「学生による授業評価」(根拠資料2-7)でも項目のひとつとしている。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法としては、上記様式の「基本情報」のひとつに「AL要素(アクティブ・ラーニング要素)」を導入していることが挙げられる。様々なアクティブ・ラーニング手法について「能動的学修要素(アクティブ・ラーニング要素)の類型表」をとりまとめて授業担当者に提示し、当該授業で用いる手法に該当するものを選択して記載することを求めたものである(根拠資料2-26)。その手法は予め17項目にわたって分類しており、いずれにも当てはまらないものについては18番目の項目として「その他」を設けた。こうした「AL要素」の項目を導入したことによって、全教員がAL類型表と相対することとなり、自身の授業に取り入れることのできるアクティブ・ラーニング手法について検討し続けてゆく体制となった。シラバス様式やAL類型表については、授業科目の運用を担う教務委員会において今後も見直し、新たな手法を随時追加したり改変したりしてゆくこととしているが、以下、2019年度に使用した類型表を掲載する。

## 第4章 教育課程・学習成果

茨城キリスト教大学 能動的学修要素（アクティブ・ラーニング要素）の類型表		
要素番号	名称	適用される授業
01	実地訓練（OJT：On-the-Job Training）	各種専門職実習や企業インターンシップなど、職業現場における実務活動を含んだ授業。
02	模擬実践（trial）	学内において小学生対象の模擬授業を実施するなど、OJTに準ずる実務を仮想的・模擬的に実施することを含む授業。
03	実験・実技・体験 （experiment/practical/experience）	化学実験や心理実験、各種スポーツや車椅子体験などの実技活動を含む授業。
04	課題解決 （PBL：Project/Problem-Based Learning）	自治体や企業、NPO法人などの外部団体が提示する課題／問題について、その達成／解決を目指す活動を含んだ授業。
05	即時応答（response system）	教員の発問に対し、履修者によるクリッカー（情報送信機）応答の集計値がスクリーンに表示されるなど、履修者のリアルタイムな反応を生かしながら展開される授業。
06	遠隔交流（teleconference）	他大学の学生や他地域・他国の人々との間で、遠隔授業システム等を通じて交流する時間を含んだ授業。
07	発表（presentation）	履修者その他の人々の前で発表（プレゼンテーション）する機会を含む授業。
08	協同学修（group work）	特定の課題に対し、グループで協同して取り組む活動を含んだ授業。
09	実地調査（field work）	特定の課題に対する実地調査を含んだ授業。
10	資料調査課題（resource research）	特定の課題に対し、履修者個人または履修者グループが図書館やインターネット等で情報収集を実施し、とりまとめる作業を含んだ授業。
11	討論（discussion）	履修者相互で討議や話し合いを行う時間を含んだ授業。
12	課題討議法（Debate）	特定の課題について、履修者が肯定側と否定側の立場に別れて資料準備等を行い、立論・反論といった論戦を展開した上でその勝敗を確定する活動（ディベート）を含んだ授業。
13	役割演技と擬似体験（roleplaying）	現実にかかる場面を想定し、与えられた役割を履修者が演じたり疑似体験したりする活動（ロールプレイ／シミュレーション）を含む授業。
14	輪読活動（reading in turn and discussion）	特定の書物などを複数の履修者が順番に読んで自らの解釈を説明し（講読）、問題点について論じ合う等の活動を含む授業。
15	レポート指導（correction guidance）	与えられた課題について履修者が作成したレポートに対し、教員が添削指導や対面指導を実施することを含んだ授業。
16	振り返り用紙と応答（reflection paper）	履修者による質問や意見を、たんに質疑応答の時間を設けるだけでなく、授業終了時に回収する「振り返り用紙（例）」などを用いて教員が把握し、次時の授業などで応答を行う授業。
17	発問と回答（questioning and answers）	履修者の理解を確認したり深めたりすることを目的として、授業の最中に教員が発問を頻繁に行う授業。
18	その他	上記以外のもので、担当者が独自に設定する能動的学修手法（詳細について授業概要欄等に記載するもの）。

（根拠資料2-26 授業概要（シラバス）の改革について（4頁））

学士課程における1授業あたりの履修者数については、本学全体の基本方針として、学科等の一学年定員が60～80名となっていることから、必修科目については2クラス（30～40名）を設けることがほぼ徹底している。必修科目のうち、各学年における演習（ゼミナール）については、さらに10～20名前後となるよう多数のクラスを設けている。選択科目

については適宜、授業科目担当者が判断し、履修登録希望者が多い場合には人数制限を実施している。下表の通り、毎年度の履修登録状況を見ると、科目担当者が許容する選択科目において1クラス100名超となるものが若干見受けられるが、全体の9割は50名以下となっており、1クラスあたりの平均人数は前期22.56名、後期21.89名となっているため、適切な規模である（根拠資料4-6）。

#### 2019年度前期 クラスサイズ集計

クラスサイズ	該当クラス数	割合
50名以下	1,129クラス	89.89%
51名以上100名以下	121クラス	9.63%
101名以上150名以下	3クラス	0.24%
151名以上	3クラス	0.24%
合計	1,256クラス	100%

#### 2019年度後期 クラスサイズ集計

クラスサイズ	該当クラス数	割合
50名以下	1,101クラス	91.07%
51名以上100名以下	105クラス	8.68%
101名以上150名以下	2クラス	0.17%
151名以上	1クラス	0.08%
合計	1,209クラス	100%

（根拠資料4-6 2019年度履修登録者数一覧（同一覧を集計して作成））

履修指導を適切に実施することについても万全を期している。在学生については毎年度末に各学科等において履修ガイダンスを実施し、次年度4月における履修について詳細な説明を行った後、各学生の履修計画について個別に担当教員（チューター）が指導を行っている。新入生については入学式以降直ちに、概ねその2倍の時間を設定したガイダンスを実施し、全体ガイダンス終了後も各チューターによる個別の履修計画指導にあたっている。その際、前掲の「履修系統図（履修モデル）」が多くの学生にとって有益な参考資料となっており、特に必修科目の登録については混乱がほぼ生じていない。選択科目については学生個人の興味や関心によるため、時間割設定の制約等により学生の希望がそのまま反映されない事態も生じるが、チューター及び学務部窓口による相談体制は常に開かれ、学生と共に検討してゆく文化も根づいている。

さらに修士課程ではこのことに加え、指導担当教員が「研究指導計画書」（根拠資料4-7）を大学院生ごとに作成している。個々の課題意識を当初から十分に確認し、2年間のスケジュールを予め指定した上で計画的な指導を行っている。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

成績評価については「成績評価に関する内規」として定め、『履修要覧』に掲載するとともに、各授業科目担当者に対しても成績評価に関する事前確認文書を通じて周知徹底を図っている。以下、『履修要覧』記載箇所を抜粋する。

## (2) 成績評価に関する内規

第1条 本内規は、学則第7章に基づき、成績評価に関する事項を定めるものとする。

(成績評価)

第2条 学業成績は、定期試験および臨時試験（筆記・口述・実技等の試験を含む）、レポート等の成績を総合して評価され、合格と判定された場合は所定の単位が与えられる。

2 成績評価の基準は、以下の通りとし、AA、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。

- |    |         |
|----|---------|
| AA | 90点以上   |
| A  | 80点～89点 |
| B  | 70点～79点 |
| C  | 60点～69点 |
| F  | 59点以下   |

3 定期試験に欠席し、追試験の手続きをしない場合の評価は「欠試」となり、単位は認定されない。

4 以下のいずれかに該当する場合の評価は「失格」となり、単位は認定されない。

- ① 出席時数が当該授業科目の全授業時数の3分の2に満たない場合
- ② 当該年度・学期の授業料等が未納の場合
- ③ 定期試験またはレポート作成に際し、不正行為があったと認められたとき
- ④ その他、担当教員が十分な根拠をもって評価に値しないと判断したとき

(根拠資料1-6 茨城キリスト教大学『履修要覧』(2019年度版38頁))

上記の記載事項を踏まえ、特に授業科目担当者に対しては成績(AA～F)の判定根拠となる客観的な素点の計測を求めている(根拠資料4-8)。履修者により成績疑義が表明された場合は、その素点及びその計測方法を当該履修者に説明することも同時に求めている。

単位制度の趣旨についても、『履修要覧』において次の通り、「授業時間数と単位数」

との関係を基準として示している。

### (3) 単位の基準

1単位の授業時間は、原則として次の基準による。

授業種類	授業時間と単位数	半期コマ数と単位
講義科目	15時間（毎週1時間の15週）の授業をもって1単位とする。	半期1コマ2単位
演習科目	15時間または30時間（毎週1時間または2時間の15週）の授業をもって1単位とする。	半期1コマ2単位または1単位
実験・実習・実技科目	30時間または45時間（毎週2時間または3時間の15週）の授業をもって1単位とする。	半期1コマ1単位または半期1.5コマ1単位

※「卒業研究」については、学修の成果を評価して単位を与える。

（根拠資料1-6 茨城キリスト教大学『履修要覧』（2019年度版30頁））

予習・復習についても先に示した通り、授業概要（シラバス）様式において「予習・復習のポイントと参考文献・資料等」の項目を設け、授業科目担当者が成績を判定する際の判断材料のひとつとしている（根拠資料4-9～4-10【ウェブ】）。ただし、「単位制度の実質化」と称される昨今の難題、すなわち予習・復習時間の正確な計測について、本学においても課題を残していることについては既に述べた通りである。

既修得単位の認定については、「編転入学生の入学前の既修得単位の認定、卒業の認定および学位の授与に関する規程」（根拠資料4-11）を設け、その要点については『履修要覧』において次の通り記載している。

### (5) 本学入学前に修得した単位の認定

#### 1) 本学1年次入学生

本学入学以前に他大学または短期大学等で修得した単位および特別科目等履修生として修得した単位がある場合、本学において修得した単位として認定することがある。単位認定希望者は、できるだけ授業開始前（履修相談日）に学務部まで相談すること。

#### 2) 編転入学生

編転入学を許可された者が入学前に修得した単位のうち、2年次編入生は30単位、3年次編入生は60単位を越えない範囲で、本学において修得したものとして単位を認定する。

基本的に、2年次編入生については1年次開講科目、3年次編入生については1～2年次開講科目の範囲で、科目の内容が共通と認められた場合、単位を認定する。学生本人が認定を希望しない科目については、認定しない。

資格関連科目に関しては3年次以上の配置科目についても認定する場合がある。

教職課程の科目に関して、本学に入学する前の大学が短期大学である場合は、二種免許状に係る科目の単位数が上限となる。また、道德教育に関する科目は再履修しなければならない。（教育職員免許法施行規則第3条表備考4および10条の2）

（根拠資料1-6 茨城キリスト教大学『履修要覧』（2019年度版31頁））

## 第4章 教育課程・学習成果

実際の認定作業では、学務部長と当該学科等の教務委員が、当該学生の既修得単位に係る他大学等の授業科目について、授業概要（シラバス）を入手して本学科目との比較検討を行った後、認定の判断を行うこととしている。

以上の事柄は、全て「成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置」として実施してきたものである。成績疑義期間も設けているが、履修者が正当なかたちで疑義を表明するためには『履修要覧』や「授業概要」（シラバス）が有効であり、実際にこれらの資料を根拠に疑義が表明されることも多い。授業担当者の評価ミスは厳粛に回避されるべきであるが、評価ミスが生じた場合の成績修正や、成績修正に応じない場合の理由説明についても、学務部長ほかの事務職員による立ち合いのもと、双方の合意形成を通じて適切に処理される。

卒業要件・修了要件については、学則（根拠資料1-1【ウェブ】）に定めることはもちろん、その内容を簡潔な形式に置き換えて『履修要覧』に掲載し、さらに「卒業（修了）認定に当たっての基準」（根拠資料4-12【ウェブ】）を掲載している。以下に掲載するものは文学部現代英語学科のものであるが、全学科等についてこの形式で掲載している。

〔現代英語学科〕			2019年度～			
科目区分			最低修得単位			
卒業に必要な単位および規程	全学教養科目	建学の精神	6単位		合計 32単位	
		基礎演習	2単位			
		外国語	(英語)			
			(英語以外)	6単位		
		健康スポーツ	体育実技 2単位			
		留学				
		人文	14単位			
		社会				
		自然				
	情報	2単位				
	学科科目	英語技能科目	20単位		合計 76単位	
		専門科目	グローバル・コミュニケーション			
			ホスピタリティ			
			言語教育			
言語と文化						
演習			12単位			
アクティブ・ラーニング						
資格サポート科目						
学科科目から	44単位					
自由選択※	16単位					
合計			124単位以上			

※全学教養科目、学科科目、他学科科目、他学部科目の中から履修。

(根拠資料1-6 茨城キリスト教大学『履修要覧』(2019年度版43頁))

修士課程については上記の事柄に加え（根拠資料1-2【ウェブ】）、学位の「審査基準」を定めて『履修要覧』に記載している。以下、その内容を転載する。

## 6. 審査基準

学位（修士）論文の審査は文学研究科の学位授与方針に従い、以下の項目について、主査及び副査2名の審査員により審査する。その結果を総合的に判断して適、不適の判定を下す。

### 審査基準項目

- (1) 研究テーマの適切性：研究目的が明確で、課題設定が適切であること。
- (2) 情報収集の程度：選択されたテーマに関する先行研究、ならびに立論に必要なデータや資料の収集が適切に行われていること。
- (3) 研究方法の適切性：データ、資料、作品などの処理・分析・解釈が適切であり、先行研究に対峙し得る発想や着眼点があり、一定の説得力があること。
- (4) 論旨の一貫性：論文全体の構成に整合性があり、論旨が一貫していること。
- (5) 独創性：選択されたテーマについて独創的な結論を提示していること。
- (6) 表現の明快性：文章が確かな表現力によって支えられており、目次・章立て・引用・注・図版等に関して、指定されたフォーマットに従っていること。
- (7) 倫理的配慮：研究計画の立案および遂行、研究成果の発表ならびにデータの保管に関して、適切な倫理的配慮がなされていること。また、学内の倫理規程や研究テーマに関連する学会や団体の倫理基準等を遵守していること。

（根拠資料1-7 茨城キリスト教大学大学院『履修要覧』（2019年度版25頁））

また、修士論文の審査に係る手続きについても、上記資料の冒頭に記す通り、審査の客観性及び厳格性について万全を期するため、主査1名・副査2名の3名による審査体制としている。3名の審査員は上記の基準に基づき、所定の審査書式（根拠資料4-13）を用いて厳正な審査を行う。またその審査内容を原案として、最終的には研究科会議において合否を審議し、学長が裁定することとしている。

以上の手続きに基づき、授与することを裁定された学士号並びに修士号は、毎年3月に実施する学位授与式において、学長名記載の学位記として恙無く当該学生・大学院生に授与されている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

学習成果を測定するための指標として、学位授与方針に全学共通の「5つの能力（成果指標）」を掲げていること、及び各授業科目の「授業概要（シラバス）」でこの5つの能力それぞれの「到達目標」と「評価割合」を様式化していることについては、これまで述べてきた通りである。

また、上記の「5つの能力」を全学共通の「骨格」とみなした上で、各学科等において各能力についてどのように修飾表現してゆくか、また各授業担当者が当該授業の性格に基づき、どのように精緻化してゆくかについては、「肉付け」の事柄として当該学科等や授業科目担当者の裁量としていることについても既に述べた。その裁量によって表現されている事柄の組織的な点検・評価が、事後に必要なことも同様である。

この意味で最小単位となる授業科目担当者の次元では、試験や成績判定の段階で「学習成果を把握及び評価」しうることは自明のことであり、またその目標設定や測定評価手法が適切であるか否かについては、これも既に述べてきた「学生による授業評価」の結果や「成績疑義」への真摯な対応を通じて、熟考・再考することが可能である。よって担当者レベルでは入念なPDCAサイクルが形成されているもの考える。

ただし、例えば「思考力・判断力・表現力」を評価するに際し、いわゆる「ルーブリック」を導入すべきか否か等についても担当者裁量となっている。このまま担当者裁量とすることに問題はないが、組織として多様な評価手法に関わるFDを実現するに至っておらず、今後の対応を要する。

組織の次元では、各授業科目担当者が学部長に対して提出する「授業改善報告書」を通じて、学部長による状況把握の手立てが講じられていることについても既に述べた。「学生による授業評価」によって各々の授業がどのような評価を受けているかについて、互いに知ることが出来ないものの、全体として評価得点がどのように分布しているかについては、前掲の分布図をもって知ることのできる状況にある。

「学生生活満足度調査」については毎年実施しているが、1週間あたりの予習・復習時間に関わる設問項目は設けているものの、学習成果の測定を目的とした設問項目は設けていない。学習成果について自身の学びを振り返る項目については、前述の「学生による授業評価」アンケート様式内に含めている。

その一方、「評定平均値」（GPA: Grade Point Average）については2011年度成績開示

分より導入済であり、大学全体の傾向分析についても継続的に行っている（根拠資料4-14）。2019年度の場合、全学生のGPAは4点満点中2.66となり、学科等のGPA平均やその分布についても分析済である。いずれの学科も2.66の近似値の範囲に収まっており、ほぼ正規分布となっていることが確認できることから、特に全体傾向として問題があるとは認識していない。

卒業生からの意見聴取については組織的なかたちでは実施していないが、今後の検討課題である。就職先からの意見聴取については、本章の点検・評価項目③で述べた通りである。

以上のことから、「学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか」について、概ね必要最低限の体制は整えているものとする。更なる適切な体制作りについて、今後の課題とすべき点については、本章末尾の「（3）問題点」でとりまとめる。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上
---

教育課程及びその内容、方法の適切性についての定期的な点検・評価については、第1章の点検・評価項目③において「学園中期経営計画」（根拠資料1-11）運用の文脈をもって詳述し、第2章の点検・評価項目④においても内部質保証の一環として、教育課程に関わるPDCAのあり方を検証した。本章においてもその骨子を再度取り上げてきた。

### （2）長所・特色

本学は、第1章でも述べたように、「他大学と共有する理念・目的の実現に向け、本学独自の建学理念とも整合する『キリスト教の精神による人格教育』をその方途として提示し続ける私立大学」であり、このことを学位授与方針においても具体化している。すなわち、学位授与方針に示す「5つの能力」のうち、「実践的ボランティア」は本学が謳い続けてきた「隣人愛」より紐解かれる理念であり、「公正性」についても建学の理念において謳ってきた理念である。「知識・技能」「思考力・表現力・判断力」「学修に主体的に取り組む態度」の語は広く共有されている「学力の三要素」に他ならない。本学の学位授与方針においては「独自性と公共性」を包摂したこれら5つの能力を明記し、全授業科目が目指す到達目標に位置付けた。このことが、授業概要（シラバス）の次元にまで貫徹していることも既に述べた通りであり、本学独自の長所として筆頭の事柄と考える。

### （3）問題点

上記の長所をさらに現実的な次元で敷衍してゆくために、いくつかの課題を残している。

第一に、教育課程方針の「分野」「年次」について、更なる精査が必要である。具体的には、各学科等の記述を比較検討してみると、その内容が学科等の特性に応じて多様なものとなることは当然として、それでも各々の不足が顕著となる事項が、前述の通り若干残されている。比喩的に言えば、全学で共有すべき変数（項目）の設定については教育課程評議会における今後の検討課題であり、その変数のうちに何を記述するか（引数）については相互を見合いながら詳細化してゆくことが検討課題となる。

第二に、教育課程方針に示す「評価」について、更なる精緻化が必要となる。特に、「思考力・判断力・表現力」について、ルーブリック等の活用が有効であるか否かについて、全学的なFD活動を要する。多様な評価手法のなかから、何を選択するかについては個々の教員に任せるべきであるが、その選択肢の数々について組織的な理解を図ってゆくことは、

個々の教員の選択にとって重要である。

第三に、アクティブ・ラーニング手法の選択についても同様である。個別に見れば、すぐれて効果の高い手法を用いる教員が多く見られるが、そうした手法をモデル化して皆で参観することや、国内外の事例について共に学んでゆくことが、これから益々必要になる。

第四に、個々の授業の「評価」スキルの向上を図りながら、組織全体としてこれを把握してゆくための手立てが、さらに必要である。具体的には、学長・副学長・学部長・事務長のレベルでは毎年把握している前述のGPA分布分析結果について、これを各学科等が厳格な管理のもと、課程改善の資料として閲覧できる体制が求められる。個人が特定される危険性など主としてセキュリティ面での対応が現状ネックとなっているが、この問題をクリアし、GPA分布の現状を各学科等においても把握した上で、教育課程方針と授業科目配置との双方を見直すことができるようになれば、より望ましい。また、特にGPAの低い学生については予め面談指導を行うことなどを予告した上で、これを特定し、個別指導につなげてゆく体制作りも求められる。全学生の承諾を予め得た上で、指導教員や窓口で対応する事務職員等が、成績も含めたオンライン上の「学生ポートフォリオ」を共有し、各々の場で得た情報を書き込み、事後の対応者がそれまでの対応履歴を閲覧しながらきめ細かな対応に入っていけるようにするなどの施策も有効であり、このシステムについては2021年度までに予算化することを前提として詳細を検討している。

#### (4) 全体のまとめ

以下、これまで述べてきたことの要点をとりまとめる。

- ①本学は、全学科等で育成を目指す「5つの能力」を措定し、これを学位授与方針に定めて公表している。
- ②本学は、学位授与方針に基づいて教育課程方針を定め、これを公表している。
- ③本学は、上記「5つの能力」を授業概要（シラバス）における「到達目標」として項目立て（様式化）しており、その執筆時において全ての授業担当者が「5つの能力」を意識化する体制を整えている。
- ④本学における全授業担当者は、その裁量として上記5つの「到達目標」を精緻化し、予め履修者に示した評価手法に基づき、客観的かつ厳格な成績評価を行うことに努めている。授業の手法や計画も含めてその不備が生じた場合も、「学生による授業評価」の結果や、学生からの「成績疑義」によって明らかにされることとなり、担当者は必然的に改善または説明してゆく責務を負うことについて、周知徹底を図っている。
- ⑤本学全体としての教育的成果の把握については、「学生による授業評価」に基づき学部長に対して提出される「授業改善報告書」や、全授業の得点分布表、また全授業のGPA分布状況によって実施している。ただし、全授業の得点分布表以外のものは、全学科等において充分共有しうる体制となっておらず、セキュリティ面での問題を解消してこれを実現する手立てが必要である。
- ⑥アクティブ・ラーニング手法や、多様な評価手法について、全学的なFDが必要である。

## 第5章 学生の受け入れ

## (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学は「入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を定め、ウェブサイト（根拠資料5-1【ウェブ】）をはじめとする各種媒体において公表している。そのなかで、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を設定・明示しているかについて以下、点検する。

既に述べた「学位授与方針」や「教育課程編成方針」において本学が育成を目指す「5つの能力」の概念は、「入学者受け入れ方針」においても全学部・学科・専攻および全研究科・専攻において踏襲している。すなわち、建学理念として「実践的ボランティア」「公正性」、学力の3要素として「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学修に主体的に取り組む態度」の5つである。

具体的には、例えば文学部現代英語学科の場合、まずその前文として「現代英語学科は、別に定める教育課程方針に基づく学修を果たし、学位授与方針に掲げる諸能力をもった人を育成するために、本学科への入学者として次の事項を満たす方を選考し、受け入れます。」と謳った上で、「次の事項」については「5つの能力」を以下の通り記載している。

#### 建学理念

##### 【AO入試、各種推薦入試など】

大学入学までに、英語に関係するボランティア活動や、留学等の異文化に関わる経験を有するなど、進んで英語を使用しようとした実践的ボランティアの萌芽を確認することができ、本学科における学修によってその深化が期待できる人

##### 【全ての入試】

キリスト教精神における公正性の理解に努め、今後の人生において公正であることに努めようとする意志のある人。

#### 学力の3要素

##### 【全ての入試】

本学科で学修するために、事前に必要となる知識・技能を、中等教育終了までの学びにおいて身につけている人。（その内容や基準等の詳細については入学試験要項に記載します）

**【全ての入試】**

本学科で学修するために、事前に必要となる思考力・判断力・表現力を、入学までの学びや活動によって身につけている人。（その内容や基準等の詳細については入学試験要項に記載します）

「ことば」「文化」「異文化間コミュニケーション」「言語教育」のいずれかに興味があり、関心のあるテーマを粘り強く追求し、継続的に努力する習慣と、他者と活発な議論を展開できるコミュニケーション力を身につけていること。英語、および英語を使用する人々の文化を偏見のない柔軟な姿勢で学び、本学科での学びを自らの興味・関心と結びつけて主体的に発展させられること。

（根拠資料5-1 茨城キリスト教大学入学者受け入れ方針（現代英語学科））

以上の方針にみる様式は全学共通のものであり、いずれの学科等も「入試ガイド」（根拠資料5-2）等でAO入試や推薦入試で求める高等学校在学中の評定平均値といった水準を詳細に記載している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

### < 1 > 学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

学生募集については本学ウェブサイト上に「受験生サイト」（根拠資料5-3【ウェブ】）を設け、各種入試情報やオープンキャンパス、セミナーの案内等を行っている。また、「入試ガイド」をはじめとする各種冊子媒体についても、同様の内容をサイト上に掲載し、ダウンロードすることもでき、Web出願やWeb合否照会も可能となっている。

オープンキャンパスは例年6回ほど実施しており、内容もそれぞれ異なる。2019年度は、第1回「IC進学スタートセミナー」(3/21)、第2回「オープン・クラス（授業見学）」(5/20-5/24)、第3回「入試説明会」(6/8)、第4・5回「キャンパス見学会」(7/15,8/10)、第6回「入試対策講座」(10/5)のスケジュールで実施した。それぞれのメニューにおいて、きめ細かな説明を心掛けている。

県内の各高等学校には、入試広報部長をはじめとする職員や入試広報委員（各学科選出教員）が定期的に巡回を行い、入学試験に関する詳細な情報を提供しながら、各校の近況等の把握に努めている。

入試選抜制度については、2020年度入学生以前の場合と、2021年度以降の場合で大きく異なる。この事情は全国共通と思われるが、本学のこれまでとこれからの選抜制度について、その適切性の点検も含めて以下、入試区分毎に記載したい（根拠資料5-4）。

#### ①AO入学試験（1～3期）

本学のアドミッション・ポリシーに賛同し、本学で学修することに強い関心を持った学生が、本学大学担当者との触れ合いの中で大学の内容をじっくり吟味し、エントリー者と大学が十分に理解し合い入学を決めていく入試制度である。多様な個性や能力を持った人材を得るため、1期はトピック・レポート型、2期はプレゼンテーション型、3期はオーラル・アセスメント型と銘打って実施してきた（看護学科に関しては1期のみ）。

主として「学力の3要素」をみるための評定平均値や当日課題、「実践的ボランティアズム」や「公正性」をみるための面接（入学前の学習歴やボランティア活動・部活動等の確認）によって構成しており、本学が求める学生像に照らした総合的な判定をなしている。複数名の担当者が「5つの能力」ごとに同一の様式に基づいて段階評価を行っており、その合算値によって順位付けを行う客観的かつ公正な判定を実施している。

2021年度入試（2020年度実施分）からも、概ねその内容を踏襲しながら、全国で用いられる「総合型選抜1期・2期」へと名称を変える予定である。

## ②推薦入学試験

### 1) 特別推薦入学試験

一般に、いわゆる「指定校推薦」と称されている形式のもので、本学の教育理念に賛同し、恒常的に優秀な者を入学させてきた実績ある高等学校（指定校）と本学との信頼関係に基づく推薦入試制度である。本学より該当高校へ募集学科・募集人員・募集条件を通知し、条件を満たしている本学第一志望の者が学校長の推薦を付して出願する。提出された書類を精査し、面接指導を行った上で合格者を決定する。

概ね優秀な学生を受け入れることに貢献する入試となっているが、一部に指定校と本学との間で見解が異なるミスマッチも生じている。そこでその解消に向けて、近年、各校出身者の入学後のGPA分析に着手し、その数年間の経緯をみて、指定校とのより一層の連携（本学からの要望や条件変更等の交渉を含む）をエビデンス・ベースで行いうる体制を構築中である。尚、2021年度入試からは、名称を「学校推薦型選抜（指定校推薦）」に変更予定である。

### 2) 一般推薦入学試験

本学を第一志望とし、提示された出願基準を満たした者が、出身学校長の推薦のもとに出願する公募型の入試制度である。選抜方法として面接と小論文を課している。

上記と同じく、入学後のGPA分析に係る数年間の経緯をみて、より一層の連携（本学からの要望や条件変更等の交渉を含む）をエビデンス・ベースで行いうる体制を構築中である。2021年度入試からは、名称を「学校推薦型選抜（一般推薦）」に変更予定である。

### 3) 看護学部地域特定推薦入学試験

本学看護学部を第一志望とし、出願資格を満たすとともに、指定地域に志願者または保護者が1年以上居住している者を対象とした入試制度である。居住地の市町村長および出身学校長の推薦が必要である。また、居住地等の記載証明提出が義務づけられている。選抜には面接と小論文が課せられる。

本学が所在する日立市をはじめ、隣接する地方自治体とは連携協定の締結を進めている。いずれの市町村ともこの地域の看護師・保健師不足を共に解消してゆく目的を長らく共有しており、特に日立市とは毎年の連絡協議会においてその方策を随時確認し合っている。この推薦入試制度についても、概ね優秀な学生を受け入れ、地元根付く看護師・保健師を養成することに貢献しているが、やはり一部に上述のミスマッチが見られるため、その最適解に向けてエビデンス・ベースの連携を構築する必要がある。2021年度入試からは、名称を「学校推薦型選抜（看護学部地域特定推薦）」に変更予定である。

## ③一般入学試験

A日程とB日程の2回を用意している。大学受験資格のある者で、本学実施の学力検査の成績と出身高校の調査書を参考として選抜する入試方法である。文学部文化交流学科、現代英語学科、児童教育学科児童教育専攻、児童教育学科幼児保育専攻、生活科学部心理福祉学科が英語および選択1科目の2科目入試としている。生活科学部食物健康科学科、看

護学部看護学科、経営学部経営学科は英語・国語・選択の3科目入試である。

2021年度入試からは名称を「一般選抜」に変更予定であるが、この入試については内容についても再検討が必要である。特に、「知識・技能」のみならず、「思考力・判断力・表現力」、さらには本学が独自に求める建学理念項目をどのように評価・判定してゆくかの難題に直面している。現在、鋭意その内容について検討を重ねており、出題科目の再検証も含め、本年6月の入試要項公表までに決定する。

### ④社会人・帰国子女入学試験

#### 1) 社会人入学試験

全学部全学科・専攻において、入学年の4月1日時点で満24歳以上であり、本学の出願資格を満たす者を対象とした入試制度である。選抜方法として面接試験を行っている。社会人としての経験を重視しており、今後も引き続きこの名称のまま継続してゆくことが望ましいが、特に学力をどのように事前資料や面接で確認してゆくかは引き続き検討を要する。

#### 2) 帰国子女入学試験

外国の学校に在学した国際経験を生かし、自己の能力をさらに研鑽しようとする者を対象とした入試制度である。全学部全学科・専攻において実施している。入学年の4月1日現在満18歳以上で、原則日本国籍を有し、本学の出願資格を満たしていることが出願の条件である。選抜方法は面接試験を行っているが、社会人入試と同様、今後もこの名称をもって継続しつつ、学力をどのように判定するかについては更なる検討を進める必要がある。

### ⑤外国人留学生入学試験

文学部、生活科学部心理福祉学科、経営学部において本学の出願資格を備える外国人を対象に行っている入試制度である。選抜方法は日本語による筆記試験と面接試験である。今後もこの名称のまま継続予定である。

### ⑥大学入試センター試験利用入学試験

大学入試センター試験の結果を主たる資料とし、出身高校の調査書を参考にして合格者を決定する入試制度である。センター入試において本学が指定する教科・科目を受験していることが出願の条件である。2021年度入試からは、名称を「一般選抜・共通テスト利用」に変更予定であるが、前述の一般入試A日程（今後の一般選抜）と同様の課題を有している。特に、予定されている大学入学共通テストにおいて、「思考力・判断力・表現力」の評価を見据えた作問内容となりうるか否かを見極めつつ、本学としても不足点の補充を検討してゆく必要がある。

### ⑦一般編入・転入・学士入学試験

文学部、生活科学部心理福祉学科、経営学部において、本学の出願資格を満たす受験者を対象に、3年次と2年次へ編入・転入・学士入学を許可するための入試制度である。選抜方法は口述試験である。今後もこの名称のまま継続予定であるが、前述の社会人入試同様、

本学が求める「5つの能力」を適切に判定するための手立てについて引き続き検討を要する。

## ⑧大学院入学試験

文学研究科英語英米文学専攻・教育学専攻、生活科学研究科食物健康科学専攻、看護学研究科看護学専攻において、本学の出願資格を満たす受験者を対象にI期（10月期）とII期（3月期）の2回実施してきた。教育学専攻についてはすでに募集を停止し、2020年度入学生より生活科学研究科心理学専攻が募集開始となっているが、引き続きこの入試内容で実施してゆく予定である。英語英米文学専攻では面接と小研究論文の提出を課し、食物健康科学専攻では英語（社会人は小論文）・専門科目・面接、心理学専攻では英語・専門科目・面接、そして看護学専攻では小論文と面接を課すこととしている。

学部教育までに身につけた「5つの能力」について、学位授与方針・教育課程編成方針においては「より深淵な」各能力の醸成を謳っており、入試ではとりわけその総合力とも言える「研究能力」の判定に主軸が置かれている。

かつて、教育学専攻では入学したものの修士論文を書き上げるまでに至らず、あるいは書き上げても不合格となる大学院生が生じ、入試段階の不備がしばしば問題となった。しかし近年では、入学した者が着実にその成果を上げ、恙無く修士号取得に至っている。この水準を担保しうる入試を継続することが重要である。

総じて、本学の学生募集方法はきめ細かく、選抜制度の設定も概ね適切である（根拠資料5-5）。ただし、より良いあり方の構築に向けて、各項目で記した課題について、今後早急に検討を進めて対応する必要がある。

## <2>選抜体制の適切な整備、公正な入学者選抜の実施

入試問題の作成は、学長から委嘱された出題者（1科目に複数の担当者）が行い、教科毎に総責任者、出題者グループ毎に出題責任者を配置している。運営管理については入試広報部長がその任に当たる。作成された入試問題は外部の専門機関に分析・チェックを依頼し、客観的な検証を経て使用している。

入学試験に際しては、試験運営を担う入試本部を設置し、総責任者を学長、責任者補助を副学長・各学部長、業務責任者を入試広報部長・副部長として運営にあたる。監督者・面談担当者は原則教員が行い、入試本部には各学科・専攻の入試広報委員が待機して不測の事態に備えている。また、会場設営、受験生の誘導等は事務職員が担当し、全学体制で入学試験を実施・運営している（根拠資料5-6）。ほとんどの入学試験（AO並びに一般入試学外試験場を除く）を2012年度より最新の校舎（11号館）で行うようになり、学部や入試形態によって運営の質に差がでることはない。試験当日は学内への学生の立ち入りを禁止し、同敷地内にある高校・中学・認定こども園にも協力を要請し、静寂な環境の保持に努めている。学外試験場においては不測の事態に備え、現地の主任監督者と入試本部との連携体制を整える。センター入試の際は、学長・副学長・各学部長・入試広報部長・入試広報副部長・入試広報事務職員で構成される大学入試センター試験実施委員会を設置し、その運営・管理の任にあたる。

入学試験終了後は、学部・学科別に、学長・副学長・当該学部長・当該学科主任・入試広報部長・同副部長・同担当事務職員をメンバーとする拡大入試広報委員会を行い、公正かつ厳正な合格者原案検討を行い、その過程並びに結果の公正性に努めている。尚、AO入学については、各学科主任（専攻主任）・各入試広報委員・各面談委員で構成される学科別AO委員会が原案を立て、各学部長・入試広報部長・入試広報副部長・各学科主任（専攻主任）、各入試広報委員・入試広報部職員で構成される学部別AO委員会での判定を経て、各学部教授会で報告される。また、推薦入試・一般入試・センター入試については、学長・副学長・各学部長・入試広報部長・入試広報副部長・各入試広報委員・入試広報部職員で構成される拡大入試広報委員会では、合格者の原案を作成し、各学部教授会で合否判定が行われる。これらの選抜にあたっては、入学定員確保に留意しつつ、教育目標の達成に支障がないように、定員枠に対し過剰な入学許可とならないように配慮している。

これらの選抜方法、試験日程等をはじめとして、全学的な方針の検討、策定、調整、検証のために、入試広報部長を委員長とし、各学科から1名ずつ委員を出す入試広報委員会を設置している。さらにその上部機関として、学長、副学長、学部長、部署部長等により形成されている大学運営会議において大方針の検討、策定を行っている。

大学院入試についても、各研究科長、入試担当教員および入試広報部によって適切かつ厳正に行われている（根拠資料5-6）。合否に関しては、担当教員による採点后、入試広報部で合格原案を作成し、各研究科会議において審議・承認されることで合格者が決定される。

### < 3 > 合理的な配慮

合理的な配慮については「学生支援方針」に示す5つの重点項目の一つとして、次の項目をウェブサイト等で公表している（根拠資料5-7【ウェブ】）。

・障がいのある学生を包容する全学的なインクルーシブ教育 ※1 の確立、及び合理的配慮 ※2 の提供（障がいのある学生に対する修学支援）

※1 インクルーシブ教育 人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、さらに教育の機会及び個人的に必要な「合理的配慮」が提供されること。

※2 合理的配慮 障がいのある学生から何らかの対応を求められたとき、大学はできる限り対応に努めること。これにより、障がいがあっても障がいのない学生と同様の修学環境を提供するよう、大学が全学的・組織的に取り組んでいくこと。ただし、「合理的配慮」とは障がいのある学生を特別扱いすることではなく、障がいのない学生と異なる評価基準を設けることなどではなく、障がいがあってもなくても公平公正な教育を提供する姿勢のこと。

（根拠資料5-7 茨城キリスト教大学学生支援方針）

以上の方針は言うまでもなく本学の姿勢を世に示すものであり、入学試験にあってもこ

のことは変わらない。入学試験においては、事前相談の段階で相談者の要望を詳細に聞き取り、本学が対応しうる「合理的配慮」の具体を見極めている。その結果、視覚や聴覚、肢体等に障がいのある高校生が本学の入試を受験した例はこれまでも複数にのぼっている。過去には障がいのある受験生の合否判定の段階で、本当に十分な支援・対応が可能なのかをめぐって議論となることもあったが、予め受験生に示している選抜基準から言っても合理的な配慮の観点から見ても、障がいを理由に不合格となる事態は断じて避けねばならないとの学長見解が周知され、以降このことが徹底されている。本学として対応できない合理的理由が認められる場合で、合格後に入学辞退となることは止むを得ないと考え、  
「受験する機会」と「合否判定」についてはこのように、障がいの有無が影響することのない体制整備に努めてきた。結果として、これまでも視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、発達障がい、コミュニケーション障がい、起立性調節障がい等のある学生が本学で学んできたが、学生・教職員が共に努力し、ほとんどのケースで無事卒業するに至っており、本学で事務職員として活躍する卒業生も複数いる。入学後の「学生支援」において、本学として対応できない合理的理由を可能な限り減じてゆくための努力を続けてゆく必要はあるが、「入学試験」については現状、障がいのある学生対応に係る本学の不作為や不備はないものと認識している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程、博士課程、専門職学位課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

本項目において点検する数値は、本報告書に添付の「大学基礎データ（表2、表3）」にとりまとめた。以下、その概評を記す。

入学定員に対する入学者数比率は、学部総計値で2015年度122%、2016年度116%、2017年度115%、2018年度122%、2019年度117%であった。前回の認証評価以降、大学全体としていわゆる「定員割れ」に陥った事態は生じていないが、その適性規模という観点から見れば、いわゆる「歩留まり率」を見誤って120%超となる年度が生じており、今後の入試でも回避の努力が必要である。また、学科・専攻別に見た場合には過去5年間で唯一、文学部児童教育学科幼児保育専攻において、2018年度96%、2019年度91%と定員割れを起こしている。保育士課程の定員管理は特に厳格であり、たとえ一人の超過であってもこれを避ける努力が求められるが、過去2年間の定員割れは人数調整や歩留り率の見誤りによるものではなく、保育士・幼稚園教諭の待遇に係る報道等が影響したと思われる全国的な志願者数減によるものであり、その意味で深刻かつ本質的な定員割れと言える。今後の推移を注意深く見守る必要がある。

編入学生比率は総じて低い。2019年度の学部総計値で、2年次編入定員10名に対して1名（10%）、3年次編入定員35名に対して0名となっており、長年引き続き課題となっている。

収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）は、学部総計値で2015年度108%、2016年度109%、2017年度110%、2018年度112%、2019年度110%であった。これについても100%以上の状態が続いているものの、全ての年度にわたって入学者数比率から減少が見られることは、主として既に述べた退学率の推移と直結しており、退学者数のより一層の減に努めなければならない。

収容定員に対する在籍学生数比率については上述の通り、本学の場合「過剰」の状態にある。入学後の対応としては、超過人数に連動する補正段階での予算増はもちろん、授業担当教員が必要となる場合は兼任講師等を増員している。ただし、人事案件は前年度までに確定することが常であるため、ある年度に前年度に比して大幅な入学者増となった場合、当該入学生世代の2年次段階からの対応になる可能性を残していることが課題である。この意味では、基本的には過去5年間の最大値となる入学者数比率122%時に対応した際の人員を確保し続けているため、今後もこの比率の抑制に努めながら、単年度の比率のみに

応じた安易な人員減を生じさせないことが重要である。

修士課程の収容定員に対する在籍学生数比率は一貫して低い水準にある。入学者ベースで2015年度に29%、2016年度26%、2017年度10%、2018年度16%、2019年度19%となっており、収容定員についてもここから分かる通り、20%未満の状況が続いている。本学に限らず全国的な傾向とも言えるが、この点に甘んじることなく考えうる会議の対策（入試説明会や主催講演会、広報イベントの充実等）を講じてきた。今後、さらに具体策を増やし、既存の施策についても内容の深化が必要である。

以上見てきた通り、学士課程全体としては、定員割れに陥ることなく安定的な学生数となっており、その管理も概ね適切である。今後改善すべき課題として、「学士課程における定員超過の抑制」「幼児保育専攻の定員割れ」「編入定員充足率の低さ」「修士課程定員充足率の低さ」の4点が挙げられる。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れの適切性については、入試広報部長を長とする入試広報委員会が随時その点検を行なってきた。また毎年、具体的な数値が確定して以降は、そのデータ資料をもとに入試広報委員会はもちろん、学長を長とする学部長会議や、常任理事会等でも点検が行われている（根拠資料5-8）。

改善・向上については、前述の「定員超過」に関し、次年度の入試段階では常に実施当日や合否判定会議の過程で、前年度分のデータを参照しながら判断を行い、可能な限り目標値に近づけるよう複数の目で原案検討を行っている。さしあたり、その入試における目標値とは定員そのもの（100%）に他ならないが、本学を第一志望とする受験生ばかりではない現状にあって、100%を目指せば頻繁な定員割れを引き起こしかねない。この点や、その後の退学率を考慮し、近年は110%を目標とした原案作成を行っている。この場合、たとえ109%であっても111%であっても目標に照らして課題が残ることとなり、その課題解決に向けて永続的な努力を要するものと認識している。

尚、アクションプランの2018年度最新評価では、当初目的とした「大学入学共通テスト対応に向けた方策検討」について、政府方針の変容によってほぼ進捗せず、D判定とした。ただし2019年度については、英語民間試験や記述式問題導入の見送りが確定したこと等を受け、本学でも2021年度入試に関する骨子をほぼとりまとめた。よって2019年度分の評価についてはA判定となる見込みである（根拠資料1-12【ウェブ】）。

### （2）長所・特色

人口動態的には決して万全な立地条件にあるとは言えない茨城県北地域において、学士課程における入学定員を充足し続けてきたことは、本学の営為が地域から十分認められ評価されてきたことの証左である。この信頼をさらに確固なものとするべく、時代の変化に対応しながらより本学の社会貢献性を向上させてゆくことが重要である。

また本学において、障がいのある学生がこれまで何人も卒業し、社会に巣立ったことは、当該学生自身にとってはもちろん、本学にとっても大きな誇りである。キリスト教の名を冠する大学として恥じることのない「配慮」をさらに精査し、支援しうることの幅を広げてゆく努力を続けてゆくことが重要である。

### （3）問題点

定員管理上、全体として「人数超過」が見られ、一部で「定員割れ」が生じている。

また、筆記試験が中心となる入試や社会人・帰国子女対象の入試において、「実践的ボランティアの萌芽」や「(中等教育修了に適う)思考力・判断力・表現力」「学修に主体的に取り組む態度」をどう綿密に評価してゆくかが難題となっている。

合理的な配慮に関し、今後益々多様な学生を受け入れてゆくべきところ、施設設備の更なるバリアフリー対応が必要であるとともに、具体的な支援方法に係る教職員の力量そのものにも研修の余地がある。

#### (4) 全体のまとめ

以下、これまで述べてきたことの要点をとりまとめる。

- ①本学は、学位授与方針や教育課程編成方針と整合する学生の受け入れ方針として、入学前の学習歴や学力水準、能力等の求める学生像や判定等も含めた「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」を定め、公表している。
- ②本学は、入学生の募集を円滑に実施するため、受験生サイトをはじめとする入試説明のための媒体を豊富に準備するとともに、担当教職員による各高校巡回、年間6回のオープンキャンパスの実施など、本学入試制度の周知に向けた施策を充実させている。
- ③本学は、多様な入試形態を適切な形で準備し、受験生に多様な入学機会を提供している。
- ④本学は、いずれの入試においても予め計画的に整えられ、学内構成員からみても透明性の高い判定手順・会議体制をもって、公正な入学者選抜を実施している。
- ⑤本学は、障がいのある受験生に対し、事前相談に基づいて入学後の「合理的な配慮」に努めるとともに、入学試験時においては当該の障がいを判定対象とすることなく、受験生に対して予め示した判定基準に従いその能力(実践的ボランティアや主体性を含む)のみを判定している。一方、「合理的な配慮」の範囲を拡大しうる教職員研修や施設充実について、継続的な検討と、可能となったものの随時の実施を要する。
- ⑥本学は前回の認証評価以降、学士課程全体として入学者数比率・在籍学生数比率ともに100%未満となった年度がない。一方で全体としては「定員超過」、一部には「定員割れ」が見られ、今後も対策を要する。

## 第6章 教員・教員組織

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

#### <1>求める教員像

本学が教員に求める資質並びに望ましい教員像は、「建学の理念」「寄附行為」「大学学則」「就業規則」「専任教員の職務および資格に関する規程」に明らかである。まず、前掲の「建学の理念」「寄附行為」「大学学則」においてキリスト教の精神に基づく教育を行う機関であることを明記し、教員の募集要項には常にその応募資格として、「本学建学の精神であるキリスト教に理解がある者」と明記している。「茨城キリスト教大学就業規則」（根拠資料6-1）第2条においては、「学園内相互の信頼関係に基づき誠意をもってこの規則を遵守し、相携えて本学設立の目的を達成するために努力しなければならない」と定めている。また、教員の選考に係る全学的な基準を定めた「茨城キリスト教大学専任教員の職務および資格に関する規程」（根拠資料6-2）では、教授（第1条）、准教授（第2条）、講師（第3条）、助教（第4条）、助手（第5条）について、学位や業績、教育経験等の資格基準を個別に定めている。

#### <2>各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針

各学部・研究科における教員組織編成については、教育課程（カリキュラム）を円滑に運営できる人員構成とすることを第一の方針とする。各種資格課程を学士課程と同時に運用していることから、全課程の専任教員数や職位要件を過不足なく満たすことが要である。

このことに加え、各種センターや事務部署の業務に対して教員の委員会組織を設け、教育的側面における問題解決、議論、構想等、教職員間の連携を強める方針で組織作りをしている。委員会は概ね各学科選出の教員を主体として構成されており全学的視点を備える。

教育研究に係る責任は学長に所在するが、教員採用やその組織編成、各教員の就業状況の監督といった第二義的責任の所在は、当該教員が所属する学部の長（学部長）にある。後述の研究科担当教員についても所属先はすべて各学部・学科としており、その営為の監督は学部長がその責を負っている。また各種センターや事務部長、各種委員会等については、各センター長、部長、委員長が、学長に継ぐ第二義の責任を負う体制となっている。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

### <1>大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

専任教員数については本報告書添付の「大学基礎データ（表4、表5）」にとりまとめた。大学設置基準上必要となる専任教員数については全学部・学科・専攻、全研究科・専攻において満たしている。

### <2>適切な教員組織編成のための措置

#### ①専任教員が担当する授業科目の割合（学士課程）

「大学基礎データ（表4）」にとりまとめた数値をもとに、専任教員の適正な配置について点検する。とりわけここでは、「教育上主要と認められる授業科目」を「必修科目」とみなした上で、専任教員と兼任教員の合計人数に占める専任教員の担当割合を、「全開設科目」「必修科目」の2点に絞って確認する。

現代英語学科の学科科目のうち、選択科目を含めた全開設授業科目の専任教員担当割合は、2019年度教育課程（新カリ）において66.7%、進行中の2017年度教育課程（旧カリ）で73.1%となっている。必修科目については、新カリで53.3%、旧カリで70%となっている。本報告書執筆現在、新カリでは1年次生のみが受講していることから、今後は必修科目についても徐々に旧カリの数値に近づくものと思われる。概ね全科目・必修科目いずれも70%以上を専任教員が担当する体制とみなすことができ、万全ではないが適正規模と言える。

児童教育学科児童教育専攻については、新カリ（2019年度施行）の全開設授業科目で55%、旧カリ（2017年度施行）の全開設授業科目で55.3%となっている。必修科目については新カリ100%、旧カリについても100%であるが、ふんだんに準備した選択科目も含めればその半数以上を兼任教員に委ねているという構図になる。ただし、学科科目としては選択となっても、教職課程としては教員免許状取得要件として必修（教職必修）となる科目も多数あり、これについては兼任教員が担当する授業科目も多く見受けられる。適正規模の範囲を逸脱するほどの状況ではないが、授業時間外での指導や支援をより充実させてゆ

く観点に立てば、教職必修科目においても専任教員担当割合を向上させるとともに、選択科目の精選も検討してゆく必要がある。

児童教育学科・幼児保育専攻については、新カリ（2019年度施行）の全開設授業科目で60%、旧カリ（2017年度施行）の全開設授業科目で58.5%となっている。必修科目については新カリ80%、旧カリで75%である。必修科目の2割程度を兼任教員に委ねていることに加え、幼稚園教諭免許状・保育士資格課程としてみた場合も含めて、上述の児童教育専攻と同様の課題を有している。

文化交流学科では、新カリ（2019年度施行）の全開設授業科目で85.7%、旧カリ（2017年度施行）の全開設授業科目で66%となっている。必修科目については新カリ・旧カリともに100%である。この学科についても資格課程については注視してゆく必要があるが、学士課程そのものとしては必修科目を専任教員が担当し、選択科目を含めれば2割5分程度を兼任講師に頼る構図となっており、幅広い領域を扱うべき学科としては概ね適正な規模にあると言える。

心理福祉学科では、新カリ（2019年度施行）の全開設授業科目で70.9%、旧カリ（2015年度施行）の全開設授業科目で64.9%となっている。必修科目については新カリ・旧カリともに100%である。前述の文化交流学科に比すれば全開設科目における比率が若干低いものの、必修科目については同じく専任教員が100%担当する体制となっており、概ね適正な規模にあると言える。ただし、社会福祉士等の資格課程から見た場合の資格必修科目については、これまで述べてきた学科と同様、今後の注視を要する。

食物健康科学科では、新カリ（2017年度施行）の全開設授業科目で90.7%、旧カリ（2015年度施行）の全開設授業科目で91.2%となっている。必修科目については新カリ96.4%、旧カリ96.6%である。前述の心理福祉学科と同様の課題を有することに加え、若干の必修科目を兼任教員が担当している現状が見られるが、概ね適正な規模にあると言える。

看護学科では、新カリ（2018年度施行）の全開設授業科目で80%、旧カリ（2015年度施行）の全開設授業科目で85.3%となっている。必修科目については新カリ78.5%、旧カリ84.6%である。看護師国家試験の受験資格取得が卒業要件ともなっている点は前述の他学科と異なるため、それぞれの適切性を区別して適切性を考える必要はなく、また全開設授業科目はもちろん必修科目についても極めて広範な内容にわたることから、兼任講師の担当比率が2割程度を占めることも適切な規模であると考えられる。

経営学科では、新カリ（2019年度施行）の全開設授業科目で71%、旧カリ（2017年度施行）の全開設授業科目で80.8%となっている。必修科目については新カリ・旧カリともに100%である。必修科目100%のみならず、全科目において専任担当比率が学内で最も高く、不備はない。

全学教養課程については2015年度施行のカリキュラムが2019年度現在も進行中であるが、専任教員が担当する割合は約3割の規模で推移してきた。学科専門課程の教員だけではカバーし切れない幅広い内容を擁するため、その7割を兼任講師に委ねている状況にあるが、教養教育の性格上、適正であると考えられる。また、全体的なマネジメントを全学教養課程センターおよび全学教養会議で日々担うとともに、全学必修としている「キリスト教の精神と文化」「人文科学の考え方」「社会科学の考え方」「自然科学の考え方」については、いずれもオムニバス形式としながら筆頭担当者に専任教員を充てており、それぞれ

の担当者間の連携も保たれていることから、この点でも不備はないと言える。

## ②専任教員が担当する授業科目の割合（学士課程）

研究科担当教員の資格については、「茨城キリスト教大学大学院教員資格規程」（根拠資料6-3）において明確化している。同規程ではその第2条で、「研究指導教員」「研究指導補助教員」「授業担当教員」の3区分を示す。

同条第2項に規定する「研究指導教員」は、本学の教授であること、博士の学位を有するか同等の研究業績を有すること、授業担当者かつ修士論文の指導担当者および主査となるに相応しい知識と教育上の識見を有することを要件とする。

同条第3項に規定する「研究指導補助教員」は、本学の教授または准教授であること、博士の学位を有するか同等の研究業績を有すること、授業担当者かつ修士論文の指導補助および副査となるに相応しい知識と教育上の識見を有することを要件とする。

同条第4項に規定する「授業担当教員」は、本学の専任教員または兼任講師をもってあて、上記と同等かそれに準ずる能力を有し、授業担当者となるに相応しい知識と教育上の識見を有することを要件とする。

以上の基準に基づき、その編成については各研究科会議における審議・承認を経て、学長が決することとしている。現状、適切な配置がなされているものと認められる

## ③各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）

国際性については現代英語学科において、14名の専任教員のうち6名の英語ネイティブ・スピーカー教員を擁している（2019年度現在）。当該学科の設置理念上、適切な規模と言える。その他の学科についても国際性を重視しており、具体的な教員配置はないものの、全学教養課程における英語科目の必修化や留学の推奨、ICグローバル教育奨学金等の措置により、全学科においてネイティブ・スピーカーとの交流をはじめとする国際的体験の機会提供に努めている。

教員配置において、男女比に係る方針についてはあえて取り決めていない。「戸籍上の性別」に係る方針を定めることについて、本学は慎重である。いわゆる「ジェンダー・ギャップ」により、戸籍上の「男性」が必然的に優位を占める事態は断固として排除せねばならないが、例えば「戸籍上の男女比」を単純に50:50に誘導するような施策についても、慎重であらねばならない。よってここでは、「戸籍上の男女比」について何ら積極策を講じて来なかった帰結として、専任教員に占める「男女比」の現況としては「戸籍上の男性が女性に比して若干多い現況にある（2019年度現在、男性67名、女性55名）との確認に留めておく（根拠資料6-4）。

## ④教員の授業担当負担への適切な配慮

本学では「茨城キリスト教大学教育職員任用規程」（根拠資料6-5）第6条において、第1種専任教員（65歳定年制の専任教員）の授業担当時間数を「1週あたり12時間（6コマ）を原則とし、必要に応じて18時間（9コマ）を限度として授業を担当するものとする。ただし、16時間（8コマ）を超えて授業を担当するにあたっては、当該教員が所属する学部の学部長および学長の承認を要するものとする」と規定している。現況としてほとんどの

## 第6章 教員・教員組織

第1種専任教員が、1週あたり6～8コマ（1コマ90分）の授業を担当している。

第2種専任教員（第1種退職後の再雇用・70歳定年制）については同規程第11条に基づき、週あたり原則4コマ、上限7コマ、ただし6コマを超える場合には第1種と同様の手続きをとっている。

第3種専任教員（契約制）については第1種と同じである（同規程第16条）。

特別専任教員（契約制）については3～6コマとする（同規程第22条）。

兼任講師については「茨城キリスト教大学兼任講師に関する規程」（根拠資料6-6）に基づき、その第6条において「原則として年間240時間を超えないものとする」と規定し、コマ換算で週あたり4コマの上限を設けている。また、学長が必要と認める場合に限り、同条第2項においてその超過を認める規定を設けているが、2019年度現在、6コマ以上を担当する兼任講師はいない。

このように、最大の場合で第1種専任教員が週あたり9コマとなるケースを想定しているが、実態として8コマを超過する教員はほぼ皆無であり、過剰な負担を避けるべく適切な配慮がなされていると言える。

### ⑤バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

専任教員の年齢構成について、学部別のものは「大学基礎データ（表5）」にとりまとめた。ここから集計した本学全体の年齢構成は次の通りである。尚、本学の定年は第1種専任で65歳、再雇用後の第2種専任で70歳としているため、下表の「70代」は一部の例外（特別専任教員等）を除き、「70歳」と同義である。

学士課程における年齢別専任教員数

職位	70代	60代	50代	40代	30代	20代	計
教授	2	27	18	6	0	0	53
准教授	0	5	6	13	4	0	28
専任講師	0	1	4	13	8	0	26
助教	0	0	1	3	8	3	15
人数計	2	33	29	35	20	3	122
割合	1.6%	27.0%	23.8%	28.7%	16.4%	2.5%	100.0%

修士課程における年齢別専任教員数

職位	70代	60代	50代	40代	30代	20代	計
教授	0	5	7	4	0	0	16
准教授	0	0	3	6	2	0	11
専任講師	0	0	0	3	3	0	6
助教	0	0	0	0	1	0	1

人数計	0	5	10	13	6	0	34
割合	0.0%	14.7%	29.4%	38.2%	17.6%	0.0%	100.0%

学士課程においては40代が最も多く(28.7%)、ついで60代(27%)、50代(23.8%)、30代(16.4%)、20代(2.5%)、70代(1.6%)となる。全体として特定の世代に偏ってはいないものの、20～30代が相対的に少ない。今後、現在の60代世代が退職した際の後任人事において若い世代の層を厚くし、より一層のバランスをとることが必要である。

最多となる年代を学部別にみた場合、文学部においては60代(34%)、生活科学部で40代(35.5%)、看護学部で30代(34.5%)、経営学部で60代(41.7%)となっている。文学部と経営学部における後任人事において、いわゆる「若返り」を図ってゆくことが課題である。

修士課程についても大学全体で40代が最多であるが(38.2%)、修士レベルの論文指導教員層を厚くすることが肝要であることから、40～60代にかけてより一層の均衡を図る必要がある。研究科別に見れば、文学研究科では30代・40代(いずれも33.3%)が、生活科学研究科では40代(50%)が最多であり、看護学研究科では50代が最多(41.7%)となっている。

尚、学士課程を職位別にみた場合、大学全体で教授が占める割合が43.4%、准教授が23%、専任講師が21.3%、助教が12.3%となっており、職位が上がるほど人数が増えるという逆ピラミッド型の構成となっていることがわかる。この点については、そもそもではどのような構成が適正であるかについて更に議論を要するが、例えば、①競争型の昇進システムを強めてピラミッド型の構成を目指す、②昇進要件を厳格に運用しつつも全教員の資格充足を支強く支援し、四職位とも25%程度の人数となる均衡型の構成を目指す、のいずれかを適正と考えるなら、逆ピラミッド型の現状は今後の長期的計画をもって是正する必要があるだろう。

### ＜3＞学士課程における教養教育の運営体制

教養教育の運営体制については、第3章＜9＞⑤全学教養課程センターにおいて取り上げたため、ここでは割愛する。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備  
 評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

### ＜1＞教員の募集と採用

教員の募集・採用の手続きは、主として「茨城キリスト教大学人事委員会規程」（根拠資料6-7）にその基本的事項を定めている。以下、同規程に基づく手続きの具体を記す。

学長主催の学部長会議（大学院の場合は研究科長会議）で採用人事の方向性が確認されると、学科会議・研究科会議が募集案を作成し、人事委員会に上程する。その審議結果を踏まえて当該人事の実施を学長が決定する。本学の教員募集は原則として公募で行っているため、学科・研究科で公募要領を作成し、再度の人事委員会審議を経て当該学部教授会や当該研究科会議で審議、常任理事会承認を経て募集活動に入る。採用候補者の選考は、人事委員会内で組織される小委員会が、書類選考、面接、模擬授業等を経て優先順位を付した原案を人事委員会に上程する。小委員会は学部長、学科主任、近隣専門教員、並びに客観性確保のために他学部から1名が加わることを慣例とする。人事委員会にて審議・承認の後、当該教授会、当該研究科会議および常任理事会承認を得て最終的に採用候補者を決する。尚、兼任講師採用については、各学科と教務委員会においてその必要性が検討された後、当該学部長との協議を経て人事委員会にて審議し承認する。その後に当該学部教授会に報告され、理事会の承認を得て決定する。大学院の場合は、当該研究科会議および大学院合同研究科会議の議を経て常任理事会の承認を得る。

上記の採用人事原案および募集要項には、募集する人材の職位を記す。定年退職者の後任人事では原則として第3種専任教員（契約制の助教または講師）を採用する。第3種専任教員は雇用契約期間を1年とし、最長4回の更新を限度とする任期制教員であるが、助教は通算3年目以降、講師は通算2年目以降に「第1種専任教員への任用替え審査」を受け資格を有する（根拠資料6-8）。すなわち、65歳定年制の第1種教員となるためのトライアル期間（条件附任用）として位置付けており、その任用替え審査基準も研究業績・教育業績・社会貢献・同僚性（所属学科構成員による投票）の4区分から構成、任用替え時の職位についても最低得点基準を数値化して示している（資料6-9）。

### ＜2＞教員の昇任

教員の昇任については前述の「茨城キリスト教大学専任教員の職務および資格に関する規程」に規定する各職位の資格要件に照らし、各学科主任から提案されたものを当該学部長において検討し、人事委員会に提案して承認を得る。その後、当該学部教授会の審議を経て、常任理事会の承認によって決定される方式をとっている。以上、確認してきたように本学における教員の募集、採用、昇任の手続きは規程に基づいて適切に処理されている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動（根拠資料2-8～2-11）については、内部質保証の一環として、第2章で既に取り上げたため、ここでは割愛する。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等についても本学ウェブサイト上で公表している旨、既に述べた通りであるが、その評価については前述の通り、まずもって第3種専任教員が第1種への任用替え審査を受ける際、その審査内容に組み入れている。当該の審査では、当該教員の研究業績、教育業績（学生による授業評価結果）、同僚性（投票獲得数）の3点を得点化し、社会貢献活動に対する当該学部長の評価とあわせて合否や職位を決する審査票様式（根拠資料6-9）を採用している。

この審査基準は、第1種専任教員の昇任審査における基準として用いるには至っていないが、慣例として学部長が参照・援用するもののひとつとなっている。今後、第1種専任教員の昇任審査基準についても、より客観性の高いものへと精緻化することについて検討を要する。

## 第6章 教員・教員組織

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織については既に第3章で点検した。ここでは種々の会議体についてその適切性を点検する。まず、本学における各種会議体とその構成員、その職務等を規定する根拠規程を次の一覧に示す（根拠資料6-10）。

委員会名	構成	根拠規程および主たる条項
学部長会議	◎学長、副学長、文学部長、生活科学部長、看護学部長、経営学部長、事務長	「運営会議規程」（根拠資料 2-24）第 2 条第 2 項および第 4 条
大学運営会議	◎学長、副学長、文学部長、生活科学部長、看護学部長、経営学部長、文学研究科長、生活科学研究科長、看護学研究科長、全学教養課程センター長、図書館長、学務部長、入試広報部長、地域・国際交流センター長、学術研究センター長、カウンセリング子育て支援センター長、キャリア支援センター長、情報センター長、事務長	「運営会議規程」（根拠資料 2-24）
研究科長会議	◎学長、副学長、文学研究科長、生活科学研究科長、看護学研究科長、事務長	「大学院学則」（根拠資料 1-2）第 40 条
大学院運営委員会	◎学長、副学長、文学研究科長、生活科学研究科長、看護学研究科長、研究科選出の教員（各 2 名、文学研究科は専攻毎 1 名）、学務部長（または副部長）、入試広報部長（または副部長）、事務部長または事務部次長	「大学院学則」（根拠資料 1-2）第 36 条～第 40 条
人事委員会	◎学長、副学長、文学部長、生活科学部長、看護学部長、経営学部長、文学研究科長、生活科学研究科長、看護学研究科長、学務部長、各学科主任、全学教養課程センター長、全学教養課程会議選出委員（専属所員）1 名、事務部長または事務部次長	「人事委員会規程」（根拠資料 6-7）
財務委員会	◎学長（副学長）、○文学部長、○生活科学部長、○看護学部長、○経営学部長、文学研究科長、生活科学研究科長、看護学研究科	※構成員等の根拠規程なし。以下、職権表記のある規程 「ティーチング・アシスタント規程」

	長、全学教養課程センター長、図書館長、学務部長・副部长、入試広報部長・副部长、地域・国際交流センター長・副センター長、学術研究センター長、カウンセリング子育て支援センター長、キャリア支援センター長、情報センター長、事務長、キリスト教センター長、各学科主任、当該部署事務職員、（事務局長）	(根拠資料 6-11) 第 10 条 「課外活動指導旅費規程」(根拠資料 6-12) 第 8 条 「大学および大学院入学試験出題手当支給規程」(根拠資料 6-13) 第 10 条 「演習、アドヴァイザーグループおよび公認学生団体補助金使用規程」(根拠資料 6-14) 第 8 条 「『通常の授業以外の教育活動』に対して支払う報酬に関する規程」(根拠資料 6-15) 第 4 条
教育課程評議会	学長、副学長、各学部長、各学科主任・専攻主任、全学教養課程センター長、学務部長、学務部事務職員、事務長、その他学長が出席を要請する者	「教育課程の編成・運用・改善に関する規程」(根拠資料 2-4) 第 2 条～第 3 条
全学教養課程会議	学長任命(センター長 1 名、専属所員 若干名、兼務所員 各学科 1 名ないし 2 名)	「全学教養課程の編成と運用に関する規程」(根拠資料 6-16) 第 6 条～第 7 条
教務委員会	◎学務部長、学務副部长、各学科各専攻 1 名、全学教養課程センター所員より 1 名、当該部署事務職員	「教育課程の編成・運用・改善に関する規程」(根拠資料 2-4) 第 4 条～第 5 条
学生委員会	◎学務部長、学務副部长、各学科各専攻 1 名、当該部署事務職員	※構成員等の根拠規程なし。職権表記のある規程は多数につき割愛
入試広報委員会	◎入試広報部長、入試広報副部长、各学科各専攻 1 名、当該部署事務職員	※構成員等の根拠規程なし。職権表記のある規程は「自己点検・評価の規程」(根拠資料 2-1) 第 4 条第 3 項のみ
図書館運営委員会	◎図書館長、各学科 1 名、当該部署事務職員	※構成員等の根拠規程なし。以下、職権表記のある規程 「紀要査読内規」(根拠資料 6-17) 第 7 条 「図書管理規程」(根拠資料 3-2) 第 6 条(4) 「図書館利用規程」(根拠資料 6-18) 第 13 条 「教育研究リポジトリ管理運用規程」

## 第6章 教員・教員組織

		(根拠資料 6-19) 第3条第2項
地域・国際交流センター運営委員会	◎地域・国際交流センター長、地域・国際交流副センター長、各学科1名、当該部署事務職員、その他委員長が必要と認めた者	「地域・国際交流センター規程」(根拠資料 3-6) 第7条
キャリア支援センター運営委員会	◎キャリア支援センター長、学務部長、学務副部長、各学科1名、当該部署事務職員	「キャリア支援センター運営規程」(根拠資料 3-8) 第4条
情報センター運営委員会	◎情報センター長、学務部長、学務副部長、各学部推薦、図書館長、当該部署事務職員	「情報センター規程」(根拠資料 3-5) 第8条
情報監査委員会	◎個人情報保護監査責任者、各学部1名、大学事務職1名	「個人情報保護規程細則」(根拠資料 6-20) 第14条
授業改善委員会	◎学長指名、各学科1名、学長委嘱若干名	「授業改善委員会規程」(根拠資料 2-6)
教職課程委員会	学務部長、学務副部長、各学科各専攻1名 (ここから委員長選出の場合更に該当学科専攻から1名追加選出できる)	「教職課程委員会規程」(根拠資料 6-21)
倫理審査委員会	学内委員、学外有識者、学外一般代表者、学長委嘱	「倫理審査規程」(根拠資料 6-22)
動物実験委員会	生活科学部長、自然科学分野の者1名、医師または獣医師、動物実験に関して優れた知識を有する者1名、その他学長が必要と認めた者	「動物実験委員会規程」(根拠資料 6-23)
研究支援委員会	◎学長、副学長、学術研究センター長、図書館長、文学部長、生活科学部長、看護学部長、経営学部長、文学研究科長、生活科学研究科長、看護学研究科長、各学科主任、事務長、研究支援担当事務職員	「研究支援委員会規程」(根拠資料 6-24)
利益相反マネジメント委員会	◎副学長または利益相反担当学部長、学外有識者1名(委員長指名)、学内有識者1名(委員長指名)、事務長、学術研究センター長、学術研究センター課長または準ずる者、学務部長、学務課長、地域・国際交流センター長、地域交流課長または準ずる者、その他委員長が必要と認める者	「利益相反マネジメント規程」(根拠資料 6-25)
自己点検・評価運営委員会	◎学長、副学長、文学部長、生活科学部長、看護学部長、経営学部長、文学研究科長、	「大学自己点検・評価の規程」(根拠資料 2-1)

	生活科学研究科長、看護学研究科長、全学 教養課程センター長、図書館長、学務部長、 入試広報部長、地域・国際交流センター長、 学術研究センター長、カウンセリング子育て 支援センター長、キャリア支援センター 長、情報センター長、事務長（以上、運営 会議メンバー）、各学科主任	
--	---	--

この一覧から分かる通り、概ねどの会議体も構成員と職権等を示した規程に基づいて運営されているが、恒常的に活動しながらも根拠規程をもたない委員会が若干見受けられる。具体的には学生委員会、入試広報委員会、図書館運営委員会の三つである。

うち、学生委員会、入試広報委員会、図書館運営委員会は、創設当初から本学の活動の中核を担ってきたものであり、当初は規程がなくとも業務範囲が明確であったため、ほぼ慣例によって活動してきた。しかし今後は、そのあり方を定期的に点検する上でも、設置目的や理念、構成員や職権・責任範囲等を今一度整理して明文化することが必要である。

以上は各種会議体について、規程に不備はないか、活動実態との間に齟齬はないか、活動が規程通り適切になされているか、といった観点からの点検や改善・向上については、これまで取り上げてきた中期経営計画に基づく自己点検の過程（アクションプランへの組入や見直し）で、常に毎年、各種会議体の俎上にのせることが望ましい。この点について実態として各組織間で温度差があり、着実な点検と改善計画をアクションプランとして示しているものもあれば、その問題意識をいささか欠くものも見受けられる。運営会議や教授会の場で、学長による継続的な自己点検への注意喚起や指示が必要である。

尚、アクションプランの2018年度分評価においては、生活科学研究科で当初目的として掲げた「学部を含め6年間継続して心理学を学ぶことのできる心理学専攻（仮称）の新設を検討」するとの当初目標について、「設置届出書類を2019年5月下旬に文科省に送付する予定である。2020年度生活科学研究科に心理学専攻が新設される予定である」との自己評価に至り、同項目の評価をA判定とした（根拠資料1-12【ウェブ】）。

## （2）長所・特色

開設授業科目を専任教員が担当する割合は、課程の性質によって一概に高いほうが良いとは限らないが、少なくとも学科必修科目において本学の専任担当率は高く、概ね80%～100%となっている。必修科目は学科の設置理念を実現するための主要科目と捉えられることから、この点は本学の長所であり特色と言って良い。

教員の授業担当負担についても、専任教員については週あたり概ね8コマ未満、兼任講師についても6コマ未満となっており、相対的にみて過剰ではなく適正である。

教員年齢構成についても、30代・40代の比率が高く、全体的にみてバランスのとれたものだかなものとなっている。

教員採用も規程に基づいて適切に実施しており、特に退職教員の後任人事を第3種専任

教員で補充することを原則とし、第1種への任用替え審査を受ける権利を与えてその基準を予め明確に示していることは、同一ではないがいわゆる「テニユア・トラック」に近い制度を導入しており、勤務実績に基づいて定年制専任を補充する仕組みとして有効である。

教員組織としての各種会議体・運営委員会も、概ね規程に基づき活動し、常に規程に照らしてその活動の適切性を点検する体制を整えている。

### (3) 問題点

学科科目のうち、必修科目について、幼児保育専攻、食物健康科学科、看護学科が100%に達していない。最低でも幼児保育専攻で80%であることからいずれも高い水準であるとは言えるが、原則として100%を目指すべきである。このことは学士課程のみならず、各種資格課程における資格必修科目についても同様である。

専任教員の年齢構成を職位別に見れば、職位が高くなるほど人数が多くなる逆ピラミッド型となっている。

専任教員の昇任について、客観的かつ透明性の高い審査基準となっていない。

教員組織に係る規程を学内構成員が確認できる状況を整えているが、社会に対して公表するには至っていない。

### (4) 全体のまとめ

以下、これまで述べてきたことの要点をとりまとめる。

- ①本学は、各種文書において求める教員像を描き、これを応募要領等の応募資格として明示するとともに、その採用に係る手続きを規程に基づいて公正・適切に実施している。
- ②本学は、教員組織の編成に関する方針を、恒常的な文書として整えるには至っていないものの、都度の合議制による手続きのなかで明確化している。組織編成に係る人事において、学長に継ぐ第二義の責任所在も、学士課程にあっては学部長、修士課程にあっては研究科長にあることが明確である。
- ③本学は、大学設置基準上必要となる専任教員数を、全学において満たしている。
- ④本学各学科等の必修科目について、専任教員が担当する割合は高く、概ね80%~100%となっている。ただし全学科・専攻とも、原則として100%となることを目指すべきである。
- ⑤本学は、全教員の授業担当負担について、規程上は週あたり9コマ以下、実態としてほぼ8コマ未満となるよう配慮しており、実際にどの教員についてもこの状況が保たれている。兼任講師についても、最大の場合で一部教員が5.5コマに達しているが、標準的には1~4コマの担当となっている。
- ⑥本学は、特に退職教員の後任人事を第3種専任教員で補充することを原則とし、当該第3種教員には第1種への任用替え審査を受ける権利を与え、その基準を予め明確に示している。このことは、勤務実績評価にたつて定年制専任を採用する仕組みとして有効である。

- ⑦本学の専任教員年齢構成を職位別にみた場合、職位が高くなるほど人数も多くなる逆ピラミッド型の様相を呈している点について、長期的展望に係る検討が必要である。少なくとも昇任要件を厳格化してピラミッド型となることを目指すか、全教員に対する資格充足支援を強化して四職位とも25%程度となる均衡型を目指すか、あるいは逆ピラミッド型の構成に積極的な意味を見出すか、いずれにせよ議論を要する。
- ⑧本学は、専任教員の昇任について客観的かつ透明性の高い審査基準を整えるに至っていない。構築可能であるかも含めて検討を要する。
- ⑨本学は、教員組織に係る規程を概ね適切に整えているものの、これを社会に対して公表していない。その是非について検討を要する。

## 第7章 学生支援

## (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学では「学生支援方針」を定め（根拠資料5-7【ウェブ】）、全学生・教職員に配付する「Campus Life」（根拠資料7-1）の冒頭に掲載するとともに、ウェブサイト等で公表している。そこでは主として次の重点支援項目を掲げてきた。

- ・学生生活を円滑に行うための、修学、安全・安心、就職、進学、健康管理、経済的対策等への支援
- ・学生自治会活動・サークル活動への支援
- ・国際理解を目的とした内外学生への支援
- ・各支援の充実を目的とする保護者との連携の強化
- ・障がいのある学生を包容する全学的なインクルーシブ教育 ※1 の確立、及び合理的配慮 ※2 の提供（障がいのある学生に対する修学支援）

（根拠資料5-7 茨城キリスト教大学学生支援方針、※1・※2表記省略）

2012年4月より学生部と教務部を統合させ、学務部の名称で総合的な学生支援部署を設置した。これにより学生生活部門と教学部門とを一括して支援する体制が整った。上記方針に基づく支援はこの学務部が主軸となる。この学務部との連携のもと、第3章で取り上げたキャリア支援センター、地域・国際交流センター、カウンセリング子育て支援センター等も、より個別具体的な支援課題に即した学生支援を行う。大学運営会議では全部署長が問題や課題を共に協議することで全学的な観点から解決を図る。学務部は、2009年度より毎年1回実施している「学生生活満足度調査」（根拠資料4-3）を課題提議のバックデータとして活用している。日々の窓口業務や満足度調査等から明らかになった問題や課題等を巡っては、各学部長や学科主任、学生委員等と常に連携しながら対応にあたっている。

このように本学では「学生支援方針」に基づき、全教職員がこの方針の下、支援にあたる体制になっている。キリスト教の精神に基づく大学として、構成員における学生支援方針の共有は意識の面でも実践の面でも他大学に比してより明瞭に行われていると自認している。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備
評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施 <ul style="list-style-type: none"><li>・学生の能力に応じた補習教育、補充教育</li><li>・正課外教育</li><li>・留学生等の多様な学生に対する修学支援</li><li>・障がいのある学生に対する修学支援</li><li>・成績不振の学生の状況把握と指導</li><li>・留年者及び休学者の状況把握と対応</li><li>・退学希望者の状況把握と対応</li><li>・奨学金その他の経済的支援の整備</li></ul>
評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施 <ul style="list-style-type: none"><li>・学生の相談に応じる体制の整備</li><li>・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備</li><li>・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮</li></ul>
評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施 <ul style="list-style-type: none"><li>・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備</li><li>・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施</li></ul>
評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

## < 1 > 修学支援

### ① 補修・補充教育、正課外教育

目下、全学的な補習・補充教育を組織化している状況にないが、各学科のゼミ担当教員等が必要な補習・補充内容の個別指導を行っている。また、文学部現代英語学科および経営学部経営学科では、英語のプレイスメントテストを実施して能力別クラスを編成し、補習的機能を持つクラスを設けている。経営学科においては簿記検定、ITパスポート試験、TOEIC、SPIなどの対策講座を実施し、さらに国語、数学、英語のリメディアル教育も実施している。その他、各種国家試験等の受験を前提とした食物健康科学科や看護学科においては、試験対策講座や模擬試験などを積極的に導入している。全学にわたって受験希望者がいる公務員試験や教員採用試験の対策としては、公務員試験対策指導室や教職指導室があたっている。

正課外教育としては主として企業インターンシップやボランティア活動に重点を置く。前者はキャリア支援センターにおいて各企業から寄せられる募集情報や、あるいは学生が希望する企業とのマッチングに努める。後者についても地域から寄せられるボランティア

派遣要望、災害支援等に係る本学の企画、学生自身が見出すボランティア需要等を、地域・国際交流センターが集約しながら情報提供やコーディネートを行っている。

### ②留学生に対する支援

留学生に対しては地域・国際交流センターが、その修学や生活、進路等について総合的な支援を実施している。修学については日本人学生に対する支援と同等の内容を、言葉の壁に配慮しながらよりきめ細かく行っている。生活については、選抜となるが本学園として寄附金を原資とする外国人留学生奨学金を準備している。また希望する者に学生寮への入居を認め、居住費の減額も実施、日本人学生との共同生活を通じて種々の課題を把握し、解決に努める。学生寮に入居しない留学生についても住居の斡旋段階からその生活に関わり、例えば通学に使用する自転車のパンク対応に至るまで、日々の苦勞が少しでも緩和されるよう多様な支援を行う。センターに交流スペースを設けており、日本人学生や留学生相互のコミュニケーションの場として機能させるとともに、様々な交流イベントも実施し、日常的なセンター職員との交流を促すことで支援課題の把握に努めている。

### ③障がいのある学生に対する支援

配慮が必要と思われる個別学生に対して、入学する以前の段階で、学生本人、保護者、大学関係者(入試広報部および学務部の教職員、所属学科教員)によるミーティングを行い、必要と判断した施設・設備の改修(バリアフリー化等)、当該の障がいに応じた授業補助装置購入の補正予算化(翻訳機等)を実施すると共に、使用教室および授業運営等への配慮を行っている。2008年度以降、学内支援者の育成の観点から、必要とする障がい学生の入学状況に応じてパソコン・ノートテイク養成講座を開催している。また、本学における今後の合理的配慮のあり方を検討するため、学長の指示に基づき2017年1月に専門的知見を有する学内教員と学務部事務職員とで構成する「障がい学生修学支援プロジェクト」が組織され、同年4月に学内における詳細なバリアフリーチェックに基づいて『「障がいのある学生に対する修学支援ガイド」～教職員のためのガイド』(根拠資料7-2)を作成し、全教職員に対して配付した。この報告書は、障がいのある学生についての理解や、合理的配慮に係る本学の現状について、教職員の知見を深める重要な資料となっている。さらに2018年度からは同プロジェクトを発展させる形で、学長諮問機関として、「障がい学生修学支援委員会」を組織した。同委員会はその後、『「障がいのある学生に対する修学支援ガイド」～教職員のためのガイド(第2版)～』(根拠資料7-3)を作成して全教職員に配付し、教職員研修会や障がい学生との懇談会を開催して、教職員・学生双方の認識の深化に努めている。

### ④成績不振の学生に対する支援

授業欠席の多い学生については、毎セメスターの初め(各授業の当初3回程度が終了した頃)に、学務部から授業担当者に対して「授業欠席者状況調査」(根拠資料7-4)を実施している。授業当初に欠席が引き続く学生を早くから把握し、学生委員が連絡をとって指導するために使用しており、この指導によって以降の出席状況が改善する学生も多い。

成績不振の状況についてもGPA制度によって把握することが可能な状態にある。ただし、

第2章で述べたようにGPAが低い学生について、指導教員や学科等への連絡、具体的な指導のあり方について方針が未整備であり、今後の課題である。成績不振の学生については学科会等でその他の生活状況を巡って話題となることが多く、その場合には生活指導という観点からゼミ担当教員等による指導が行われることが常であるが、今後はより即時性のある指導を目指す観点から、GPAの活用等を積極的に検討する必要がある。特に国の新たな修学支援制度への対応のなかで、当該の修学支援を受ける学生のみならず、全学的に成績不振学生の状況把握と支援方針を構築しなければならない。

#### ⑤留年者・休学者に対する支援

留年者や休学者の状況把握については、本報告書添付の「大学基礎データ(表6)」に記載した通りであるが、学務部が随時把握してとりまとめた資料を、その都度、当該学部教授会に報告している。その報告資料作成に先立ち、まず学務部長が該当学生全員と面談を実施しており、引き続き当該学生のゼミ担当教員等が当該学生と面談を行い、その内容を「学生面談票」(根拠資料7-5)にとりまとめて学務部に提出する。またその内容に基づいて、当該教員が学科会や教授会の席上で、学務部報告に続く追加説明を付することが慣例となっている。こうした一連の伝達・情報共有体制のもと、当該の留年者や休学者がどのような状況にあり、今後どのような支援が必要であるのかが関係者全員で確認され、共通理解のもとにその後の支援が実施される。例えば4月には留年者対象のガイダンスを行い、1年間の履修計画を教職員と一緒に作成するなどの支援を行っている。

#### ⑥退学希望者の状況把握

退学者数については本報告書添付の「大学基礎データ(表6)」に記載した通りである。在籍学生に占める退学者数の割合(退学率)は、2018年度の場合、文学部で2.0%、生活科学部で2.5%、看護学部で0.8%、経営学部で1.0%となっており、過去3カ年を概観した場合も概ね同等の水準か、減少傾向にある。その情報共有は、休学者の場合と同様に実施している。

#### ⑦奨学金その他の経済的支援の整備

学生・教職員に配付するCampus Lifeでは、「経済支援編」の項目を設けて次の事柄を明記している。

「授業料減免制度」(根拠資料7-6)では、経済的理由により修学困難が学生・大学院生に対し、当該年度授業料の半期分相当額を免除する。「外国人留学生授業料減免制度」(根拠資料7-7)については、海外提携校と交わす協定内容によって内容が異なる。「在学留学生学納金免除制度」(根拠資料7-8)は、本学学生が協定校に交換留学生として派遣される場合に、本学の学納金を免除するものである。

この3つの減免制度に加え、「学生支援機構奨学金」を初めとする公的な奨学金のほか、本学独自の奨学金として次の4種の制度を設けている。「学園グローバル教育支援金(グローバル奨学金)」(根拠資料7-9)は、学園創立70周年を期に創設した寄附金を原資とする奨学金制度で、海外に留学する本学学生等に対して支給される。「大学同窓会奨学金」(根拠資料7-10)は、本学同窓会の好意により、家計支持者の経済的事情の急変または災害によ

り修学困難となった学生に、授業料半期分相当額が支給されるものである。「大学保護者会奨学金」（根拠資料7-11）は、保護者会の好意により、経済的理由によって学業継続が困難な学生に支給される。「外国人留学生奨学金」（根拠資料7-12）は、本学に在籍する外国人留学生や外国人研究生を対象とし、毎年5名に修学・研究の補助金として支給される。

その他、銀行と共同で実施してきた支援制度として、茨キリ提携教育ローン「学援生活」（資料7-13）の利用者に対し1.0%の利子補填制度を設けている。

以上、潤沢とは言い難いが、可能な限りの経済支援策を整備していることが確認できる（大学基礎データ（表7））。

### ⑧学務部およびオフィス・アワー

学務部は、修学支援系の事務の統括部門として機能している。学生は以下のような内容の支援を受けたい場合にこの窓口に来る。①授業および定期試験に関する事項全般、②授業時間割作成に関する相談、③履修ガイダンス・履修に関する相談、④資格取得関係の相談、⑤転部・転科の相談、⑥その他修学関係全般の相談。また、学期毎の成績表の取得、成績疑義、科目等履修生、各種実習等にかかわる事務手続きもここで行う。

教員が自らの研究室をオープンにして学生が自由に話をしに来られる「オフィス・アワー」（根拠資料7-14【ウェブ】）も設けている。学生と教員との人間的接触を深めることを目的とした公認の面談時間であり、相談や話し合いを気楽にできるためのものである。その時間については年度初めに学生に対して周知している。

### ⑨表彰制度

本学の表彰制度には、まず4年次生を対象とした①優等賞（学業成績抜群な者および勉強の顕著な者に対して与えられる）、②オリーブ賞（学内あるいは学外におけるユニークな活動、特に他者との関わりにおいてなされた、さわやかな行為に対して与えられる賞）、③ICアカデミー賞（卒業研究の優れた者に与えられる賞で各学科・専攻別に選出する）がある。この3種の賞については学位授与式の場で表彰式を執り行う。各学年を対象としたものとして④学業優秀賞があり、表彰された者は本学図書館を大学院生と同じ資格で卒業まで利用できると共に、文学部・看護学部・経営学部においては最優秀学生1名に、生活科学部では全受賞者に、奨学金として授業料の減免を行っている。さらに、大学入学以後に受験した外国語の検定試験において優秀な成績を修めた学生に対しては、⑤外国語奨励賞を与える。これは各学科・専攻別に選考されている（根拠資料7-1、25頁）。

## < 2 >生活支援

生活支援についても前述の学務部、地域・国際交流センター、教員によるオフィス・アワー制度等において、修学支援とともに行われている。ここでは特に、「ハラスメント対応」と「保健・衛生」の2点について追加検証する。

### ①ハラスメント防止

アカデミック・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、モラル・ハラスメント等へ

の対応は、学園全体で2015年度より施行した「ハラスメントの防止に関する規程」（根拠資料7-15）に則り対応体制をとっている。同規程第2条において各種ハラスメントの定義をなし、第3条では「本学園は、ハラスメントを人権侵害として禁止する」と明確に規定する。

学園ウェブサイトでは「ハラスメントの相談」と題する特設ページを設け（根拠資料7-16【ウェブ】）、「ハラスメント防止に関するガイドライン」を掲載している。学生や教職員に対してわかりやすい形で「セクシュアル・ハラスメントとは?」「その他のハラスメントとは?」「ハラスメントを受けた場合」「あなたの周りでハラスメントの被害にあったとき」「相談窓口」「防止ポスター」について説明。このガイドラインはCampus Life等の冊子にも掲載し、「防止ポスター」を学園内の各所に掲示して、学生・教職員への周知を図っている。

相談窓口となるのはハラスメント防止委員会である。この委員会は上記規程に基づいて策定された「ハラスメント防止委員会に関する細則」（根拠資料7-17）第2条により、学園総長（委員長）、大学各学部の専任教員1名、中学・高等学校専任教員1名、こども園専任教員1名、事務部1名、法人事務局総務部1名の委員によって構成され、学園教職員に対する防止セミナーの企画や、寄せられた相談に対する入念かつ慎重な対応にあたっている。

## ②学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

保健室に2名の職員を常駐させている。2012年度から2018年度にかけての保健室利用件数（根拠資料7-18）を見ると、各種相談、保健・栄養指導、内科的症状、検査が主なものになっている。とりわけ相談の数値が増えてきており、心身面の相談場所として役割が高まっていることが分かる。健康管理を目的とする定期健康診断受診状況については、2012年度から2018年度にかけての受診率が98.4%と高水準になっている（根拠資料7-19）が、未受診者にも医療機関での受診を強く勧めるなど、健康に対する全学的な配慮に努めている。各学生において検査値の異常が発見された際は、保健室から再検査に関する個別指導をしている。個々の学生の心身の健全さを維持することは、修学の大前提であるとの認識の下、学務部の直接管轄下に保健室を置き、その機能・役割の検証と改善に努めている。

また、第3章で取り上げたカウンセリング子育て支援センター内では、カウンセリング研究室にも常駐の相談員を置き、所員とともに学生・教職員に対する心のケアにあたる。

## < 3 > 進路支援

### ①進路支援の内容について

就職支援は主としてキャリア支援センターが担っている。キャリア支援方針についても本学ウェブサイト上に掲載・公表しているが（根拠資料7-20【ウェブ】）、特に近年、キャリア支援センターではこの方針に基づき、「低学年からの支援」「アセスメントを活用した科学的なアプローチ」「カウンセリング・スキルをもったスタッフ陣」「徹底した個別面談」に重点を置いている（根拠資料7-21）。学生と向き合う際は、カウンセリング・マインドを心掛けること、肯定的人間観を基礎とすることを常に意識している。また「本学から

フリーターやニートを出さない」をスタッフ間の合言葉にし、就職への希望率を上げて、就職希望なしを減らす取り組みに力を入れており、実際に就職を望まない学生の数は減ってきている（根拠資料7-22）。

1年次では、EQ（行動特性検査）アセスメントを活用して、心内知性の強化（自己認識力・ストレス耐性・気力創出力）を目標に、以下のことを具体的に促している。①自分の現在位置(強み・弱み)を知る。②自己理解に留まらず他者理解をする。③将来像と現在の自分の現状とのギャップを認識して、大学時代の課題設定や行動計画をたてる。④キャリアに関する展望をイメージする。

2年次には、EQアセスメントにR-CAP（職業適性検査）アセスメントを加えて、対人関係知性の強化（自己表現力・アサーション・対人関係力）を目標にした以下の具体的な行動を促す。①キャリアデザインの明確化、②業界や職種の広がり気づかせる、③インターンシップ、ボランティア、アルバイトなどの啓発的経験を促す。

3年次には、状況判断知性の強化（対人受容力・共感力）を目標に次のことを促す。①インターンシップなどによる実社会と企業組織を知る。②キャリアの結び付けと目指すキャリアの決定をする。

4年次には、これまでの大学生活で経験してきた様々な「体験の統合」を図り、社会で役立つ能力を継続的に行っていくことで本格的な就職活動に取り組ませる。

2年次の早い段階から「自己分析」をさせ、「職業観」を持たせることで、学生が目標や課題を設定し、意欲的に大学生活を送ることができるように導いていることが、4年次になったときの「体験の統合」における厚みのあるプロフィール作りのために役立つ。また、学生にとってキャリア支援センターのスタッフから4年間継続して支援を受けることで、受け容れられているという安心感、良き理解者がいるという拠り所を持つことができ、孤立することなく大学生活を送ることができていると考えている。

### ②進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

学生の進路選択は、就職・大学院等進学、海外留学など多岐にわたっている。一部の学科においてキャリア教育科目を置くなど、学生生活の目標や将来の人生設計、卒業後の進路について考える講座を開設しはじめた。学生の全般的な進路選択に関わる指導については、ゼミの指導教員がもっとも身近な存在であり、きめ細かな対応をしている。その際、すでに書いた通りキャリア支援センターのスタッフも1年次から各学生とコンタクトを取って就職相談に応じ、ゼミ教員を強力にバックアップすることで個別学生の指導の質向上につながっている。

就職活動全般に関するガイダンス、実践的なセミナー、実際の求人情報の提供や進路指導・相談についてもキャリア支援センターが中心となって対応している（根拠資料7-23）。具体的なサポートプログラムは以下のものである。①キャリアガイダンス、②履歴書・エントリーシート指導、③模擬面接、④個別面談、⑤内定者報告会とOBOG座談会。

大学院では、入学時に就職希望先の聞き取り調査を行い、必要となる資格取得等の指導と履修モデルの提示を行うなどの個別的指導体制をとっている。また、希望先への照会等を実施し、キャリア体験をさせるなどの指導もしており、実際的対応に努めている。

### ③キャリア支援に関する組織体制の整備

キャリア支援センターの学生相談担当はキャリア・コンサルタント、産業カウンセラー、EQプロファイラーの資格を有している。また、各学科教員とキャリア支援センターのスタッフで構成するキャリア支援委員会も、広い視野でキャリア支援活動の検討にあっている。全学生の就職指導を行うには、センターと各学科教員との連携は不可欠であり、各スタッフの学科担当制を取り、担当スタッフがゼミを訪問したり当該学科の学生情報を入手したりして緻密に活動している。キャリア支援センターイベントの情報提供なども学科毎に実施している。また求人情報などはアナログ情報とデジタル情報の両方を整備して、学生の利便性に応えている。上級生の内定情報も、在学生がいつでも参考にできるよう整備すると共に、就職関係書籍など就職資料室(キャリアデザインルーム)を設置して、学生の就職活動を広範囲にわたって支援する体制を整えている。

以上の施策の成果として、本学学生の就職率は過去5年間でも90%以上の水準を維持し、直近の2018年度は94.3%となっている(根拠資料7-24)。相対的にみて、高い状況を数年来実現しているが、あくまで100%を目指し、努力を継続する必要がある。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性については、これまで述べてきた全ての項目について、学務部と学生委員会、キャリア支援センターとキャリア支援委員会、地域・国際交流センターと同運営委員委員会といったように、各部署と委員会、また委員会委員を通じた各学科等の教員組織が日々連携しながら運用し、都度の会議で点検を行っている。

学生支援における課題の把握・改善・向上の範囲は極めて多岐にわたっており、そのサイクルに要する時間も様々であり、例えば突如露見した学生問題についてその課題把握と対応改善とを数日で行うサイクルもあれば、月間、年間をかけて実施するサイクルもある。そのなかで、極めて短期間に行われるものについてはP D C Aの各フェーズで迅速に対応しながらその記録文書をしっかりと残す文化が根付いており、事後の検証に有効である。年間あるいは数年間をかけて検討・解決を図る必要のある課題については、「中期経営計画」におけるアクションプランに組み入れて組織化し、構成員全員で課題解決に取り組む体制となっている。

尚、アクションプランの2018年度分評価については、「学生に対する意識調査を実施し、学生の実態や要望を把握」とする当初目標項目について、「従来の質問項目を整理するとともに、一週間の予習復習時間をどの程度確保したか等学生の生活時間についての質問項目を加え、より一層学生の実態把握ができるようになった」との自己評価に至り、A判定とした（根拠資料1-12【ウェブ】）。いささか抽象的な表現での目的設定となっていることに課題を残すが、着実に目標を達成している様子が見えてくる。

### （2）長所・特色

本学として「学生支援方針」を内外に明示していることはひとつの長所である。この方針に基づき、修学支援、生活支援、進路支援のいずれについても、既にみてきたように可能な限りの体制を整えている。

どのような事柄でも、学生が困ったり悩んだりするとき、気軽に相談できる様々な窓口を設けて懇切丁寧に応じてゆくことは当然のことである。本学でも学務部その他の事務的な窓口はもちろん、オフィス・アワー等における教員の対応など、きめ細かな学生支援を心掛け、例えば朝日新聞出版による『2016年度大学ランキング』では、「相談相手がいる大学」の項目で全国1位となったこともある（根拠資料7-25）。本学ではその支援に対する学生の忌憚ない声を、「学生生活満足度調査」や「卒業生アンケート」（根拠資料7-26）等で把握することに努めており、その不備を指摘する声についても学長をはじめとする大学執行部の次元で丁寧を受け止めてきた。段階評価の「満足度」とあわせて、ひとつひとつのアナログな自由記述に真摯に傾聴しようとする姿勢も、全ての学生支援に通じているこ

とが日々確認でき、本学の長所と言える。

### (3) 問題点

成績不振の学生の状況を組織的に把握するに至っておらず、指導や補修教育につなげてゆくシステムも大学全体としては整えられていない。

学生生活満足度調査や入学生アンケートでは、それぞれの学科毎、部署毎に学生の満足度をきめ細かに問うている。しかしその結果の扱いについては定式化されておらず、学務部と執行部のみが把握する「試行段階」の状況が続いている。日々、学生委員会等で明らかとなる個別事象に加えて、こうした調査結果（適切な根拠）に基づく点検・評価、改善・向上のサイクル運用について、未だ不備があると言える。

### (4) 全体のまとめ

以下、これまで述べてきたことの要点をとりまとめる。

- ①本学は、「学生支援方針」を作成してこれを内外に明示している。
- ②本学は、「学生支援方針」に基づき、その支援内容を全学生に明示しつつ着実に実施しており、留学生、障がいのある学生、留年者・休学者、退学希望者に対してもきめ細かな対応を行っている。
- ③本学は、公的な経済支援策に加えて独自の奨学金制度や表彰制度を複数準備し、学生の経済的支援に努めている。
- ④本学は、ハラスメント防止に関する規程と対応体制を整えるとともにこれを周知し、あわせて学務部や保健室を中心に全学生の心身の健康に配慮した体制を整えている。
- ⑤本学は、その進路支援（キャリア支援）として学年ごとにテーマを定め、これを着実に達成してゆく様々な支援策を講じており、組織的な連携も密にし、その成果としての就職実績も極めて高い。
- ⑥本学では、成績不振の学生の状況を組織的に把握するに至っておらず、指導や補修教育につなげてゆくシステムも大学全体としては整えられていないため、今後の検討を要する。
- ⑦本学では、「学生生活満足度調査」等によって、学生支援に対する忌憚のない意見を学長以下執行部レベルでも把握することに努めているが、その結果を組織的に把握し、これを根拠資料とした改善・向上策を打ち立てることについては、未だ「試行段階」の状況が続いている。学務部の申請予算等については調査結果が根拠として活用されているが、今後は学生委員会や各学科等の連携体制において、学生の「生の声」を把握しながらPDCA運用につなげてゆくことを目指し、情報漏洩リスクにも対応できる規程整備をもって全学で対応してゆくことが必要である。

## 第8章 教育研究等環境

## (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

教育研究活動に係る環境・条件整備については、中期的計画を「学園中期経営計画」（根拠資料1-11）において定めるとともに、その進捗状況については「事業報告書」に明記した上で公開している（根拠資料1-12【ウェブ】）。例えば現在進行中の「第14期中期経営計画」では、マスタープランの項目5として「教育インフラの整備」を掲げ、無線LANの全学的普及に向けたスケジュール等の検討および一部導入の方針を明示するとともに、導入計画策定については既に達成した旨（A判定）を「事業報告書」に記載した。同報告書では学園内の様々な工事の進捗状況について詳しく記載するとともに、財務諸表において校舎建築に係る第2号基本金の組入額も含め、すべて社会に対して公表している。

ただし、環境・条件整備事項のすべてについて、前もって方針として示すことについては不備がある。隣接するJR大甕駅西口（学園口）整備と連動する学園新正門建設のように大掛かりな工事計画となる場合は、ホームページ等でその方針や通行に係る注意関係を示してきた例があるが（根拠資料8-1【ウェブ】）、これら大小の整備計画をすべて網羅するグラウンド・デザインを整備方針とあわせて公開するには至っていない。学内における方針は明確であるとして、社会からみていささか本学方針が不透明な状況にあるため、これまで着実にやってきた整備後の広報に加え、整備前にも方針を明示してゆくことが今後の課題である。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学園は309,855m<sup>2</sup>の校地を県内に有し、大甕の学園キャンパスはその内の164,121m<sup>2</sup>である。その中に認定こども園、中学校、高校と共に大学の校舎群がある。大学が県内に持つ校地面積は合わせて215,549m<sup>2</sup>である。これは大学設置基準上必要となる校地面積・校舎面積基準を十分に満たす。大学専用運動敷地は12,003m<sup>2</sup>、他部局（中高）との共用運動敷地は55,384m<sup>2</sup>あり、運動場の敷地環境も良好と言える。2004年に南側の隣地を学園総合グラウンド用地として購入し、そこに学園中央駐車場と野球場を移設した。

大学所属の校舎は全部で23棟あり、その総面積は43,521m<sup>2</sup>である（大学基礎データ（表1））。1967年の大学新設の際に1号館を建設し、その後10年を経た1978年4月に大学図書館（現10号館）を竣工させた。1982年には大学文学部児童教育学科の設置認可にあわせて2号館が竣工し、1983年6月には大学カウンセリング研究所を建てた。大学設置20年を経た1987年10月に大学教員研究室、教室、管理部門事務室を擁する3号館を竣工させた。大学創立30周年となる1997年に大学文学部文化交流学科設置が認可され、翌年2月に4号館を竣工させた。1999年6月の短期大学との統合ののち、同年11月に、大学生生活科学部設置認可を踏まえて6号館を竣工させた。2003年12月には大学看護学部設置認可に伴い8号館が竣工する。2004年4月の短期大学部の学生募集停止によって、その建物・施設を2005年度より大学の建物・施設（固定資産）へと振り替えた。その後、2010年7月に、JR水戸駅前にサテライトオフィスを設置し、大学院の授業、公開講座等を中心とした活用を開始した。学園講堂は設置後40年以上を経過したため建て替えを計画していたが、耐震補強工事および外装・内装の全面改修を行うことで2010年3月にリニューアルオープンした。最も新しい11号館は、2011年3月に竣工したもので、経営学部開設に伴って建てたものである。教室、研究室、スチューデントラウンジを配置し、十分な教学事務スペースを組み込んでいる。尚、上述の水戸駅前サテライトオフィスについては、利用度合いの不振から2017年4月に閉鎖している（根拠資料8-2【ウェブ】）。

本学の交通環境としては、キャンパスから東に降ったところにJR大甕駅が隣接している。国道六号線がキャンパスから200m程のところを走っており、常磐自動車道の日立南太田インターチェンジも学園から車で7分のところにある。自然豊かな場所にありながら交通の便に恵まれた立地である。とはいえ、東西の交通ラインは弱い。日立電鉄線の廃止はさらにそれを厳しくした。そこで2009年より、那珂市・常陸太田市方面と本学園との間のスクールバスの運行を開始し、本学より西に居住する学生への交通利便性を高めた。2017年

には久慈浜・大甕間にバス専用道路（Bus Rapid Transit、BRT）が開通し、その運行開始によって交通の便はさらに向上した。また前述の通り、長年の悲願であった大甕駅西側に直結する学園新正門も2018年末に開門の運びとなった。

校舎等の状況に関して言えば、施設のメンテナンス費用（電気・給排水衛生設備等の不具合や突発的な修繕費）が年々増加している。これらは学生の学習環境の改善のために必須のものであり、計画的に順次整備・管理を行っていく。また、旧耐震基準1981年6月以前に建築されたIs値0.7以下の校舎（シオン館、南体育館、10号館、5号館）は補助金を活用し耐震補強工事を行い、キアラ館については耐震診断調査の結果耐震性のある建物と判定され、新耐震基準で建築された建物を含め校舎はすべて耐震性のある建物となっている（根拠資料8-3【ウェブ】）。

バリアフリーについては大学図書館が建設当初からスロープによるバリアフリー化等に対応してきたが、2007年度には図書館北側にエレベーター塔を設置した。2019年度には、学生の意見を反映し、学生食堂を擁する学生会館入り口を自動ドア化し、車椅子に対応するリフトや多目的トイレを設置した。前述の「障がい学生修学支援委員会」によるバリアフリーチェック及び提言等に基づき、大小の問題を順次解消してゆく方針である。

学園内警備は常時警備会社派遣員が巡回しているが、外部からの侵入者等を監視するために、2010年に4台の監視カメラを設置したことを機に、順次その台数を増やしている。2008年度に1号館と10号館のトイレおよびパウダールームをリニューアルし、女子学生にとっての使い勝手を向上させて以来、和式トイレを洋式に改修するなど順次実施している。学園内の雨水排水処理対策も近年随時着手している。尚、学園旧正門前公道はスクールゾーンに指定されているが、道幅が狭いだけでなく抜け道として利用されて朝晩の交通量も多いため、定期的に地域の子供会と連携しながら安全対策を立てている。

大学院生用の施設としては、4号館を大学院棟とし、文学研究科の院生用共同研究室1室と演習室1室、生活科学研究科の院生用共同研究室1室と演習室1室、看護学研究科の院生用共同研究室1室と演習室1室を備えている。各部屋に院生用の机、椅子、実験台、更衣ロッカーを用意している。4号館大学院棟は出入口にカードリーダー方式による入退館管理システムを導入し、院生にカードを携帯させることで日曜祝祭日を含めて、研究室を常時利用することが可能となっている。実験・実習室については、学部および教員用実験室と共用し、教育研究用機械・器具等についても学部学生・教員と共用している。

また教育・研究支援、事務の効率化を図るため、総合情報ネットワークシステムを構築している。全学生がこの情報システムを利用できるほか、大学院生研究室に1学生1台のパソコンを設置し、研究室からこれらのサービスを利用できるようにしている。

ネットワーク環境については上記に加え、コンピュータ教室・自習室や学生共有スペースに500台のパソコンを設置し、近年では張り巡らされた有線LANネットワークのみならず、学生が使用する多くの場所で無線LANを利用できる環境を整えつつある。情報倫理についてはウェブサイト等で「ネットワークガイドライン」（根拠資料8-4【ウェブ】）を掲載し、「個人情報保護」「著作権・肖像権」「ネットコミュニケーション」に係る倫理を明示、アカウント発行時には冊子媒体等も用いながら学生・教職員に対して周知徹底を図っている。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学敷地のほぼ中央に位置する図書館は、鉄筋コンクリート地上2階地下1階（延面積3,278m<sup>2</sup>）の建築物であり、1991年4月に開館した。学長指名により本学専任教員があたる図書館長1名、専任事務職員1名に加え、提携する紀伊國屋書店からの派遣スタッフを配して業務にあたっている。蔵書数約26万冊、雑誌約430種、電子ジャーナル9,000種以上を所有する（大学基礎データ（表1））。その業務を定める根拠規程や運営体制については第3章で述べた通りである。

利用可能時間は、月曜日から金曜日は午前8時30分から午後8時30分、土曜日は午前9時から午後5時までとなっており、地域の公共図書館としての機能も持たせることができている（根拠資料8-5）。2013年度からは、学園に通う幼児・生徒・学生等の保護者に対して自由に図書館利用することができる利用証を発行した。学生のための学習スペースについても館内各所にふんだんに設け、2階にはラーニング・コモンズ環境も構築している（根拠資料8-6【ウェブ】）。

所蔵検索（OPAC）はもちろん、本学教員の教育研究成果物をオンライン上で検索・閲覧できるICリポジトリを設け、国内外の学術文献や新聞記事など様々なデータベースを閲覧することも可能となっており、近年では電子図書館機能も拡充中である。他大学・他機関に対する文献複写・相互貸借・購入リクエストについてもILL（図書館間相互協力）に基づいて実施している。

図書館利用に関して学生に周知するため、毎年、図書館の利用に関するガイダンスを実施している（根拠資料8-7）。図書館職員が具体的な方法を示しながらレクチャーする。また本学図書館では、図書館サポーターズという制度を導入している。在学生による新入生への図書館利用案内、図書館利用のサポート、視聴覚カウンター業務、蔵書整理、図書館企画サポート、広報誌の発行などに携わると共に、専任職員が退勤した後の開館時間における図書館運営を支える。図書館サポーターズとなる者は、図書館業務に関心を持つものが多く、彼等への教育活動の一環としても位置づけることができる。とりわけ図書館サポーターズだより「明日に吹く風」（根拠資料8-8【ウェブ】）は、2020年1月15日発行版で第91号を数えている。

図書館、学術情報サービスの提供に係る専門スタッフとしては2019年度現在、11名配置している。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

施設・設備の面については、各学部学科の教育課程および各種養成施設の関係法令に基づき、講義室・演習室・実験実習室等を配置している。また、コンピュータ自習室に加えて学生食堂・ラウンジ等へのパソコン設置やコンピュータ教室の開放を行うなど、学生のコンピュータの利用に便宜を図っている。国家試験受験勉強の場として自習用の教室も用意し、支援措置としている。その他、ピアノ練習室、労作体験教育のための畑の整備などを通して、学生の学習環境整備に努めている。

専任教員の研究費は、「茨城キリスト教大学個人研究費使用規程」（根拠資料8-9）により定められている。同規程の第3条第2項に基づき、第1種～第3種専任教員の場合で年間35万円、特別専任教員に対しては年間20万円の使用を研究経費として一律に認めている。

一方、各種の研究助成金や研修制度については学内における競争的資金となっており、希望者に対して研究支援委員会が厳正な審査を行い、その答申に基づいて学長が支給対象者を決定している。学内の研究助成金の一部には、科研費等の競争的資金への申請（大学基礎データ（表8））も義務付けられている（根拠資料8-10）。

専任教員の研究室は原則として全員個室であるが、看護学部の助教については職務の性格上、共同研究室となっている。既に述べたようにこうした物理環境のもと、週あたり概ね8コマ未満の授業上限を設けていることから、研究に専念するための時間は十分に確保できている（根拠資料8-11）。

さらに、大学院生が学部生の授業履修を支援するティーチング・アシスタント制度を設け（根拠資料6-11、8-12）、さらに学部生のうち先輩学生が後輩学生の支援にあたるスチューデント・アシスタント制度についても2020年度より施行予定である。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学における学術研究が国の提示する倫理規範に則って適切に遂行されるよう、研究に従事するすべての本学教職員が順守すべき「茨城キリスト教大学研究倫理指針」（根拠資料8-13）を2014年9月より運用中である。この指針に基づいて「茨城キリスト教大学倫理審査規程」（根拠資料6-22）を定め、その第3条に基づいて倫理審査委員会を設置している。同委員会の運営については同規程第4条以下に定めているが、さらに「倫理審査委員会の運営に関する内規」（根拠資料8-14）をもって運営の詳細も定めた。以後、学外の有識者を含む倫理審査委員会において新規申請書、進捗状況、終了報告書の審査にあたっている。

また、「茨城キリスト教大学動物実験規程」（根拠資料8-15）と「茨城キリスト教大学動物実験委員会規程」（根拠資料6-23）を設け、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点および教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めた。以降、動物実験委員会がこの領域における倫理性の確保のため、規程に定める各種事項について審議または調査を行い、学長に報告または助言する体制となっている。

以上の諸規程については、関連研究に関わる学部・研究科において、教員並びに研究科学生全員に対し、その内容を指導している。大学院生が倫理審査委員会に提出するための書類を作成する際は、指導教員が指導を行う。また、教員の倫理審査に対する認識を高めるため、第2章でも取り上げたように、様々な講師を招いてFD研修（根拠資料2-15、2-18、2-19、2-21）を行っている。

ただし、学部学生全体について、特に著作権・肖像権・知的財産権に関わる倫理の低下を指摘する教員も多い。研究倫理教育については今後、さらに組織的な形で実施する必要がある。

さらに2016年度以降、「利益相反マネジメント規程」（根拠資料6-25）を運用してきた。この規程に基づき、本学専任教員全員に対して、「定期自己申告書」（根拠資料8-16）を毎年度末提出するよう義務づけている。提出先は同規程に基づく利益相反マネジメント委員会であり、その長には副学長を充てている。申告内容は「教育」「研究」「社会貢献」の各領域において、申告書様式でガイドラインとして示す事例に該当する活動があったか（または今後の予定があるか）を問い、その連携相手に係る情報等について詳細を報告する手順としている。この申告書については、上記3領域のそれぞれを担当する利益相反アドバイザー（概ね該当事務部署の課長職）が内容をチェックし、利益相反の疑いがある場合や調査を要すると判断する場合に、上記委員会を召集して事情聴取などに対応する体制としている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上
---

校舎等の建築物については、法人本部管財課がその点検・評価を逐次実施し、緊急の対策を要する場合には学長の指示を経て即時復旧に努め、予算編成を要するものについてはその点検・評価結果をエビデンスとして折衝を行っている。教室環境等については主として学務部が、ネットワーク環境等については情報センターが、各々同様の点検・評価・改善・向上に取り組む。既存施設・設備の維持や安全管理に加えて、更なる充実を目指した新環境の整備構想がある時は、学長の事前了解を経てアクションプランに明示する。概ねその当初計画としては、当該構想の実現に係る調査経費を割り当て、コストや機能性などを検証し、実現可能となった場合には学内各種会議体の審議を経て常任理事会において実行を決する。

このように教育研究環境の適切性については、既存機能の停止に直面する事柄については即時対応し、新たな機能の装備を画策する場合には入念な検討を経て可能なものから実現してゆく体制を整えている。尚、アクションプランの2018年度分評価については、「学生の学びの環境・生活環境のレベルアップを図る」との当初目標について、「2018年度は、3号館前広場ベンチ設置、8号館トイレのシャワートイレ化、11号館2階西側廊下スツール設置を行った。学務部職員によるキャンパス内環境確認や学生生活満足度調査結果等を参考にし、引き続き学生の学びの環境・生活環境のレベルアップに努めたい」との自己評価に至り、A判定となった（根拠資料1-12【ウェブ】）。いささか抽象的な表現での目的設定となっていることに課題を残すが、着実に目標を達成している様子が見えてくる。

尚、アクションプランとして明示するに至っていないが、学園全体として体育館やグラウンド等の運動施設が不足していることについて、主として体育を専門とする教員から要望が寄せられている。この点については様々な観点から検討が進められてきたが、明確な方針を機関決定するには至っておらず、早急な意思決定が必要である。

## （2）長所・特色

教育研究活動の環境・条件整備については、既存機能の欠損が認められる場合に学長判断に基づく即時対応を、また新たな機能の装備についてはアクションプランに明示して調査・検討・実現してゆくシステムを整えている。大学設置基準を十分に満たす広大な土地に、自然環境豊かな美しいキャンパスを備え、校舎や教室、図書館、運動施設、学修環境としての電子機器やネットワーク環境についても十分整備されている。専任教員に対して一律にその使用が認められる個人研究費とともに、競争的学内資金として各種研究助成費・研修費が準備され、研究室や研究に専念できる時間も確保されている。研究倫理を担保する諸規程も整え、規程に基づく種々の委員会が実稼働し効果的に機能している。

### (3) 問題点

大学として、教育研究環境のさらなる充実に向けた中・長期的な方針を社会に対して明確には示していない。

学部学生全体について、特に著作権・肖像権・知的財産権に関わる倫理の低下を指摘する教員が多い。研究倫理教育については今後、さらに組織的な形で実施する必要がある。

学園全体として、運動施設の更なる充実を要望する声が従前からあがっているが、方針の機関決定に至っていない。

### (4) 全体のまとめ

以下、これまで述べてきたことの要点をとりまとめる。

- ①本学は、教育研究活動の環境・条件整備について、既存機能の故障・停止等に対しては迅速にその復旧にあたり、新たな機能の装備に向けてはアクションプランに組み入れて入念に調査・検討した上で、可能なものから随時実現させてきた。無線LAN環境の整備や学園新正門の建設等はいずれもこの手順をもって計画的に進めてきたものである。しかし、中・長期的な環境整備に係る大学としての方針を社会に明確に示していない。これまで行ってきた詳細な事後広報のみならず、今後は方針の事前明示に万全を期する必要がある。
- ②本学は、大学設置基準を十分に満たす広大な土地に美しいキャンパスを備え、校舎や教室、図書館、電子機器やネットワーク環境についても十分整備している。ただし学園全体として、運動施設の更なる充実を要望する声が従前からあがっているが、方針の機関決定にまでは至っていない。
- ③本学のバリアフリー環境に係る整備は、随時実施してきたが、今後も「障がい学生修学支援委員会」によるバリアフリーチェックや提言等に基づき、継続的な整備を進めてゆく必要がある。
- ④本学は、図書館、学術情報サービスの提供体制を整え、適切に機能させている。
- ⑤本学専任教員の研究環境は、個人研究室の整備や個人研究費の一律支給、各種競争的学内資金、担当時間数の上限設定によって、良好に保たれている。
- ⑥本学は、研究倫理を担保する諸規程を整えるとともに、規程に基づく種々の委員会も実稼働し、効果的に機能している。ただし学部学生に対しては、特に「著作権・肖像権・知的財産権」に関わる指導を組織的に実施する必要がある。

## 第9章 社会連携・社会貢献

## (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

第1章で述べたように、「我らが学園の教育理念」（根拠資料1-5【ウェブ】）では「社会に進んで奉仕し、人類の福祉と世界の平和に貢献する人間の育成を目的とする」と謳っている、本学ではこの理念に基づき、下記の「地域連携方針」（根拠資料9-1【ウェブ】）および「グローバル化方針」（根拠資料9-2【ウェブ】）を定め、ウェブサイト等で公表している。各々の重点項目は次の通りである。

1. 本学が「総合大学」としての教育・研究活動を通じて有する知的・人的資源を、地域社会・地域住民の方々に対して還元していきます。
2. 地域社会が有する知的・人的資源を本学の教育・研究に活用していきます。
3. 地方自治体との連携事業を通じて、地域社会の発展や課題解決に寄与します。
4. 教育・保健医療・福祉に関わる組織との連携を通じて、地域社会の発展に寄与します。
5. 企業との連携を通じて、地域産業の発展に寄与します。
6. 他大学との連携を通じて、地域の学術の発展と人材育成に寄与します。
7. 高大連携事業を通じて、地域の教育水準の向上に寄与します。

（根拠資料9-1 茨城キリスト教大学地域連携方針）

1. 外国人留学生の受け入れを推進し、外国人留学生によるキャンパス内での活動を支援するため、人的支援はもちろん、例えば学内掲示を多言語化するなどの全般的な「キャンパス国際化」を推し進めます。
2. デュアル・ディグリー制度の推進をはじめ、海外派遣制度の多様化を図ることで海外留学をさらに活性化させ、あわせて個々の留学プログラムの質を漸進的に向上させることに努めます。
3. 全学的に外国語教育を充実させ、語学能力検定の受験を推進し、外国語運用能力の向上に努めます。
4. アジア、欧米地域における大学との連携を深化・拡大させ、学生交流および教育・研究交流のさらなる活性化を図ります。
5. 自治体、国際交流機関、企業、そして住民の皆様との連携を通じて、「グローバルな視点に立つ地域社会」の発展に貢献します。

（根拠資料9-2 茨城キリスト教大学グローバル化方針）

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

## < 1 > 学外組織との適切な連携体制

### ① 行政機関との連携

本学はこれまで、行政機関としては近隣の県内6市（日立市、水戸市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、那珂市）と連携協定を締結し、様々な連携活動を展開してきた。また茨城県とは、県北生涯学習センターを通じて「県民大学大みか校舎」事業に係る協定を締結し、県教委とは高校生に対する英語総合講座を提供するための協定を締結している。協定内容は人材育成、保育・福祉・医療、地域振興・まちづくり、学校教育および生涯学習、国際交流、地域コミュニティ活動、地域政策課題の共同研究等多岐にわたっており、協定一覧（根拠資料9-3【ウェブ】）や取り組み報告（根拠資料9-4【ウェブ】）について本学ウェブサイトですぐ公開してきた。

特に本学が所在する日立市とは、本学創設以来様々な形で連携してきた。2003年の協定締結以降は概ね16年間にわたり、日立市長と本学学長を筆頭に双方の役職者が一堂に会する連絡協議会を定例化している（例年2月）（根拠資料9-5）。協議会で共有した課題に基づき、例えば毎年度末の「学生プロジェクト成果発表会」では、本学学生チームが担当教員の指導のもと、地域課題の解決に向けた様々な取り組み報告や提案事項をとりまとめ、市長らの前でプレゼンテーションを行う（根拠資料9-6【ウェブ】）。日立市の生涯学習事業「ひたち生き生き百年塾・ひたち市民カレッジ」（資料9-7【ウェブ】）ではカレッジ副学長を本学副学長が担い、多数の講座を本学教員が担当する。市内の小・中学校をはじめとする施設へのボランティア学生派遣は年間数百名規模に及ぶ。またカウンセリング子育て支援センターでは、2020年度より日立市と巡回支援専門員事業にかかわる委託事業契約に基づき、支援を必要とする子どもの現場に本学教員が赴くアウトリーチ型のコンサルテーションにより、教員の専門性を地域に還元する準備を整えた。近年は日立市総合計画有識者会議の会長職を本学副学長が担い、各種行政委員会にも本学教員が複数参画するなど、市政に対しても専門家集団として貢献している。

### ② 他大学との連携

2015年、茨城大学長の呼びかけを機に、茨城大学、茨城工業高等専門学校、常磐大学と「いばらき地域づくり大学・高専コンソーシアム」を設立し、本学は副会長校となった。2017年度には県内のほぼ全大学が参画（資料9-8【ウェブ】）、コンソーシアム内に「学生生活活動支援委員会」「障害学生支援委員会」「連携公開講座実行委員会」「茨城COCプラス推進協議会」「コンソーシアム大会実行委員会」の5委員会が設置され、本学は全ての委員

会に参画している。特に「コンソーシアム大会実行委員会」では委員長校を務める。この大会は本学が設置を提言したものであり、各校が年間の地域づくりに関する取り組みを発表する場として企画している。その第1回は本学にて、本年6月に開催予定である。

茨城大学を代表校とする「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+事業)」にも申請準備段階から参画し、「茨城と向き合い茨城に根ざし、未来を育む地域協創人材育成事業」(根拠資料9-9【ウェブ】)として採択された2016年度より各種の地方創生推進事業を実施してきた。特に一連の共同事業はもちろん、本学独自の担当領域として「子育て支援事業」に取り組み、カウンセリング子育て支援センターが、教員の専門性を生かした子育て支援講座を企画運営し、地域の子育て世代に公開するとともに、全学生が地域の子育てに関わって学び得る場を創設した。日本学術振興会による中間評価ではA判定とされた(根拠資料9-10【ウェブ】)。

海外には2019年度現在、ヨーロッパ4校、アジア・オセアニア13校、北アメリカ8校、計25校の提携校を有する。提携内容は主として「交換留学」「海外語学留学」「海外文化研修」「セメスター留学」「デュアル・ディグリープログラム」となっており、各提携校の紹介やプログラム内容、留学生報告書や留学支援の内容等について本学ウェブサイト(根拠資料9-11【ウェブ】)にとりまとめて掲載し、さらに詳細な情報を所収する案内冊子「GOGO留学」(根拠資料9-12)を編集発行している。各校との日々の連絡・連携は概ね電子メールを主として行っている状況にあるが、学長、副学長、関係学部長、地域・国際交流センター長等が機をみて提携校に直接訪問し、情報交換や意見交換を行っている(根拠資料9-13)。

### ③その他の地域団体との連携

地域諸団体から寄せられる本学に対する協力依頼・要望等については、逐次、地域・国際交流センターがその窓口となって受け付けている。その内容も多岐にわたるが、主として本学施設の利用を希望するもの、およびボランティア派遣依頼が多い。

ボランティア派遣については前述の行政機関との連携協定内容にも含めているが、協定を結んでいない団体からの要請にも逐次応じている。当該団体と本学が協力して作成した募集案内を学内掲示し、オンライン掲示システム(IC-UNIPA)を通じて学生や教職員に周知する。恒常的に募集しているボランティアの内容は、その申込方法とあわせて本学ウェブサイトにも掲載している(根拠資料9-14【ウェブ】)。また、インターンシップの募集案内等についてはキャリア支援センターでとりまとめ、同様の手続きで学生に対して周知している。

本学が諸団体と連携して企画するボランティア活動等も多い。協定を締結している団体には「全国『道の駅』連絡会」と「日立青年会議所」がある。前者については前述のコンソーシアム・学生活動支援委員会で企画する事業として、道の駅における学生活動の企画と運用に参画している。後者(日立青年会議所)との連携では、主として日立市内における「ひたちキッズワールド」「サンドアート・フェスティバル」「KAMINE NIGHT POOL」「クリスマス会」等のイベント企画に本学も参画し、ボランティア学生も派遣する。

尚、いわゆる産学連携の一環として、連携教育活動については盛んながら、連携研究活動に課題を有する。教員や研究室の研究成果や知財・ノウハウを社会に還元する際の担当部署が曖昧かつ専門性に乏しく、現状は各教員が個人の責任において都度対応しているの

が実態である。本学の社会連携、産学連携活動をより推進するために、例えばリエゾン機能を強化すべきである。学術研究センターと地域・国際連携センターがその機能の一部を担うが、一般的に他大学で設置されているリエゾンオフィスに相当する組織・機能や仕組みがないため、大学や教員の権利を守りつつ、円滑に社会に成果を還元することが困難になっている。本来、教員の研究による知財権や開発の労力も技術移転や共同研究における明確なルールが整備されていないために実施に置いては、研究者個人の判断に委ねられているのが現状である。本学が地域の公的機関や民間企業との共同研究の成果や研究者個人が確立した知財をいかに管理・運用するか、大学の知の質と量を向上させ、研究・教育の高度化に寄与するたけにも、大学と地域社会を連携・発展させるリエゾン機能の充実が求められる。

## ＜2＞社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進、地域交流・国際交流事業への参加

上述の学生プロジェクトやボランティア活動等は、正課外学習の一環として、特に本学が掲げる「実践的ボランティアリズム」の醸成に不可欠のものと認識している。学生プロジェクトは担当教員による指導のもと、地域貢献を通じて学生自身が研究能力を深めるものであり、実践的ボランティアリズムを深めるための教育としても有効である。

同様の活動としては、生活科学部食物健康科学科では水戸市教育委員会との連携による「食育サポーター事業」において、学生ボランティアが小・中学校での食育活動を行っている（根拠資料9-15【ウェブ】）。また、日立市からの依頼により、「茨城ゆめ国体」の監督や選手らに提供する7日間7食分の弁当メニューを、同学科の学生達が考案した事例がある。2019年7月に行われた試食会では、大会実行委員長の日立市長等から称賛を受け、その様子は茨城新聞にも掲載された（根拠資料9-16【ウェブ】）。同学科では教員の指導のもと、学生達が株式会社カスミの店舗で販売する企画弁当を2008年から長年にわたって開発・提供してきたことなど（根拠資料9-17【ウェブ】）、複数の実績がある。

経営学科では学生達が学外の様々なコンテストに参加してきた。2017年、経営学科の3年生ゼミが、株式会社富士通が主宰する「知財活用アイデア大会」において最優秀賞を受賞し、2018年も優秀賞を受賞した（根拠資料9-18【ウェブ】）。日立市やひたちなか市の商店街活性化計画に係る提案をはじめ、地域に対する学生参画は切れ目なく行われている。2019年度には、学生達が株式会社サザコーヒーと連携し、初代学長ローガン・J・ファックスが愛したコーヒーを再現すべく「ローガン・ファックスコーヒー」を開発、同年12月に販売開始となった。この取り組みは日本経済新聞や茨城新聞等でも取り上げられた（根拠資料9-19【ウェブ】）。

児童教育学科は両専攻とも、実習先となる市内各校や教育委員会と定期的に連絡協議会を開催するなど組織的な連携体制を構築しているが、学生達も日常的に市内の小学校やこども園等でボランティア活動に従事している。過去3年間の人数は延べ230名に及んでいる（根拠資料9-20）。

前述の日立青年会議所との連携事業は主として文化交流学科の教員がその企画に関わり、その実施は全学科からボランティア学生が参画しているが、なかでも最多となるのは文化

交流学科の学生達である。2019年度は128名の学生がイベント・スタッフとしてボランティア活動を行った（根拠資料9-21）。同学科学生達の地域活動はその他にも多岐にわたる。

現代英語学科の学生達は地域のグローバル化に尽力している。前述した日立市との連携事業・学生プロジェクトでは、2011年に「レンタサイクルで日立を楽しもう」、2012年に「International Hitachi City の推進」、また2015年には「日立市のゲートウェイとしての大甕駅グローバル化」と題して日立市長の前で成果発表を行った。特に大甕駅グローバル化提案では、本学所在の大みか町の英語表記地図「大みかマップ」を作成し、多方面から好評を博した（根拠資料9-22）。

心理福祉学科の学生達は、高萩高等学校のキャンパスエイドとして、ほぼ毎日高校生と接して話し相手になったり相談に応じたりしている（根拠資料9-23【ウェブ】）。この活動の特徴と実績、すなわちキャンパスエイド活動を通して対人支援に携わる上で必要なコンピテンシーの獲得と深化が図られるとの評価に基づき、2018年度からはキャンパスエイド活動は、カウンセリング子育て支援センター管轄の全学部学科生参加可能な課外活動として位置づけられている。

看護学科は地域機関との連携事業として優れた看護職の養成を目指し、実習協力機関の教育指導者に「臨地教員」の称号を付して「臨地実習協力機関大学連携委員会」を設置している。参加施設は県内の病院・医療センター・看護協会等の10団体を数え、医療現場との密接な連携のもと看護師養成にあたっている（根拠資料9-24【ウェブ】）。

カウンセリング子育て支援センターでは、前述のキャンパスエイド事業でも専門性を育成する社会実践の場を作っているが、COC+事業の一環である、学内施設アンネローゼにおける子育て支援事業では、児童教育学科幼児保育専攻等の学生が託児を担い、「子育て支援演習」の授業で振り返りを行い、子育て支援という現代的課題に対応できる学生を育てている。さらに特別な支援の必要なお子さんと、その保護者のための「プレイグループ・クローバー」は、幼児保育専攻のみならず心理福祉専攻大学院生の高度な専門性を育成する場として運営されている。

その他、全学教養科目「コミュニティで学ぶ」（根拠資料9-25）を筆頭に、事前指導、所定の時間数以上の学外ボランティアやインターンシップ活動を経て、その成果発表および報告書を成績評価の対象とする正規科目を複数準備している。

以上のように、本学では学外諸団体と密接に連携しながら展開する教育研究活動の機会が豊富に準備されている。これらはいずれも、本学の理念・目的に基づき、教員と学生が地域と連携しながら、社会貢献活動のなかで教育（学修）と研究に従事するものである。

ただし、末尾に記載した正規科目はいずれも選択科目であり、これを含めて上記の活動のほとんどが「学生有志」によるものとなっているため、自由意思に基づく活動という点では評価できるものの、その活動者数については大学として増加を図り続ける必要がある。現状、ボランティア活動については多くの学生が従事しているものの、全体としてその数をしっかりと把握し、さらに活動者数を増やしてゆく努力が必要である。

また、本学全体として地域交流事業への参画についてはコンソーシアム事業等を筆頭に積極性が見られるが、国際交流事業については教員の個別的な参画に留まっている。今後は留学事業だけでなく、海外提携校との間で共同研究や国際イベントを企画したり、教職員の人事交流・交換等を開催したりすることについて検討を進める必要がある。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

行政機関等との連携事業や、コンソーシアム事業等における他大学との連携事業については、その事業成果や課題について連絡協議会等の相互点検機会を設けており、今後はよりPDCAサイクルとしての可視化を目指したシステムティックな点検システムとなるよう、連携団体に対して働きかけてゆく。

本学独自の社会連携・社会貢献については、これまで述べてきた「学園中期経営計画」の運用におけるアクションプランのチェックとアクションの過程で、主として地域・国際交流センターの項目において点検・評価を進めている。最新の評価となる2018年度分（根拠資料1-12【ウェブ】）については、主要アクションプランとして「留学生数を現在の60名から70名に増やす」との当初目標に照らし、2018年度の実績が83名となったことでA判定となった。

その他、「諸外国学術教育機関等との学術交流・研究交流を全学的に推進するため現在の上流状況を調査・分析」するとの当初目標に対しては、オクラホマ・クリスチャン大学における看護学部短期海外研修プログラムや、カリフォルニア大学デイビス校と食物健康科学科・生活科学研究科との学術・研究交流について現地訪問と相互検討の実績が得られたが、具体的な交流のあり方について今後の検討を要するとしてB判定となっている。

産学連携に係る「連携実績のある民間企業・産業界との連絡を密にし、これまで以上の連携強化方策を検討」することについては、「JA常陸マルシェ事業部と食物健康科学科学生共同開発・製品化したジェラートの販売イベント等に協力。日立青年会議所主催のイベント『家訓プロジェクト』、『KAMINE NIGHT POOL』のボランティア学生募集等に協力」との実績を掲げたが、いずれもまだ充分でないとの自己評価によりB判定とした。

「高齢者の学び直しに対応する公開講座の開講」については、「本学主催の公開講座において2017年度274名に対し、2018年度は329名と15%増となった。2018年度も高齢者の割合が高い講座が多く、高齢者の学び直しの要望に対応した講座を開講することができた。また、ひたち市民カレッジにおいても、継続的に実行委員会を通して受講者層の興味・関心を聞き取り、講座内容を設定している」との自己評価に至ったが、やはりまだ充分でないと認識してB判定としている。

## （2）長所・特色

日立市との連携協定は約16年間にわたって空文化することなく、双方の長を含めた毎年度の連絡協議会や学生プロジェクト、日々のボランティア派遣など実態のある連携活動を展開している。

他大学とのコンソーシアム事業は、その緒に着いたばかりではあるものの、一部複数の機関と5年間にわたって展開してきたCOC+事業が外部評価でも高く評価されており、県内全大学との今後の取り組みにとって貴重な経験資産を得ることとなった。

海外留学先としての提携校も25校を数え、学生に豊富な選択肢を与えている。

全学科において学生有志による社会貢献と、その営為に基づく教育研究活動が展開され、教員もその指導にしっかりと参画している。

### (3) 問題点

日立市以外の協定締結行政機関との間では、いずれも連携活動実績が皆無ではないものの、日立市ほどには連携活動が十分進んでいない。

全学科で学生に対して地域貢献活動の選択肢を準備し、地域貢献活動をその単位取得要件とする正規授業科目も複数開設しているものの、実際に活動に携わる有志学生や履修者の人数についてはまだまだ増加の余地がある。

本学から現地に、また現地から本学に、長らく人を派遣していない海外提携校がある。

また、いわゆる産学連携において、「連携教育活動」は盛んであるものの、「連携研究活動」については教員個人の個人の活動にほぼ依拠しており、組織的な活動が展開されていない。この点は、例えばエゾン機能の充実など今後の検討を要する。

地域交流活動、社会貢献活動に精力的に取り組んでいるにも関わらず、それを地域社会に発信する機能が十分に伴っていない。入試広報部門はあるが、あくまで入試広報に携わる部門であって、広報機能を果たしているとは言い難い。大学の諸活動を公に知らしめる機能の一部を担っているにすぎず、現状は外部から大学の実態や成果が見えにくい状況となっている。研究成果の地域社会への還元、地域の公的機関や民間企業との共同事業や共同研究などの成果、市民との交流活動や社会貢献活動の地域社会への可視化を図るべきである。メディアを通じての対外広報、ホームページを通じた研究・教育活動などの成果報告などを通じて、地域社会の一員として社会に開かれた大学であることをより責任をもってアピールする必要がある。そのために、CSR（企業の社会的責任）と同様のUSR（大学の社会的責任）の概念を取り入れ、大学の諸活動をよりオープンにし、明確な責任をもって社会に発信する広報担当部署を理事長、学長のリーダーシップのもとに設置することが望ましい。

### (4) 全体のまとめ

以下、これまで述べてきたことの要点をとりまとめる。

- ①本学は、建学の理念に謳う社会連携・社会貢献の姿勢を示す「地域連携方針」「グローバル化方針」を定め、いずれもウェブサイト等で社会に公表している。
- ②本学は、県内6市および県教委等の行政機関と連携協定を締結し、いずれについても連携実績を積み上げてきた。
- ③本学は、県内の全大学で構成される「いばらき地域づくりコンソーシアム」の設立と運

営に積極的に参画し、その一事業たるCOC+事業にも申請段階から深く関与し、その他のコンソーシアム事業についても全委員会に名を連ねている。

- ④本学は、全国道の駅連絡会や日立青年会議所とも連携協定を結び、その企画運営に協同で携わるとともに、その他の地域諸団体からの様々な要望とりわけボランティア派遣要望等にも積極的に応じている。
- ⑤本学は、25の海外提携校を有し、学生に対して豊富な留学機会の選択肢を準備している。
- ⑥本学では、以上の諸団体との連携によって、教職員と学生が社会貢献を通じた教育研究活動を行う事例が全学科において見られ、一部の科目では社会貢献活動の単位認定も行っている。
- ⑦日立市以外の協定締結行政機関との連携については、さらに密にして活発化させる必要がある。
- ⑧多様に準備している社会貢献・教育研究の機会に対して、さらに多くの有志学生を招来する努力を継続しなければならない。
- ⑨海外提携校のうち、近年の人的交流が乏しい大学について、関係の密度をあげてゆく手立てが必要である。
- ⑩社会連携・社会貢献について実績が上がっているものの、説明責任として十分な広報が出来ていない。USRの概念を取り入れ、大学の諸活動をよりオープンにし、明確な責任をもって社会に発信する広報担当部署を理事長、学長のリーダーシップのもとに設置することが望ましい。
- ⑩リエゾン機能の充実等、産学連携による組織的な研究活動をより促進する必要がある。

## 第10章 大学運営・財務

### 第1節 大学運営

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針として、主として第1章および第2章で詳述した「学園中期経営計画」（根拠資料1-11）に示す「マスタープラン」を位置付けている。以下、その項目を再掲する。

1. 新時代に対応した学生募集体制の確立
2. 教職員・学生が「建学の精神」を理解し、体現するための取り組みの推進
3. 実質的なグローバル化の促進
4. 学士課程教育改革
5. 教育インフラの整備
6. 研究の活性化
7. 地域連携の強化
8. 大学院改革
9. 学生支援強化

（根拠資料1-12 茨城キリスト教学園事業報告書（2018年度版14-17頁より抜粋））

これら9項目は、5ヵ年を見据えた同計画において一貫して掲げてきたものであるとともに、今後も大凡その趣旨として変わることはないと予想される永続的なものであり、この意味で長期的展望に基づくものである。中・長期的な「大学運営方針」としてのマスタープランにはその実現施策をアクションプランとして連ねており、学内構成員はいずれも各年度の中間期および年度末における点検・評価・見直しにおいてマスタープランを意識し、再確認する。このことにより、「方針の周知」も毎年度行われている。

また構成員や社会に対し、「学園中期経営計画」の履行状況等を示す「事業報告書」（根拠資料1-12【ウェブ】）に加え、3つのポリシー並びに「学生支援方針」「地域連携方針」「グローバル化方針」「キャリア支援方針」を公表している（根拠資料1-10【ウェブ】）。いずれも教授会等における周知を図った上で、中長期にわたって運用することを目指した方針である。ただし、例えばこれらの各方針を束ね、「大学運営方針」のタイトルで整理した上で、社会に対してよりわかりやすく明示してゆくことなどは、方針そのものの継続的検証とともに今後の課題であると言える。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

### <1>学長の選任方法と権限の明示、学長による意思決定及びそれに基づく執行等の明示

大学学則（根拠資料1-1【ウェブ】）の第47条に、学長を置くことを定めている。学長の選任については「茨城キリスト教大学学長候補者選出規程」（根拠資料10-1）が規定する。すなわち、全教職員の選挙により候補者が選出され、理事会による承認の後、理事長によって任命されるという手順である。学長の任期は4年とし、再選を妨げないが、再任後の任期は2年で、連続して6年を超えることはできないというのが同規程第3条の定めである。学長候補者選挙の実施に際しては、同規程に基づいて全教職員の中から選出された選挙管理委員によって選挙管理委員会が組織され、厳正なる管理運営の下で執り行われる。選出方法は上記規程に詳細に定められており、第1次選挙および第2次選挙を経て候補者が選出される。第2条には「学長候補者は、人格・識見ともにすぐれ、本学の教育目的に理解ある者でなければならない」と謳い、また第7条の「学長候補者としての被選挙権者は、原則として本学のいずれかの教授会の構成員である専任教授とする。ただし、本学専任教員の20名以上の推薦を受けた学外者は、被選挙権を有するものとする」との条項によって学外者の被選挙権の可能性も明文化している。

学長の権限についても、主として次の3点を明示している。

第一に、学則における教授会および大学運営会議に係る条項において、「学校教育法の規定に則り校務をつかさどり、かつ所属職員を統督する」ことを明示している。

第二に、本学諸規程の末尾にもほぼ例外なく、「本規程（および改定）は学長がこれを定める」との条項を設けてきた。本学規程はいずれも学長がその校務をつかさどる上で、構成員の全業務を統督するため予め必要な事項を定めて周知徹底することを目指すものであり、このことを「学長が定める」との条項をもって端的に明示したものである。

第三に、特に大学運営の中心となる大学運営会議や教育課程評議会、人事委員会、財務委員会、自己点検・評価運営委員会、および合同教授会といった中心的な会議の主催には、学長がその任にあたることとしている。いずれの会議体も、学長判断に資するための意見集約の場として性格づけ、またその通りに機能している。

### ＜2＞副学長の選任方法と権限の明示

大学学則第47条第2項において、「学長は、指名により副学長を置くことができる」と定め、その職務については「茨城キリスト教大学副学長選出規程」（根拠資料10-2）の第1条において、「副学長は、学長を補佐し大学運営全般にあたる」と規定している。同規程第2条ではその一環として、「（1）学長の命ずる職務を遂行すること」「（2）学長に事故等あるとき、その職務を代行すること」「（3）必要に応じて、学長の命により会議に出席すること。この場合において、当該会議の構成員でないときは、議決に加わることはできない」と定める。

### ＜3＞学部長の選任方法と権限の明示

学部長は学長・副学長と同様、大学学則第47条においてその役職を置くことを規定し、その選任方法については「茨城キリスト教大学学部長選出規程」（根拠資料10-3）において定めている。同規程第4条により、当該学部の専任教授または准教授の内から、当該学部教授会の全構成員による選挙によって選出され、投票および開票は当該学部教授会の場で行われ、その席上において選出される。投票結果は当該学部教授会議長より学長に報告され、学長同様に理事会による承認の後、理事長によって任命される。権限については同規程第2条において、「学部長は学長を補佐し大学の運営に当たると共に、当該学部を統括する」とし、学部教授会の主催者であるとともに当該学部の運営責任者として位置づけている。

### ＜4＞研究科長の選任方法と権限の明示

研究科長は、「茨城キリスト教大学大学院学則」（根拠資料1-2【ウェブ】）の第33条第2項においてこれを置くことを定め、その選任については同条において、「本大学院における授業および研究指導を行う教授をもって充てる」（同条第2項）、「各研究科長は、各研究科会議の選挙によって選出される」（同条第3項）と規定している。研究科会議を主催するのが研究科長であり、研究科の管理運営に係る責任を付与されている。

### ＜5＞その他の役職者の選任方法と権限の明示

各センター長・部長および副センター長・副部長については、すべて学長による指名によって選任している。いずれもその権限については、当該組織の職務を定める各規程において明示している。事務組織の事務長・部長・次長・課長については、理事長、事務局長ならびに学長との調整により、原案を作成し常任理事会で審議し理事長が任命し選任している。

### ＜6＞教授会・研究科会議の役割の明確化

教授会（根拠資料10-4）は大学学則第49条において、次のように「学長に対する意見表明」を担う組織として位置づけている。

## 第16章 教授会

第49条 学長が学校教育法の規定に則り校務をつかさどり、かつ所属職員を統督するにあたり、必要な事項を決定するために参酌すべき意見を表明する組織として、本学に各学部教授会および合同教授会を置く。

(根拠資料10-1 茨城キリスト教大学学則 (第49条第1項))

各学部教授会の構成員および主催者は次の通りである。

- 2 各学部に学部教授会を置き、当該学部の学部長、教授、准教授、講師および助教をもって組織する。ただし、学長、副学長、年度毎に雇用契約を結ぶ教育職員を除く。
- 3 各学部教授会は、当該学部長が主催・招集する。

(根拠資料10-1 茨城キリスト教大学学則 (第49条第2項・第3項))

各学部長が学長に対して表明する意見を定めるため、その審議事項とするものについては次の通り規定している。

- 4 各学部教授会は、学長に対し意見として表明する次の事項を審議決定する。
  - 1) 当該学部学生の入学および転科に関する事項。
  - 2) 当該学部学生の試験および卒業に関する事項。
  - 3) 当該学部学生の指導、厚生、賞罰に関する事項。
  - 4) 他学部からの転部に関する事項。
  - 5) 当該学部の教育課程に関する事項。
  - 6) 当該学部の諸規程に関する事項。
  - 7) 当該学部の教員の採用または昇任に関し、学園理事長に推薦する事項。
  - 8) その他当該学部の運営に必要な事項のうち、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

(根拠資料1-1 茨城キリスト教大学学則 (第49条第4項))

合同教授会についても同様に、同条第5項以降において次のように定めている。

- 5 合同教授会は、各学部教授会の構成員をもってこれを組織する。
- 6 合同教授会は、学長が主催・招集する。
- 7 合同教授会は、学長に対し意見として表明する次の事項を審議決定する。
  - 1) 本学学則・諸規程の改正に関する事項。
  - 2) その他全学の運営に関する事項のうち、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

(根拠資料1-1 茨城キリスト教大学学則 (第49条第5～7項))

また、特に学長と教授会との権限関係については、学長は教授会の意見を最大限に尊重すること、またその意見に反する意思決定を行うことがあること、およびその場合には教授会に対して説明責任を有することの3点について、次のように規定している。

**第50条** 学長は、前条に定める各学部教授会および合同教授会の決議を尊重し、原則としてその決議に即して校務をつかさどる。

2 学長は、その法的機能により教授会決議事項と異なる校務の執行を決定するとき、または教授会決議事項を執行しないことを決定するときは、当該教授会に対し速やかにその理由を説明する義務を負う。

(根拠資料1-1 茨城キリスト教大学学則 (第50条第1～2項))

以上の事柄は、大学院における研究科会議についても同様である。研究科会議に係り上述の教授会の役割・権限に相当する事項ならびに学長との権限関係については、すべて学長が裁定する関係諸規則(根拠資料1-2【ウェブ】、根拠資料10-5)等において上述と同様の事項を定めている。

### <7> 教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

理事会は、学園寄附行為(根拠資料1-3【ウェブ】)第13条第2項において、「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、第15条でその業務の詳細を以下のように定めている。

**第15条** 理事会の業務は、次のとおりである。

- (1) 予算、決算並びに資産の管理及び処分に関する事項
- (2) 人事及び業務に関する管理事項
- (3) 法人の根本方針の決定に関する事項
- (4) その他この法人の業務に関する事項

(根拠資料1-3 茨城キリスト教大学学園寄附行為 (第15条))

すなわち、理事会は、学校法人の方針を決め、各教学部局の教学責任者である学長等の職務執行にあたって管理・監督を行う(根拠資料1-12【ウェブ】)。

学園寄附行為施行細則(根拠資料10-6)第7条は、年間4回の定例理事会(3月、5月、9月、12月)を開催すると定める。緊急事案については、臨時理事会を開催することになっている。同第8条には常務を処理するための常任理事会を置くことある。これは理事長および学園の教職員理事をもって組織され(根拠資料10-7【ウェブ】)、月2回開催している。同第9条は委員会の設置を規定し、各理事が総務委員会、財務委員会に所属すると定めている。理事会総務委員会は、学校法人の業務全般について検討する。学校行事等運営全般、教職員人事、学生生徒等納付金、施設設備、地域連携等がその主な内容である。理事会財務委員会は、学校法人の財政全般について検討している。これら総務委員会、財務委員会における検討ののち、常任理事会において審議し、さらに、理事会における決定となる。

理事長は、私立学校法第37条に基づき学園寄附行為第11条において法人を代表する者と

される。理事である大学学長は、学校教育法第92条第3項に定められる「校務をつかさどり、所属職員を統括する」者として、包括的・大局的な立場において校務を管理運営し、所属教職員を管理監督する立場にある。理事会は、学長に対してその管掌事項に関する通常の権限を委譲している。大学教員の人事についても、大学人事委員会の議を経て、教授会での審議したのちに、最終的な決定を常任理事会が行う。

理事長は、学園寄附行為第19条に規定する評議員会および評議員に対し、寄附行為第25条に基づき「予算、借入金（当該会計年度内の収入を以て償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産の処分」「事業計画」「予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」「合併」「私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる事由による解散」「寄附行為の変更」「その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの」に関する事項が生じた場合に諮問をし、評議員会の意見を聞かなければならない。大学関連の評議員は、大学学長、学部長、事務職員から選出された者、大学同窓会長である。評議員会は、法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について役員に意見を述べ、諮問に答え、または役員からの報告を徴することができる。

#### < 8 > 学生、教職員からの意見への対応

学生や教職員から寄せられる意見については、日々の業務において各教員・各部署とも誠実に対応しており、既に述べた通り例えば朝日新聞出版による『2016年度大学ランキング』では、「相談相手がいる大学」の項目で全国1位ともなった（根拠資料7-25）。このような学生と教職員とが作り出す学風は、まずもって本学が誇るものである。

個々の教職員からの意見は、当該教職員の所属長はもちろん、時に学長に直接訴えることのできる学風も確立している。特に遠慮することなく学長をはじめとする役職者を呼び止めて意見交換がなされる光景は極めて日常的なものとなっており、比較的小規模な大学であることの強みでもある。そのような間口の広い「聞く耳」をもって受け止められ、組織的に対応することが必要と判断された意見は、教授会をはじめとする一連の会議においてその議事へと反映される。学長提案議題や教授会がその意見として審議・承認する議題の原案作成は、常に各部署の現場の意見を踏まえて綿密な調整を図ることとしている。

学生からの意見についても同様である。個別・直接に寄せられる意見を丁寧に聞き取ることに加え、より学生の意見を広く汲み取るための施策として「入学生アンケート」（根拠資料10-8）、「学生生活満足度調査」（根拠資料4-3）、「卒業生アンケート」（根拠資料7-26）を毎年度実施している。いずれも学務部がその結果を集計するとともに、学長が主宰する学部長会議にその結果が報告され、学長方針等を決するにあたり参考となる重要な資料である。また、学務部も学生の要望が多い事項に注目しながら毎年度の予算案を作成している。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

「予算編成方針」（根拠資料10-9）は、毎年9月の理事会財務委員会、常任理事会において審議し決定する。そこでは、入学者数、学納金納入額、人件費、経常経費、施設設備計画、重点施策計画、財務計画(特定資産積立計画等)、経営指標目標(事業活動収支差額比率、前受金保有率等)を十分に検証し、全部局の理事によって検討がなされる。

それに基づいて、大学予算責任者である大学学長は各学部・部署の予算担当者に「予算編成方針」を説明する。その担当者等は10月から予算原案の策定に入り、11月中旬以降に大学学長・副学長・事務長による部署毎のヒヤリングを行って調整をする。それにより大学予算案の骨格が出来上がり、12月の大学財務委員会（学長、副学長、学部長、事務長、学科主任、各部課長等）においてこの予算原案を審議し完成させる。その後1月に財務担当理事によるヒヤリングがあり2月の理事会財務委員会の議を経て、常任理事会の審議、3月の評議員会ならびに理事会で承認され、最終的に予算成立の運びとなる。

以上の本学の予算編成プロセスにおいては、その役割分担も明確であり、予算配分についても合議制のもとになされている。なお、当該年度6月以降に補正予算編成を行っている。これは学生数の確定に伴う収入額の補正、前年度決算額の確定による繰越額の修正を主としている。予算の執行は、月末毎に集計される予算執行状況を確認しながら予定事業の計画的な実施、予算超過の抑制を意識するなど、明確な責任体制のもと実施されている。

決算の内部監査に関しては、まず「学校法人茨城キリスト教学園寄附行為」第8条に基づいて監事を設けている。監事の業務は同条第2項に以下のように定めている。

2 監事は次の各号に掲げる職務及び別に定める監事会規程に則りその職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(根拠資料1-3 茨城キリスト教学園寄附行為 (第8条第2項))

さらに、「学校法人茨城キリスト教学園監事会規程」第9条に「監事は、本法人の財産の監査を効率的に執行するため、公認会計士との合同会議を開くことができる」と規定さ

れ、年2回の合同会議を実施し、監事と公認会計士とのコミュニケーションを図っている。また、同第19条において評議員会を設け、同第25条において理事長は「(1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入を以て償還する一時の借入金を除く)及び重要な資産の処分に関する事項、(2) 事業計画、(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項」等についてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないと定めている。

この他、「学校法人茨城キリスト教学園事務組織規程」(根拠資料3-12)第10条において監査室を設け、これを内部監査に携わる機関と規定し、職員を配置して「学校法人茨城キリスト教学園内部監査規程」(根拠資料10-10)に基づき常時学内監査業務に従事させている。さらに、監査法人による監査体制も整えている。

以上、本学および本学園における予算執行プロセスは明確性および透明性を担保しており、その検証を担う仕組みを含めて適切に実施されている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の運営にとって必要な事務組織が十分に設置され、適切に機能しているかについては、既に第3章において大学全体の組織体制として検証した。

2019年度現在の大学における事務職員体制としては、専任事務職員43名、常勤嘱託員(無期)4名、嘱託員27名、短時間職員(無期)2名、再雇用職員1名、臨時職員6名の計83名が、「茨城キリスト教大学就業規則」(根拠資料6-1)に則り業務にあたっている。事務職員および用務職員の採用に関しては、その第7条において「理事会の議を経て理事長がこれを行う」と定め、「茨城キリスト教学園法人本部就業規則」(根拠資料10-11)第37条において、「職員の採用は所属長の意見をきいて理事長がこれを行う」と規定している。具体的には、法人事務局総務部で採用計画案を作成し、理事会総務委員会を経て常任理事会で審議・決定する。概ね、例年4月に募集を開始し、6月に採用試験を実施する。採用試験は、書類選考、筆記試験(論文試験等)、個人面接、役員面接を内容とする。採用決定に関しては、7月末の常任理事会において行っている。専任職員の男女比、年齢層、業務量と職員数のバランス等を考慮し、組織の活性化と人材の育成、人件費抑制等を勘案して、本学園の教育理念・使命を十分理解した職員の確保に心掛けている。

また、有期雇用の嘱託員から専任事務職員への登用に関しては、嘱託員の就業に関する規程(根拠資料10-12)第15条「専任職員への転換」に基づき、専任採用と同様に試験を行い決定している。その手続きは、毎年8月に嘱託員の業務評価(1次評価者、2次評価者)を実施し、その後に所属長から専任職員への登用に関する推薦状が提出され、その中から事務管理職者の次長以上の選考会議を経て対象者を絞り、課題論文として本学園の重点課題への提言を課し、また役員面接を行って選考するという流れで行っている。最終的に、理事会総務委員会を経て常任理事会で審議・決定する。

異動に関しては、大学就業規則第10条において、「理事長は、業務の都合により、学長の意見を聴取したうえで、事務職員に業務の変更を命じることができる」と規定し、学園法人本部就業規則第20条には同様に「理事長は業務の都合により、所属長の意見をきいて、職員に業務の変更を命じることができる」としている。定期異動は、業務等の関係により異動月が変わることもあるが、毎年4月および7月を原則として実施している。「茨城キリスト教学園事務職員人事異動規程」(根拠資料10-13)に基づいて、法人事務局長は毎年2月末までに人事異動資料を作成し、理事長に提出する。その過程で学長の意見を聴取する。この人事異動資料を基に、理事長の責任において最終人事案を作成し、理事会総務委員会ならびに常任理事会で審議・決定する。

事務職員の昇格等に関しては、「茨城キリスト教学園事務職員任用規程」(根拠資料10-14)を設け、法人事務局において運用している。具体的には、毎年2月末までに事務局長が選考

資料案を作成して理事長に提出する。理事長は自身の責任の下で最終案を策定し、理事会総務委員会に諮ると共に常任理事会において審議・決定する。なお、現在、職員評価基準等を明確化するための規程の整備を進めている。

業務評価と処遇改善に関しては、各所属部署内における管理職者と年3回目標面談により、業務の進捗などの確認を行っている以外に、事務局長と総務部長が専任事務職員全員を対象として、年1回キャリア形成シート（根拠資料10-15）による面談を実施している。専任事務職員を除く事務職員に対しては総務課長が個別面談を行っている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

2012年度から職員面談制度を取り入れ、法人事務局長と総務部長による専任事務職員全員と個別に話し合いの場を持っている。面談の基礎資料は、本人が事前に提出するキャリア形成シートである。これには、担当職務、適性、仕事量、難易度、部署内コミュニケーション、職場環境、今年度の目標、これまでのキャリア、学内プロジェクトへの参画、学外研修会への参加状況、業務外活動への取り組み、今後のキャリア形成志向等が記されている。面談の中で、キャリアパスや業務に向う姿勢についての意見交換を通じ、本学園の求める職員像を確認しながら事務職員の意欲・資質の向上に資する一助としている。

加えて、SD研修を活発に行うことの重要性に鑑み、本学園では夏期休業期間を利用して毎年研修を実施している（根拠資料10-16）。これは、本学園の建学の精神を基にした学生・生徒・園児への支援体制の充実を目的に、テーマに基づくグループ・ディスカッションと発表を行うことにより、職員力向上に繋がっていると認識している。また、これを通じて部局間や各部署間の情報共有も進み、総合学園としての一体感と相互コミュニケーションの深化にも役立っている。教育理念における研修としては、毎年度ICビジョン・フォーラム（学園キリスト教教育研修会）が行われている。

2013年度から2019年度にかけて実施したSD研修のテーマを以下に列挙しておく。全般的に学園内の具体的な個々のテーマを取り上げて、担当職員による現状認識・点検・評価を全体に向けて問題提起するという形で進めている。

- 2013年度 「自己探求Ⅰ：自己理解を深めるため体験」
- 2014年度 「自己探求Ⅱ：コミュニケーションの深さを求めて」
- 2015年度 管理職研修「管理職としてのリーダーコミュニケーション力を磨く」  
中間管理職研修「職場リーダーとしての役割を認識する」
- 2016年度 「建学の精神に向き合う ー学園の歴史から見た事務職員の使命ー」
- 2017年度 「建学の精神に向き合う 未来に向けて」
- 2018年度 「これからの学園職員に求められること」新たな正門の完成
- 2019年度 「これからの学園職員に求められること」先人の想いを繋ぎ、学生・生徒・園児への支援充実のために

また、大学をめぐる課題が高度に複雑化・多様化する中で、教育研究の質保証・向上や経営基盤の強化のために重要な役割を事務職員は担っている。その能力の開発は、18歳人口減少の時代への対策という意味も含めて、一層重大な課題になっている。その観点から、2010年度より学外研修を積極的に取り入れる方針を立て、以後毎年、法人事務局より事務職員のマネジメント能力の育成のために研修への参加を進めている。2019年度までの参加職員数は以下の通りである。なお、研修会参加報告書が所属部署管理職者経由で法人事務局に提出されている。

2013年度から2019年度までの各参加延人数は、「新入社員フォローアップコース」9名、「中堅社員ビジネス遂行力向上コース」7名、「目標達成力向上コース」7名、「課長のためのマネジメント強化コース」6名である。

この他に、本学園は、キリスト教学校連盟に加盟しており、事務職員を対象とする研修会へ積極的に参加している。キリスト教主義の学校を取り巻く環境や参加校の教育に関する情報交換など貴重な機会になっている。

「キリスト教学校教育同盟事務職員夏期学校」12名、「キリスト教学校教育同盟事務部会中堅事務職員リトリート」9名である。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性に係る点検・評価については、第2章で取り上げた「自己点検・評価規程」に基づく施策や「学園中期経営計画」における毎年度のアクションプラン見直し等において実施し、また特に教学運営に関しては教育課程評議会や授業改善委員会によって適宜実施している。以下、法人事務局による監査プロセスについて追加検証する。

監事の選任及び職務については学園寄附行為第8条に定めている。現在、選任された2名の監事が、学園寄附行為および監事会規程（根拠資料10-17）に則り、本学を含む法人の業務の全体とその財産状況等を監査している（根拠資料10-18【ウェブ】）。毎会計年度に監査報告書を作成し、当該会計年度終了後に理事会と評議員会に提出することとしており、この作業の過程で監事と監査法人による会計監査方針の説明、会計監査結果説明、学園監事とのディスカッションも、2010年度から実施されている。監事は、理事会・評議員会だけでなく、文部科学省主催の監事研修会への出席や設置認可時の文部科学省のヒヤリングにも同席し、その責務を全うしている。

学園の監査室は、学園業務の適正化・効率化、教職員業務に関する意識の向上により学園の健全な発展・社会的信頼の保持に資する目的のもとに2009年度に設置された。2011年度に学園内部監査規程を設け、学園内の監査室職員と学園監事、監査法人との連携も強化されている。内部監査は業務監査、財務監査、システム監査からなり、理事長の承認を得た監査計画書に基づき定期監査を実施している（根拠資料10-19）。さらに、理事長の指示により、必要に応じて臨時監査も行うことにしている。監査実施の後に、監査報告書を作成し、理事長へ報告する。理事長は、改善の処置が必要と判断した時は、部長長に対し業務改善を指示する。

以上の様々な点検・評価プロセスにより明らかとなった問題や課題は、大学および法人の双方において改善・向上を図っている。そのアクションの具体については、本学においては大学運営会議をはじめとする各種会議体や教授会において、また法人にあっては理事会や評議員会において、時々の議事や報告事項として上程しており、公開可能な重要事項については「事業報告書」において公表している。

## （2）長所・特色

本学は中期経営方針としての「マスタープラン」を社会に示し、その具体的な「アクションプラン」の進捗状況に係る評価に基づき、修正や評価を毎年度行っている。学長をはじめとする役職者や教授会をはじめとする各会議体の職務や権限、また法人との権限関係や連携もすべて規程として整備しており、各構成員とも自由に意見を交わす学風が確立していながらも、組織としての意思決定に係る内部統制上の混乱はほぼない。学生に対する

アンケート結果も学長をはじめとする執行部の間で共有され、大学運営全般の改善や向上に役立てている。

### (3) 問題点

大学全体の管理運営方針が数種のものに分散化されている感が否めず、いわゆる「大学運営方針」のタイトルをもってこれをわかりやすく整理し、社会に明示してゆくことは、今後の検討課題である。

また、大学学則をはじめ、学生生活に直接関わる内部規則については履修要覧やウェブサイト等において公開しているが、学則に連なる諸規程・細則をすべて公開するに至っていない。本学の管理運営がどのようなルールに基づき、どのような手続きでなされているかについて社会の目に照らしてゆく意義は大きく、本学内の様々な考え方に配慮しながら公開の可能性を引き続き検討してゆく必要がある。

### (4) 全体のまとめ

以下、これまで述べてきたことの要点をとりまとめる。

- ①本学は、中・長期の計画等を実現するための方針として、「学園中期経営計画」（マスタープラン、アクションプラン）、3つのポリシー並びに「学生支援方針」「地域連携方針」「グローバル化方針」「キャリア支援方針」を策定し、これを社会や構成員に明示している。ただし、これらの各方針を束ね、いわゆる「大学運営方針」のタイトルをもってわかりやすく整理し、社会に明示してゆくことは、今後の検討課題である。
- ②本学は、学長をはじめとする所要の職を置くことはもちろん、各職の職務・権限や教授会等をはじめとする会議体の職務・権限、また理事会をはじめとする学園法人本部との権限関係について、規程等の内部諸規則として定め、構成員に対して明示している。ただし、内部規則のすべてを社会に対して公開するには至っていない現状については、内部諸規則のさらなる精緻化とあわせ、今後の検討課題である。
- ③本学は、民間出版社による全国ランキングで「相談相手がいる大学」として全国1位を獲得するなど、学生・教職員が相互に自由な意見交換や相談ができる学風を確立している。個々の学生が教職員に対して、また各教職員が気軽に役職者に対して意見を述べ、組織的な意思決定に向けた様々なプロセスに反映されやすい環境が醸成されており、このことに加えて「入学生アンケート」「学生生活満足度調査」「卒業生アンケート」といった施策を毎年度実施し、学長・副学長・各学部長・事務長がその結果を把握することで管理運営方針の見直しに役立てている。
- ④本本学は予算編成および予算執行並びに運営を適切に行っている。その適切性は、学園寄附行為によって定立された監事による業務および財産の監査によって、毎年度、検証されている。

## 第2節 財務

## (1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

<私立大学>

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学ならびに本学園の財務は、基本的には単年度会計の域を出ておらず、その中・長期的計画の明確な策定には至っていない（根拠資料10-9）。教育研究活動を安定的に遂行するため、例えば校舎建設や減価償却引当特定資産といった多額かつ長期的な予算計画措置が必要となる費目については「第2号基本金」に係る計画を有しているが、その他の教育研究活動予算についてはその中・長期的計画性に基づくアクションプランをもって検討されている（根拠資料1-11）。

ただし、中・長期的な「計画」の域には及ばないものの、「展望」を喪失しているわけではない。むしろ当然のことながら、単年度会計にあっても中・長期にわたる安定性を第一に考慮していることに疑いはなく、具体的には各種の財務関係比率を慎重に確認している（根拠資料1-12【ウェブ】）。

その現況については財政基盤の観点から次項目において検証するが、概ね各財務関係比率指標の目標としては「全国平均」を当面の課題としている。以下、詳しく見てゆく。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点3：外部資金（日本学術振興会科学研究費助成事業（科研費）、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

## < 1 > 財務

今後、中・長期の財政計画を着実に整備するためにも、財政基盤の現況を確認することは何より重要である。以下、財務諸表に基づく各比率を見ながら検証する（大学基礎データ（表9、表10、表11））。

### ①事業活動収支差額比率（旧・帰属収支差額比率）

事業活動収支差額比率は、事業活動収入に対する基本金組入前当年度収支差額の割合を示し、端的には当該年度収支の健全性を見る指標である。学園法人全体で4.7%（2018年度決算時、以下同じ）となっており、全国平均より若干低い数値となっているが、本学（大学）については16.4%と健全である。過去5年間の推移を見ても、ほぼこの規模で安定していると言える。

	2014	2015	2016	2017	2018	全国平均
大学	15.7%	14.0%	14.5%	15.4%	16.4%	4.9%
法人	5.7%	7.7%	6.7%	3.0%	4.7%	

※全国平均は2018年度分（医歯系法人を除く）、以下同じ

### ②人件費比率と人件費依存率

經常収入（2014年度以前は帰属収入）に対する人件費の割合となる人件費比率については、学園法人で63.0%となっており、全国平均に比して10%近く高い。本学では54.6%となっており、ほぼ全国平均並と言える。いずれも過去5年間ほぼ同じ水準を保っているが、法人全体の人件費比率抑制が引き続き課題となるとともに、直近の2017年度決算に比して2018年度決算時の増加が学園・本学ともに大きく、引き続き注視してゆく必要がある。

	2014	2015	2016	2017	2018	全国平均
大学	54.2%	53.7%	53.8%	51.9%	54.6%	53.8%
法人	62.2%	60.0%	60.5%	61.0%	63.0%	

学生生徒等納付金に対する人件費の割合、すなわち人件費依存率についても、学園法人

は85.9%となっており、全国平均よりも14%ほど高い。本学の場合、64.4%となっており健全な域にあるが、やはりいずれも上記の人件費と同じ課題を有している。

	2014	2015	2016	2017	2018	全国平均
大学	64.6%	62.4%	62.4%	59.0%	64.4%	71.9%
法人	86.1%	82.4%	81.3%	80.9%	85.9%	

### ③教育研究経費比率

経常収入に対し、教育研究費としてどの程度を割り当てているかを示す教育研究費比率は、その費用対効果が適切に担保されるならば、高くなることが望ましい。全国の法人平均が33.3%であるところ、本学園・本学ともに20%台で推移していることは、大きな改善課題である。

	2014	2015	2016	2017	2018	全国平均
大学	24.7%	27.1%	27.0%	27.0%	23.9%	33.3%
法人	23.0%	24.7%	25.6%	25.6%	23.3%	

### ④管理経費比率

経常収入に対する管理経費の割合は、学園全体で8.5%、本学で4.4%であり、いずれも全国平均からみれば適正な規模である。

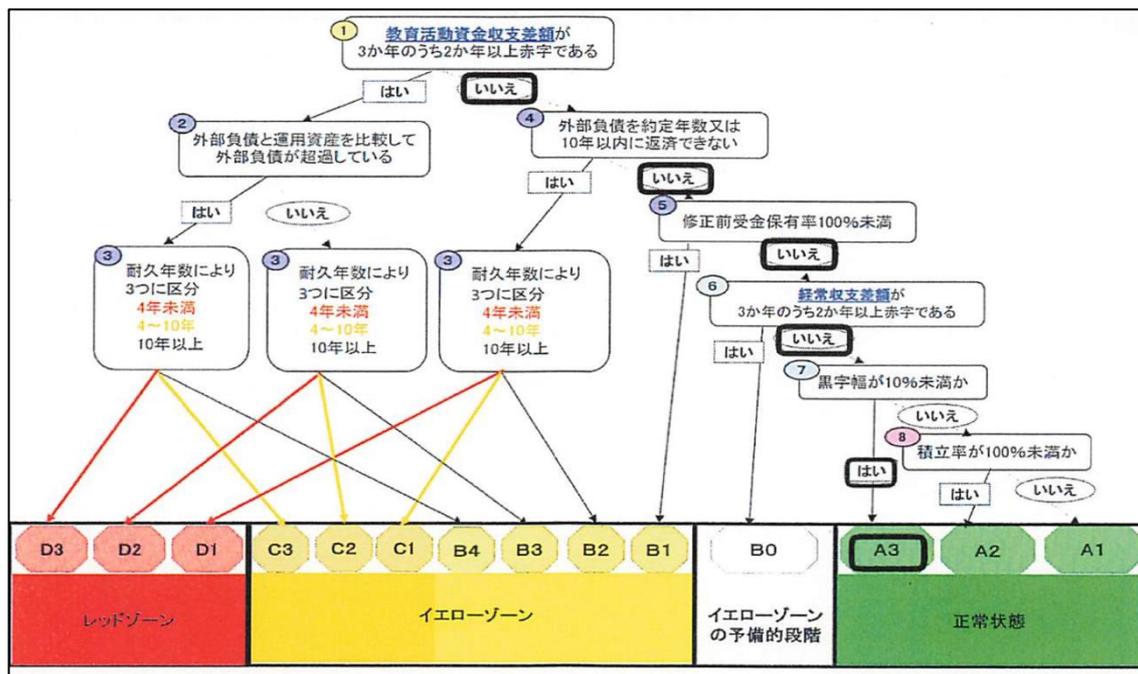
	2014	2015	2016	2017	2018	全国平均
大学	4.9%	4.9%	4.6%	5.7%	4.4%	8.8%
法人	8.5%	7.7%	8.5%	10.6%	8.5%	

### ⑤定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）

日本私立学校振興・共済事業団が示す経営判断指標に基づき、本学園の法人全体の現況を次頁に示した。「正常状態」を示すA1～A3区分のうち、本学園はA3の評価となることから、少なくとも現時点では「正常状態」にあることが確認できるとともに、引き続き「イエローゾーンの予備的段階」に下落しないための努力を要する。

総じて、「財政基盤」としては「正常状態」にあるが、引き続き各指標のうち全国平均に達していない数値の改善を図る必要がある。

定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体・2018年度）



< 2 > 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

教育研究活動の充実を可能ならしめる財政確保については、言うまでもなく入学者数の安定的な維持、補助金や外部研究資金の獲得といった収入の確保と、費用対効果を十分に考慮した無駄のない支出構造の構築が不可欠である。

そのための仕組みの第一は、既に述べてきたマスタープランの着実な遂行が何より重要である（根拠資料1-11）。本学のマスタープランは、いずれも学生の満足度やその学修成果を高め、社会に貢献し、このことによって後続の人々の心を捉えて志願者を増やすことを求めて策定したものであり、詰まるところ学納金の安定的な確保や補助金・外部資金の獲得に資する。

仕組みの第二は、複数の目による予算編成・執行体制の更なる厳格化である。各財務指標を睨みつつ、外部理事や監事の忌憚なき指摘を踏まえながら、厳格な予算執行と事後チェックを行う必要がある。現状、既に述べたように予算編成・執行のPLAN・DOについては厳格な体制を保っている。監事による監査にもより資するため、本学自らが為すCHECKとACTIONの仕組みをいかに精緻化するかが課題である。

< 3 > 外部資金（日本学術振興会科学研究費助成事業（科研費）、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

外部資金の状況は本報告書添付の基礎データに示した通りである。日本学術振興会科学研究費助成事業（科研費）の獲得状況については下表に抽出した通り、過去3年間にわたって毎年200万円程度の増加となっており、学術研究センターによる獲得に向けた諸施策

が功を奏していることがわかる。ただし、その他の補助金については四学部とも無の状況にあり、この点については課題を有している。

日本学術振興会科学研究費助成事業の獲得状況

	2016	2017	2018
文学部	8,749,000	7,982,000	11,100,204
生活科学部	3,757,000	3,861,000	2,093,000
看護学部	7,241,000	9,867,000	9,977,746
経営学部	650,000	1,248,000	884,000
計	20,397,000	22,958,000	24,054,950

このプロジェクトを契機として、2018年度以降も恒常的に寄附金を募集して事業を適切に運営してゆくため、「茨城キリスト教学園寄附事業運営規程」（根拠資料10-20）を整え、同規程に基づいて教学委員会やその下に設置した学園寄附事業委員会ならびに寄附事業ワーキンググループにおいて一連の寄附事業のあり方を精査・運営してゆく体制を整えた。現在、社会に対しては「ICグローバル人材育成奨学基金」および「IC未来サポート基金」の2種の使途を明示し、寄附募集の試みを継続している。前者の使途は文字通り種々の奨学金の原資に寄附金を充てるものであり、後者は学園の施設、設備、環境整備などの費用に充てるものである。2018年度の実績は、企業等法人35件・2,580,000円、個人250件・4,896,000円、計7,476,000円であった。寄附金募集ウェブサイト（根拠資料10-21【ウェブ】）においては、寄附のための細かな手続きをわかりやすく示すことはもちろん、寄附実績や芳名録、そして寄附事業の成果を掲載し、頂いた寄附金を大切に使用していることを学園の説明責任として詳細に示すことに努めている。

資産運用については、その基本方針原案を法人事務局総務部財務課が2014年度に明文化し、利息配当金収入等の経年推移とともに理事会財務委員会に提出、それらの資料をもとに財務委員会を経て常任理事会において資産運用方針（根拠資料10-22）を決し、運用している。以降、「学園中期経営計画」における財務課のアクションプランにおいて、毎年度の運用状況が点検され、常任理事会に報告されている。目下、「資産の目減り」を回避することを第一としており、過去数年間この目的は達成され続けるとともに、わずかではあるが全体として黒字の状態を継続している状況にある。

## （2）長所・特色

日本私立学校振興・共済事業団の指標に基づく経営分析の結果、財政状況についてはA1・A2ランクに引き続くA3ランク（正常状態）を長らく継続しており、万全とは言えないながらも良好である。外部資金として日本学術振興会科学研究費助成事業（科研費）の獲得額も増加傾向にあり、資産運用についても黒字の状況を保っている。さらに、2018年度より整えた恒常的な寄附金募集の仕組みは、その使途についての事前の説明と結果の説明責任

を双方ともに満たしつつ運営しており、一定の実績もあがっている。

### (3) 問題点

各種財務指標に基づく数値は、管理経費を除いていずれも全国平均に達していない。全体として「正常状態」であるとは言え、更なる財政基盤の安定を図る必要がある。

そのため、日本学術振興会科学研究費助成事業（科研費）のさらなる獲得増を目指し、その他の外部資金獲得の可能性を模索してゆくことが引き続き課題となっている。決して冒険的であってはならないが、資産運用の「積極度」をもう少し増すための検討も引き続き行う必要がある。さらに、寄附金募集についても、さらにその増を目指し、積極的に社会や企業等に働きかけてゆく必要がある。いずれの活動も、「さらに安定（上）を目指す」という点で共通しており、この努力を続けるべきことは言を俟たない。

### (4) 全体のまとめ

以下、これまで述べてきたことの要点をとりまとめる。

- ①本学の財政状況は、大学単体として見たとき極めて良好な状況にあるが、学園法人全体では多くの課題を有している。法人全体として、A3ランク（正常状態）の状況を保ちつつ、各種財務指標における数値のいずれについても、少なくとも全国平均に達する状況へと改善してゆく必要がある。
- ②本学における予算編成・執行（PLANとDO）は、複数の目に照らした厳正な手続きのもとに遂行されている。その監査（CHECK）と改善（ACTION）についても、基本的な仕組みは整えられている。ただし、予算執行の効果を図る手立てのより一層の精緻化（監査の精緻化に資する本学独自の精緻な評価システムの構築）は今後の課題であり、そのような精緻かつ客観的な評価結果に基づいて次なる計画（予算編成）がなされる仕組みを作ってゆく必要がある。
- ③本学の外部資金獲得状況は、日本学術振興会科学研究費助成事業（科研費）については過去数年間で増加傾向にあり、学術研究センター設置効果の一端が現れているが、さらなる増加を企図してゆく必要がある。その他の外部資金獲得はほぼ皆無の状況にあり、より積極的な姿勢が求められる。
- ④寄附金募集の仕組みは、学園創立70周年の記念プロジェクトを契機として、法人全体として入念に整えられ稼働しており、実績もあがっている。今後とも少しでも多くの寄附金が寄せられるよう、使途の成果を謝意ともに、正確かつ誠実に寄附支援者や社会に伝えてゆくことが肝要である。

## ■終章

終章として本報告書の総括を記すにあたり、今一度自問すべき事項を一言で書けば次の文言になる。本学は、国家（国民）によりその学校法人格を認められ、その公的な地位や税金を原資とする補助金等の恩恵に浴してきたことに対し、「理念・目的、方途、そしてその成果（outcome）に係る説明責任（accountability）」を果たし得ているか、である。その自問自答の内容をとりまとめた本報告書から、今後の課題を以下、抽出する。

第一に、本学は様々な「長所」を有しており、これを今後も保持し続けることが重要であるが、保持し続けるためには時代の変化を見据えた新たな保持策も順次、必要となる。

第二に、この報告書において明らかにしてきた「問題点」のうち、是非・可否ともに議論が煮詰まっており、方向性が明確であるものは、可及的速やかに改善しなければならない。これについても順次、粛々と実現していくべきことは言を俟たない。

第三に、是非に関して議論はないものの、とりわけ財政上の制約等からすぐに改善することが難しい可否問題についても、これを放置することなく、中長期的な財政計画の着実な遂行等によって、現段階で当該問題の改善時期（見通し）を措定することが必要である。この点については、例えば老朽化しつつある施設の建て替えに係る2号基本金の積立などを筆頭に、学園中期経営計画において考えられる限りの見通しをたて、改善に向けた準備を行っているが、さらに様々な問題を抽出してゆく必要がある。

第四に、問題が明確であるものの、その改善策の是非そのものについて議論が煮詰まっていない事柄がある。その筆頭はやはり「教育の質保証」に係る「方途」についてであろう。もちろん教育の質保証が冒頭に記した説明責任の一環として重要であることについて、議論はない。問題の本質は、それを具体的にどのような方途を用いてなすのかについて、明確な方向性を打ち出せていないことである。一個の教育機関として、その教育方針が仮に「知識・技能の一方的な詰め込み」（indoctrination）であるならば、改善は容易である。例えば各授業で履修者に知識を注入し、記憶することを強い、筆記試験においてその記憶の再生を求め、その再生率を公表し、それが8割程度となるなら「質を保証できている」と謳えば良い。ところが今般、社会も本学も、より適切なのは上記のような方法ではなく、「主体的・対話的で深い学び」「能動的な学修（Active Learning）」だと考えている。では、その成果（outcome）をどのように測るのか、本学は未だ検討の途上にある。まずもって巷間叫ばれる「アクティブ・ラーニング」は、新しい概念ではない。古代アテナイの街角におけるソクラテスの姿に、その真意はほぼ尽きている（問答法、産婆術）。ルソー、新教育期の様々な教育プラン、大正期の自由教育など、その範は枚挙にいとまがない。しかしそれらのほとんどが、いずれも最盛期を迎えた後に、批判の憂き目にあった。我が国の昭和30年代、英国サッチャー改革、米国の *Nation at Risk*、いずれも煎じ詰めればアクティブ・ラーニングの「成果」を捉えることの覚束なさに対する反動であった。古代以降さして答えが確立されていないと言って過言でないこの大問題について、すなわち知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力や主体性の「質」をどのように「評価」し「保証」するかについて、昨今も主張や言説は増加の一途を辿っている。同時に、ルブリックひとつとっても、難点が様々に指摘されている。これらを研究的に整理し、本学としての評価手法に係る方針策定につなげていくことが、今後の最大の課題である。